

2011 年度（平成 23 年度）
自己点検・評価報告書

日本赤十字秋田看護大学
日本赤十字秋田短期大学

目次

2011年度 自己点検・評価報告書

序章.....	1
【基準1】理念・目的.....	3
1. 理念・目的等.....	3
2. 理念・目的等の検証.....	5
【基準2】教育研究組織.....	6
1. 教育研究組織.....	6
2. 教育研究組織の検証.....	10
【基準3】教育内容・方法等.....	13
1. 教員組織.....	13
2. 教育研究支援職員.....	18
3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続.....	19
4. 教育研究活動の評価.....	19
5. 大学と併設短期大学（部）との関係.....	20
6. 教育改善への組織的な取り組み.....	20
【基準4】教育内容・方法・成果.....	22
1. 学部・学科・大学院等の教育課程.....	22
2. カリキュラムにおける高・大の接続.....	35
3. カリキュラムと国家試験.....	35
4. 看護学、介護福祉学系カリキュラムにおける臨地実習.....	37
5. 単位互換、単位認定.....	38
6. 開設授業科目における専・兼比率等.....	39
7. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮.....	41
8. 教育効果の測定.....	42
9. 成績評価法.....	44
10. 履修指導.....	45
11. 授業形態と授業方法の関係.....	46
12. 国内外との教育研究交流.....	47
【基準5】学生の受け入れ.....	54
1. 学生募集方法、入学者選抜方法.....	54
2. 入学者受け入れ方針等.....	59
3. 入学者選抜の仕組み.....	61
4. 入学者選抜方法の検証.....	63
5. 入学者選抜における高・大の連携.....	64
6. 科目等履修生・聴講生等.....	65
7. 定員管理.....	65

8. 編入学者、退学者	66
【基準6】学生支援.....	68
1. 学生への経済的支援.....	68
2. 学生の研究活動への支援.....	69
3. 生活相談—学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮.....	70
4. 生活相談—ハラスメント防止のための措置.....	71
5. 生活相談—生活相談担当部署の活動.....	71
6. 生活相談—進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配慮.....	72
7. 生活相談—不登校の学生への対応状況.....	73
8. 生活相談—学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況.....	73
9. 就職指導—学生の進路選択に関わる指導.....	74
10. 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援.....	75
11. 課外活動—資格取得を目的とする課外授業の開設状況.....	76
12. 課外活動—学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況.....	76
【基準7】研究環境.....	83
1. 研究活動.....	83
2. 経常的な研究条件の整備.....	84
3. 競争的な研究環境創出のための措置.....	86
4. 研究上の成果の公表、発信・受信等.....	87
5. 倫理面からの研究条件の整備.....	87
6. 施設設備等の整備.....	88
7. キャンパス・アメニティ等.....	91
8. 施設利用上の配慮.....	92
9. 組織・管理体制.....	93
10. 図書・図書館の整備.....	93
11. 情報インフラ.....	96
【基準8】社会連携・社会貢献.....	99
1. 社会への貢献.....	99
【基準9】管理運営・財務.....	106
1. 大学の理念・目的の実現に向けた管理運営方針と学校法人理事会との関係.....	106
2. 法令遵守等.....	109
3. 大学業務を支援する事務組織の設置と機能.....	111
4. 事務職員の意欲、資質の向上を図るための方策：スタッフ・ディベロップメント（SD）.....	114
5. 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立.....	115
6. 予算編成および予算執行は適切に行っているか。.....	118
【基準10】内部質保証.....	125
1. 自己点検・評価.....	125
2. 自己点検・評価に対する学外者による検証.....	127
3. 大学に対する社会的評価等.....	127
4. 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応.....	128
5. 財政公開.....	129
6. 情報公開請求への対応.....	132

7. 点検・評価結果の発信.....	132
終章.....	133
資料索引.....	137

序 章

本学は、1896年(明治29年)に開設した日本赤十字社秋田支部救護員養成所における看護婦養成を源とし、日本赤十字社秋田支部病院救護看護婦養成所(大正3年)、秋田赤十字病院赤十字看護婦養成所(昭和21年)、秋田赤十字高等看護学院(昭和25年)、秋田赤十字看護専門学校(昭和51年)における看護師養成を経て、1996年(平成8年)4月、日本赤十字秋田短期大学(看護学科および介護福祉学科)として開学した。さらに2009年(平成21年)4月には、短期大学看護学科を改組転換し、日本赤十字秋田看護大学を開学した。この間、一貫して世界的な人道機関としての赤十字の理念を基調とする「人道：Humanity」の建学の精神のもと、人の命を守り、人の尊厳と権利を尊重する教育を行ってきた。

本学では短期大学開設当初から教育研究活動評価委員会を設置し、自己点検・評価活動を開始し、平成19年度には短期大学基準協会による第三者評価を受審し、「適格」との結果を得た。

本学の自己点検・評価活動14期目である2009年度(平成21年度)は、日本赤十字秋田看護大学開学初年度であり、それに相応しい大学機構を整え、自己点検・評価活動は、新設されたセンター機構の1つである評価センターを中心として実施することとした。また、点検・評価項目は、財団法人大学基準協会による第三者評価を受審することを念頭に、同協会の評価基準に基づいて実施した。

新たな評価体制のもと、大学運営における計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)の連続性=PDCAサイクルを機能させ、内部的な質保証システムへ繋げていきたいと考える。

日本赤十字秋田看護大学
日本赤十字秋田短期大学
学長 森 美 智 子

■沿革

大正 3年 7月	日本赤十字社秋田支部病院救護看護婦養成所として発足
昭和21年 4月	秋田赤十字病院赤十字看護婦養成所と改称
昭和25年12月	秋田赤十字高等看護学院と改称
昭和51年 4月	秋田赤十字看護専門学校と改称
平成 8年 4月	日本赤十字秋田短期大学開学 初代学長に竹本吉夫が就任
平成10年 3月	秋田赤十字看護専門学校、88回生が卒業し閉校
平成15年 2月	第2代学長に時光直樹が就任
平成19年 4月	第3代学長に森美智子が就任
平成21年 4月	日本赤十字秋田看護大学開学 (日本赤十字秋田短期大学看護学科改組転換)
平成23年 3月	日本赤十字秋田短期大学看護学科廃止
平成23年 4月	日本赤十字秋田看護大学大学院開設

【基準1】理念・目的

大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。

1. 理念・目的等

(1) 到達目標

建学の精神「人道」的任務を達成するため、赤十字の7つの基本原則(「人道」、「公平」、「中立」、「独立」、「奉仕」、「単一」、「世界性」)を身につけ、医療・看護や社会福祉、災害救援の現場において人々のために役立つことのできる力を養う。

(2) 現状の説明

日本赤十字社は、120年の看護師養成の歴史があり、現在、学校法人日本赤十字学園が設置した看護大学6校・短期大学1校とともに、看護専門学校17校において、毎年約1300人の看護師を養成している。また、研究者の育成としては、大学院博士後期課程1校、博士前期課程(大学院修士)6校がある。

日本赤十字学園としては、各ブロックに1校の高等教育機関を目指して4年制大学が設立され、さらに大学院修士課程が設置されて来た経緯がある。しかし、大学の研究機関として、大学院研究科博士後期課程まで整えられたのは、1校のみである。各ブロックにおける高等教育機関としての機能を果たせるための大学院博士後期課程の設立まで、更なる努力を必要とする。日本赤十字秋田看護大学は、秋田県をはじめ、秋田県看護協会、秋田県医師会等の要望もあり、4年制看護大学の完成年度を待たずに大学院博士前期課程(修士課程)を本年設置した。

本学は赤十字の基本理念である「人道」の実践を建学の精神としている。それは赤十字の創始者であるアンリ・デュナンの活動の根底にある考え方である。

人道の精神は、赤十字活動の世界的な広がりにも象徴されるように、国家、宗教、民族の違いを超えて何時の時点でも、どこにおいても広く受容されるべき思想であり、換言すれば、医療、看護と同じあり方と考えられる。このような基本理念にたち、本学の教育理念は、人道的任務を達成するために必要な「赤十字の基本原則」を身につけ、医療・看護や社会福祉、災害救援の現場において人々のために役立つことのできる力を養うことを目的としており、この目的に沿って常にカリキュラムの構成にも注意を注いでいる。

本年3月に発生した東日本大震災に当たっては、当初から秋田赤十字病院と教員による現地への救急支援が行われ、また、6月以降には学生の希望者が避難所の生活支援のために教員と共に陸前高田に赴くと共に、募金などの後方支援活動がおこなわれた。

(3) 点検・評価

教育研究活動を行うにあたっての基本的方針、養成する人材像を含めた達成しようとする基本的な水準や成果等については、次のとおり学則第2条の中で明確に定められている。

学則第2条

本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

【優れた事項】

本学の建学の理念や教育目的をさらに向上させるために、短期大学看護学科を21年4月に四年制大学とした。

同時に次のとおりセンター機構を設置して活動した。

- ・評価センター 大学の資質の向上を図るため、定期的に評価を行った。
- ・研究センター 毎月1回、FD・SD研修会を実施して教職員の資質の向上を図った。
- ・赤十字・国際人道法教育活動センター 講演会、災害救護訓練を実施し、赤十字活動体験を図った。
- ・国際交流センター 外国大学（モナッシュ大学、台北医学大学）と交流した。
- ・地域交流センター 地域住民を対象として、講演会等を開催した。

教育目的を達成し、さらに質の高い医療人を育成する目的で、短期大学看護学科を2009年4月に四年制大学に改組した。学士課程では本来一般教養の意味付けが大きな意義を持っているはずであるが、教員、学生ともにその認識が乏しく、単位の修得のみが重要視される傾向にある。

学士課程の発足と同時に、学長の下に、センター機構を設置して教育、研究の充実を図っている。

つまり、評価センターでは大学の資質の向上を図るため、定期的に自己点検・評価を行い、研究センターでは、毎月1回、FD/SD研修会を実施して、教員の研究と教育の質と職員の教育機関の職員としての質の向上を図っている。さらに赤十字・国際人道法教育活動センターでは、講演会、災害救護訓練を実施し、学生へ赤十字活動体験を通して「人道」を考え、学び、実践する機会とした。また、国際交流センターでは外国大学（モナッシュ大学、台北医科大学）と交流を行い、教員と学生が日本とは異なる生活と考え方に触れる機会とし、地域交流センターでは地域貢献の一環として、地域住民を交えた講演会等を開催するなど地域住民との交流を図っている。これらセンターの活動は機能しているが、活動内容に関しては、必ずしも評価がされていない。

さらに、本年度には大学院看護学研究科を開設し、特にがん死亡率と自殺率が高く少子高齢化が進行している秋田県の現状から、がん看護学分野、助産学分野を加えた6分野を設置し、看護職のさらなる研究・教育能力の向上を図っている。

東日本大震災における支援活動に関して、学生個々の成長にとっては大きな意味があったと考えられた。しかし、これを教育の手段と考えることは被災者の生活状況を考慮すると不遜であろう。

(4) 改善方策

現在の教育内容を社会の変化に対応させながら、さらに発展させるため大学院修士課程を文部科学省に申請し、認可を受け本年4月開設した。今後は博士課程の設置を検討している。特に秋田県は少子高齢化が進んでおり、自殺率、がん発生率が高いため、がん看護学分野、助産学分野を設置して、社会人等を対象とした高度な教育・研究を目指す。

人道と看護学の根底にある人に関して学ぶことは教育上重要であり、この目的のために一般教養科目が存在している。教養科目のあり方に関する検討が必要であろう。また、各センターの活動に関する評価に関しては、評価する手段を構築する。大学院に関しては開設年度であり、経過観察中である。

(5) 次年度の到達目標

学生確保対策で重要であるホームページの掲載内容を検討し、充実させる。

赤十字の理念を学生・教職員に周知し、設置計画に基づく看護学部教育と短期大学教育の進行をはかり、よりいっそうの教育内容の充実を計画すると共に、大学院看護学専攻修士課程教育に関しても、設置計画に沿って高度な教育内容の充実を図る。

2. 理念・目的等の検証

(1) 到達目標

本学の教育研究活動全体を常に理念・目的・教育目標との関連で検証すると同時に、理念・目的・教育目標自体を社会との関わりの中で見直していく。

(2) 現状の説明

教育目標を実現させるため、カリキュラムに関係科目を設定している。看護大学では、基礎分野に「赤十字原論」、「国際関係論」、専門分野に「災害看護学」、「国際看護学」、「赤十字救急法」、「赤十字幼児安全法」、「赤十字家庭看護法」を設定している。

また、短期大学介護福祉学科では「赤十字領域」として「赤十字概論」、「救命救急活動論」「家庭看護法」「幼児安全法」及び「災害福祉論」を設定している。

大学院研究科は「赤十字」と名を冠した科目はないが、共通科目である看護倫理の中で赤十字の理念にふれ、人道のあり方を討議する。また、大学院設置の目的である、学問の追究に加え、社会貢献を意図した看護実践の全体的な底上げを目指して、看護実践の経験のある看護師を社会人学生として採用している。

(3) 点検・評価

大学、短期大学では、上記検証の手段として毎年度学生の授業評価、各部署からの自己点検・評価を実施している。看護学科の四年制大学化3年目であるが、昨年同様各担当教職員が精力的に諸事業に従事している。

赤十字関連の授業はもとより、赤十字の主たる事業である災害救護訓練を実施した結果、学生が身をもって体験することにより、赤十字の役割を改めて認識したほか、国際交流（モナッシュ大学への短期留学、台北医学大学との交流）等を実施し、学生と教員が交流の意義を学んだ。

大学院学生としての社会人学生は、積極的な学修態度で取り組んでおり、授業中の発表等にも実践的な経験がいかされており、講師からは良い評価を得ている。しかし、大学院の本来の目的である学問の追究には不足する点も垣間見られる所から、今後は教員と学生の質の向上に努力する必要がある。

なお、本学全体の評価については、評価センターが担当している。

(4) 改善方策

各部署からの自己点検・評価報告書を理念・目的・教育目標の妥当性について経営会議等で検証し、常に教育内容の充実を図るよう見直ししていく。

質の高い看護職を教育する為には、学部では常にカリキュラムを含めた教育環境の改善を行う事が必要である。また、大学院に於いても同様に、開設以前に予想できなかったカリキュラム上の問題や教育環境に関連する事柄を運用面で調整をする。

(5) 次年度の到達目標

各部署からの自己点検・評価報告書を理念・目的・教育目標の妥当性について経営会議等で検証する。

質の高い学部、短大の教育を達成するために、教職員間のコンセンサスを得るための方策を検討する。大学院については、開学初年度入学生から特に学修環境、学修内容に関する意見を聴取し、完成年度以後の大学院運営に資する。

【基準2】教育研究組織

大学はその理念・目的を踏まえて、適切な教育研究組織を整備しなければならない。

1. 教育研究組織

(1) 到達目標

本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、人道的及び応用的能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的としている。

以上の教育目的のための教育研究組織の達成目標は以下の通りとする。

- 1) 教育と研究に適した組織を構築する。
- 2) 教育と研究を企画・実践・評価する組織を構築する。
- 3) 大学、短期大学、大学院を持つ特徴ある大学として重点的な研究と、看護学及び介護福祉の実践に寄与する研究を促進する組織を構築する。
- 4) 卒業前教育と卒業後の臨床教育を継続して行う教育組織を構築する。

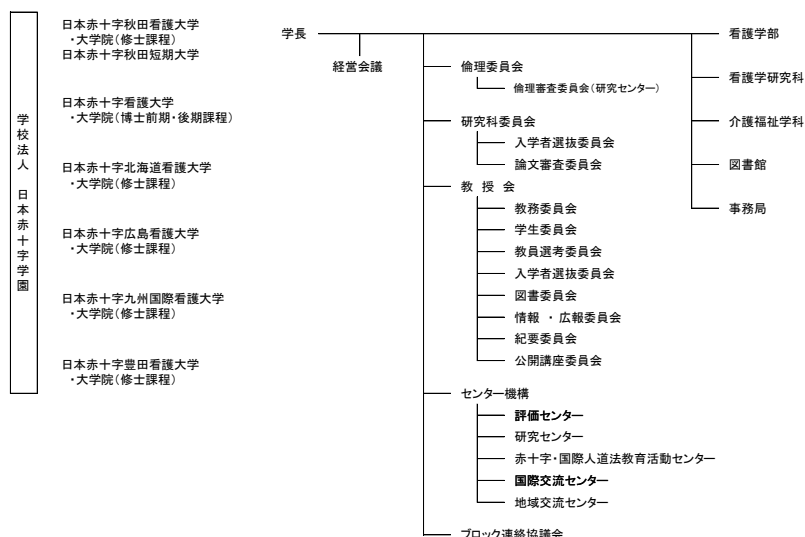
(2) 現状の説明

1) 教育と研究の組織

本学は、2009年に日本赤十字秋田短期大学看護学科(3年課程)を改組転換し3年を経過し、さらに今年度大学院看護学研究科修士課程を開設し、今年度は日本赤十字秋田看護大学看護学部看護学科1、2、3年次生及び短期大学介護福祉学科1、2年次生及び大学院看護学研究科1年次生が在籍し、キャンパスでは、これらの学生が共に学んでおり、各教育課程の特徴ある学科目を定め、教育と研究に必要な教員を配置している。

また、本キャンパスは、日本赤十字社の組織の一員である秋田赤十字病院と隣接しており、病院は学部および大学院学生の臨床実習の場となると共に、教員と学生の研究施設として機能しており、一方、大学は病院での看護研修に協力する体制を作っており、それぞれの特性を活かした教育と研究がなされている。また、学内での授業と臨地実習が密接に関連し合う教育環境にある。

資料 2-1 教育研究組織



日本赤十字秋田看護大学は、法人組織の6つのブロックを代表する各看護大学において、東北地区の高度看護教育を担う存在として位置づけられている。また、短期大学介護福祉学科は、日本赤十字学園唯一の介護福祉士養成教育を担う存在として位置づけられている。

大学組織は、資料2-1に示した。学長を中心に経営会議、大学、短期大学の各教授会および大学院研究科委員会を統合する合同教授会と、合同教授会の基にある各委員会およびセンター機構が位置づけられている。センター機構の一つとして、研究センターが位置づけられており、研究に関連する事項を担うとともに、教育に関連してはFD・SDの活動を支援している。

大学看護学部長、短大介護福祉学科長、及び大学院研究科長は学生の学習に関わる企画、実践、評価を総括し、また、学生生活については学務部長がその任に当たっている。教育と研究に必須である図書の実態については、図書館長を中心とする図書委員会が担っており、事務局長を中心とした事務組織が教員と共に教育と研究の環境を整えている。

さらに、日本赤十字学園および日本赤十字の6大学との教育と研究に関する連携は、それら大学間の学長会議および、学部長（学科長）・研究科長が参加する看護教育カリキュラム委員会が定期的に開催され、教育と研究に関連する情報の交換が行われているが、毎年、学術集会を通して研究交流も行われている。日本赤十字看護学会は発足12年目を迎え、共通の理念「人道」のもとに集い、学術集会を通じて研究に教育に相互に研鑽する場を設けている。内容は、資料2-2に示した。

資料2-2 日本赤十字看護学会学術集会

回	メインテーマ	会長	開催地	開催年度
1	21世紀の赤十字の看護	樋口康子	東京都	2000. 5. 27
2	看護教育、21世紀の叡智を求めて	濱田悦子	東京都	2001. 5. 26-27
3	情報化社会と看護 IT Society & Nursing Practice	松木光子	北海道	2002. 6. 14-15
4	変わりゆく医療と赤十字看護の役割	稲岡文昭	広島県	2003. 6. 6-7
5	国際化時代における赤十字看護・教育のチャレンジ	森美智子	東京都	2004. 6. 4-5
6	21世紀の赤十字看護の方向性を考える	小島道代	福岡県	2005. 6. 10-11
7	いま、求められる赤十字のヒューマンケアと看護実践	今泉正子	秋田県	2006. 6. 16-17
8	看護活動と地域社会との協働 Nursing Activities : Working with Local Communities	小西美智子	愛知県	2007. 6. 16-17
9	認知症の人と家族の暮らしを支える看護を考える Discussing the Nursing-Support for the life of Elderly with Dementia Family Caregivers	奥野茂代	京都府	2008. 6. 14-15
10	語ろう 看護の夢 Nursing our dream	守田美奈子	東京都	2009. 6. 20-21
11	看護師の品格を考える	石井トク	北海道	2010. 6. 19-20
12	看護の原点をたぐりよせ未来につなぐ英知	岡崎美智子	福岡県	2011. 6. 25-26

2) 教育と研究を企画、実践、評価する組織の構築

教育を企画・実践する組織：

具体的には、大学看護学部と短大介護福祉学科では、合同教授会傘下の教務委員会、学生委員会が中心になり、入学者選抜委員会、図書委員会、情報広報委員会が学園における教育の企画に関わっている。さらに教育課程の実施と学園生活を含めた広い意味での学部学生の教育に関しては、教務委員会と学生委員会、赤十字・国際人道法教育センター、地域交流センターなどが関わっている。

大学院教育では、教育の企画、実践に関しては研究科委員会が担当し、研究論文審査委員会と入学者選抜委員会を小委員会として設置して学生の教育を支援している。

教育の評価に関する組織：

大学学部、短大学科教育の評価に関しては、評価の一部である授業評価は教務委員会が実施しているが、教育に関する総合的な評価は評価センターが自己点検・評価の中で行っている。

大学院に関しては授業などに関する組織的な評価体制は設置していないが、総合的な評価に関しては評価センターによって行われる。

研究を企画・実施・評価する組織

研究に関しては、前述の研究センターが組織として構築されており、研究センターの担当する業務の中では、（１）教員及び学生の教育及び研究活動の推進（２）他大学・研究機関との共同研究の推進（３）FD（SD）に関する事項（４）研究活動に関連する倫理性の審査に関する事項（５）研究活動に関連する研修に関する事項（６）特別研究費に関する事項 などが、研究の企画・実施・評価を支援する。

3) 重点的な研究および看護・介護実践に寄与する研究の促進を図る組織

前項の研究センターの（６）特別研究費に関する部分で、大学として特色を持つ教育研究費をプロジェクト研究費として設定し、その配分に関しての検討を行っている。

4) 卒前教育および卒後の臨床教育の継続に関する組織の構築

実習指導者会議があり、大学学部臨床教育、つまり卒前教育に関しての組織は存在するが、卒後教育に関しては、現状では組織は構築されていない。

(3) 点検・評価

学内の組織全体を検証するのは、経営会議であるが、教育研究組織は大学看護学部と短期大学介護福祉学科及び大学院看護学研究科からなる合同教授会がその任に当たる。教育研究組織の妥当性は、毎年自己点検評価を行い、それを基に次年度の目標計画を立てることになっている。各々の教育単位での個別的な計画と組織全体の整合性を図り統括を行い、共有する必要があると考える。

また、本学の建学の精神は、世界的な人道機関としての赤十字の理念を基調とした「人道:Humanity」を大原則としている。この建学の精神は教職員により学生へと伝承されている。これらの教員の資質と新しい教育の方向性の調和から看護大学においては PBL 教育の導入を開始しており、全学的な規模で進められている。

1) 教育と研究に適した組織の構築

教育に関連する本学組織の適切性に関しては、教授会傘下の各委員会と学長の基にある各センターがそれぞれの機能に従い教育及び研究に関わり、教育の有効性と質の向上に努めている。また、大学看護学部、短期大学介護福祉学科、大学院のそれぞれが教育に関する会議を毎月開催しており、それらを全学的な合同教授会で統合し、さらにそれぞれの学部、学科で全教員が参加する教員会議が月に1回開催され、共有する事になっている。

教育に関連する研究センターの機能は主にFD/SDに関する事項であるが、第2金曜日に月例で運営委員会を開催し、FD/SD 研修会の企画運営も行っているが、今年度は教員の研究の共有を中心としたため、教育に関連する研修は少なかった。

2) 研究の企画・実践・評価

個人研究費の配分に当たり、個人の研究計画書を提出した段階で研究費の使用を許可する制度とし、研究の実践を促しさらに年度末には研究実績を文書で報告することを義務づけ、研究へのモチベーションを高める努力をしている。最終的には報告書を全教員に配布しており、教員の研究の活性化を図るとともに、研究内容を共有し共同研究へと進める予定である。

研究内容に関しては、具体的な評価は行っていない。しかし、対外的に一定の評価の対象になっ

ていると考えられる学会発表後の研究に関しては、学生への啓蒙と教員間の評価を得る目的とで、ポスターの形で一定期間掲示をしている。

3) 重点研究と看護学・介護福祉学の実践研究

プロジェクト研究は本学としての教育に関する研究を発展させるために設定されており、その成果は本学の紀要に公表され、学内における重点研究として位置づけられている。実際には、個人研究のテーマとしての看護学や介護福祉学の実践研究は見受けられるが、全学を巻き込む形の研究はなく、介護、看護に共通した研究はみられなかった。

4) 卒前教育と卒後教育に関連する継続教育の組織

前述のごとく、学生の実習に関する体制（つまり卒前教育に関する組織）はあるが卒後教育組織の構築は行っていない。

(4) 改善方策

2009年に開学した看護大学は、教育研究組織としての機能について、学士教育機関としての大学の特性を認識し、研究機関としての機能の強化が望まれている。また、FD/SDを通しての教員の教育に関する能力の向上と、研究能力の付与に関するサポートシステムを立ち上げているが、具体的な研究センターの活動を通じてさらなる支援体制を整えることが重要である。

1) 教育・研究に適した組織の運用の強化

24年度に計画し、25年度より実施される予定の教育カリキュラムの改正を前提に、学士課程および修士課程の教員としての教育、研究力の確保とそれら課程の職員としての能力の確保を目指し、FD/SD研修として大学のDiploma Policyの見直しをはじめとする研修を行い、教員・職員の自覚を促し、能力の向上を目指す。

2) 教育の企画・研究・実践・評価を充実

教務委員会を中心として教育に関連する各組織の有機的な共同をはかるために、大学、短大、大学院各々の教授会の活性化と、合同教授会の性格を明確にする。

3) 大学として共通な看護学及び介護福祉実践に寄与する研究のテーマを模索し、本学に特徴的な教育に関する研究を含む研究課題を創造する。

4) 卒業前教育と卒業後の臨床教育を継続して行うために臨床教授制度の活用と支援をする。

(5) 次年度の到達目標

1) 研究が発展するためのFD・SDの機能を高める。

2) 教育の企画・研究・実践・評価を充実するための支援組織を強化する。

3) 重点的な研究と、看護学及び介護福祉実践に寄与する研究を促進し、文部科学省の研究費の獲得に対し支援する。

4) 卒業前教育と卒業後の臨床教育を継続して行うために臨床教授制度の活用と支援をする。

5) 大学、短期大学、大学院それぞれの教授会の役割と会議としての合同教授会の役割を明確にする。

6) 学士教育に関わる人材として、大学のポリシー（Diploma Policy、Academic Policy、Admission Policy）の確認を行い、教員各々が教育に反映できる体制の構築を開始する。

7) 看護学科と介護福祉学科の両方を兼ね備えている特徴ある大学として、2学間に共通したケアの教育と研究のできる体制を構築する。

資料 2-3 全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2011年5月1日現在）

名称	開設年月日	所在地	備考
日本赤十字秋田看護大学 看護学部 看護学科	平成21年4月1日	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	
日本赤十字秋田看護大学 大学院 看護学研究	平成23年4月1日	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	
日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科	平成8年4月1日	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、研究所等ごとに記載してください。
- 2 当該学部、研究科の開設が届出による場合は、備考欄にその旨記載してください。
- 3 当該研究科、もしくは専攻が専門職大学院である場合は、備考欄にその旨記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、学部にならい記載してください。
- 5 通信教育課程、専攻科、別科等があれば、これも記載してください。

資料 2-4 全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2011年4月1日）

学部の名称	学科、専攻の名称	収容定員	所在地	備考
看護学部(*1)	看護学科(*1)	300	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	2009年から学生受け入れ開始
	3年次編入	10	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	2011年から学生受け入れ開始
	計	310		
大学院(*1)	看護学研究科(*1)	12	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	2011年から学生受け入れ開始
	計	12		
短期大学	看護学科		秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	2011年3月閉科
	介護福祉学科	100	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	
	計	100		
合計		422		

[注]

- 1 2011年4月1日付で設置している学部・学科、研究科・専攻を記入してください（募集停止しているものを含まず）。
- 2 通信教育課程があれば、これも記載してください。
- 3 2011年度から学生受け入れを開始、名称を変更した学部・学科、研究科・専攻名は、備考欄にその旨を付記してください。
- 4 学生募集を停止している学部・学科、研究科・専攻名には、備考欄にその旨を付記してください。
- 5 専門職大学院は、該当する研究科・専攻名に、（専門職）と付記してください。
- 6 2011年4月に完成年度に達していない学部・学科、研究科・専攻には（*1）を、完成年度+1年を経ていない学部・学科、研究科・専攻には（*2）を付記し、備考欄に学生受け入れ年月を記入してください。
- 7 収容定員は、入学定員を変更している場合、編入学を実施している場合、完成年度に達していない場合、学生募集を停止している場合など、「現在の入学定員×標準修業年限」では算出できませんので注意してください。
- 8 現在、文部科学省に設置申請中の学部・学科、大学院研究科・専攻・課程（修士・博士）がある場合は、記載してください。

2. 教育研究組織の検証

(1) 到達目標

教員及び学生教育並びに研究活動の質的向上を図ることを目的として、センター機構の研究センターを中心に以下の目標により活動を行う。

- 1) 教員及び学生の教育・研究活動の推進
- 2) 他大学・研究機関との共同研究の推進
- 3) FD（SD）に関する活動の推進
- 4) 研究活動に関連する倫理性の審査等、規範の提示・推進
- 5) 研究活動に関連する研修に関する事項の検討及び鼓舞活動
- 6) 特別研究費に関する事項の推進
- 7) その他学術研究の充実に係る事項の検討・推進

(2) 現状の説明

教育組織の現状

看護大学看護学部、短期大学介護福祉学科、大学院看護学研究科を併設している本学では、前項1.(2)で述べた教育組織を保有しており、各学科、学部、研究科の教育に関する共有を合同教授会で行っている。

研究組織の現状

教育研究を含めた研究に関する到達目標達成の為に、主としてセンター機構の一つである研究センターを中心に活動しており、同センターの活動は以下のようになっている。

- 1) 教員及び学生の教育・研究活動の推進
- 2) 他大学・研究機関との共同研究の推進
- 3) FD・SDに関する事項
- 4) 研究活動に関する倫理性の審査に関する事項
- 5) 研究活動に関連する研修に関する事項
- 6) 特別研究費に関する事項の推進
- 7) その他学術研究の充実に関する事項

なお、4) 研究活動に関する倫理性の審査に関しては、大学倫理委員会の下部機構となっているので、実際には研究センターとは別の組織である。

研究センターの本学教育研究組織での位置づけは、資料2-1に示した。研究センターは、看護大学、短期大学及び大学院の研究センターとして位置づけられており、その運営に関する審議は以下の通りである。

- 1) 運営の基本方針の策定
- 2) 業務計画の策定
- 3) 予算決算に関する事項

研究センターの構成員は、センター長と運営委員からなる。センター長は、看護大学及び短期大学の両教授のうちから経営会議の議を経て学長が任命し、運営委員は教員及び事務局研究担当職員からなる。

運営委員会は第2金曜日、研究センター倫理審査委員会は第1金曜日を定例とし、FD/SD活動については研修会を毎月第3木曜日に定例で開催した。

資料2-5 FD・SD一覧

講演者	教育・研究関係	運営・業務改善	その他	主な内容
学内教職員	12件	5件	5件	研究の進捗状況 科学研究費補助金公募について 委員会等活動方針・計画の説明 共用リポジトリサービスに係る説明
学外講師	3件	1件	0件	「『2011年度入試結果』と『進研模試』にみる 動向分析」 「グローバル化時代の大学のあり方」 「研究に必要な倫理とは？」 「意志ある学びを実現するポートフォリオ」
計	15件	6件	5件	

FD/SD 研修会では、大学における教職員の研究能力の向上は、教育に関する能力開発の重要な一つと位置づけている。学内教職員による報告は合計9回、教員による研究発表34題、事務職員による報告は7題、特別講演1題であった。その他、外部講師による特別講演会を実施した。

倫理性の審査については、研究センター倫理委員会規程に則り研究倫理審査委員会にて審査した。

(3) 点検・評価

本大学・短期大学・大学院の合同で実施されるFD・SDは、センター機構の研究センターの計画により資料2-5に示すように実施した。教員の参加者数は延べ292名で出席率は平均98%であった。教育研究組織としては、研究センター機構を中心とした活動によりその任を果たしていると考えられる。また、教員と職員がFD/SDとして共に切磋して研究に取り組み発表できている点は優れた取り組みと評価できる。しかし、一方、FD/SDの目的とする、「教員及び学生教育並びに研究活動の質的向上を図る」ことの達成に関しては、自身の研究の課題を発表したに止まる者もあり、今後さらに経過を見守り、各々が研鑽できる資質を育む取り組みが必要と考える。

また、一方内容については、教員による研究発表は合計34題であり、その内容は調査研究20題、介入研究9題、実験研究4題、その他1題で、本学学生を対象とした教育研究が11題を占めていた。これらの内容からは、多くは実態調査に止まり、看護・介護福祉に関する新しい提案までには至らず、今後の課題となった。また、研究自体の結果と考察に対する評価の甘さは否めない。まだまだ、理論と現実に基づく客観的検討が必要と考える。

(4) 改善方策

- 1) 日常の教育・業務の中で研究的思考を如何に育むかが課題である。
- 2) 各々の思考を発展させられる環境として、教員間での教育、研究に関する自由な発言を促し、教育観を育める場としての研修会を開催する。これによりお互いの思考・研究を尊重して、切磋琢磨して育む土壌を培う。

(5) 次年度の到達目標

- 1) 研究が発展するためのFD・SDの機能を高め、日常の教育・業務の中での研究的思考の研鑽に活用する
- 2) FD/SD研修会によりお互いの研究内容を知り、情報交換をする事により、より広く多様な思考を育むとともに、高等教育の本質を考える研修を企画する。

【基準3】 教員・教員組織

大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編成方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない。

1. 教員組織

(1) 到達目標

学部・学科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部・学科の教員組織を適切に配置し、学部及び学科の教育理念・目的の達成に努める。

1) カリキュラムの構成に合わせ、それぞれの分野及び領域に専門の教員を配置する。

①大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけが適切に行われる。

②主要な授業科目には専任教員を配置する。

③教員の年齢構成が適切である。

④専門分野には、経験豊かな専門性を有する社会人も起用する。

⑤外国人教員を必要とする科目においては、外国人の受け入れをめざす。

⑥教員の男女比の割合は学部及び学科の特性から女性の比率を多くし、おおよそ7対3の比率をめざす。

2) 教員間の連絡調整が円滑に行われ、教育の目的が達成される。

(2) 現状の説明

資料3-1、3-2に示すとおり、設置基準上、必要とする教員数は充足されている。具体的には、看護学部は収容定員200名～400名に教員12名と定められている。本学では収容定員100名に対し教員24名である。短期大学介護福祉学科は、1学年50名に対して必要教員7名のところ9名である。いずれも必要教員数は充足されている。

大学、短期大学ともに主要な授業科目にはそれぞれ専任教員を配置している。本学では、兼業については、職務専念義務に反しないものとして学長が許可した場合を除き、原則として兼業を行ってはならないと定めている。兼業に従事する時間は、勤務時間外及び当該教員の研究日とする。一週あたりの延べ兼業従事時間数の上限は原則8時間としている。これらにより、現状の教育に支障を来すことがないように円滑に業務が遂行されている。資料3-3に開設授業科目における専兼比率を示している。年齢構成は、大学は、31～40歳が10名、41～50歳が11名、51～60歳が11名、61～70歳が8名、71歳以上が5名の45名の構成である。短期大学介護福祉学科は31～40歳が4名、41～50歳が2名、51～60歳が1名、61～70歳が2名の9名で構成される。資料3-4、3-5に専任教員年齢構成を示している。

専門分野における経験豊かな専門性を有する社会人教員の起用は、看護大学では赤十字本社の職員であった1名である。短期大学介護福祉学科においては、特別養護老人ホーム施設長であった1名である。その他、専門領域の非常勤講師としての活用がある。

外国人教員の受け入れは、看護学部においては、宗教学担当として、また、短期大学介護福祉学科においては、英語担当として非常勤教員を各1名配置している。

教員の男女比に関しては、大学45名のうち女性が33名(73.3%)、短期大学介護福祉学科9名のうち女性が5名(55.6%)である。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整に関しては、学内の場合は、教務委員会(カリキュラム、実習、教材、PBL、国家試験対策など)を中心に行われる。非常勤教員との連絡調整に関しては、おもに学務課を通して調整している。なお、必要時は、直接教員間で行っている。

(3) 点検・評価

必要教員数は、看護大学は開学3年目で、学生数300名に対し教員数45名で十分に確保されている。また、短期大学介護福祉学科についても学生数に対し9名であり必要教員数が配置されている。また、教員は、兼業しようとするときは所定の申請書に兼業先からの依頼状及びその他の参考資料を添付し事前に届け出ており、規程に沿った対応がなされている。この申請は、多くは年度初めに行われており、本学の教育・研究の遂行に支障のない範囲内で調整し、計画的な教育・研究を行うことができている。

看護学部、短期大学介護福祉学科ともに、主要科目には専任教員を配置している。2009年に開学した看護学部の各分野の専任教員は、文部科学省の設置認可の教員判定審査委員会の審査において承認されている。また、短期大学においては、教員選考委員会においてその専門性について審査を受けた教員である。

教員の年齢構成は、看護学部は31～50歳の21名を中心とし、各年齢層から構成され、教育経験の豊富な専門性を備えた教員が確保されている。しかし、20歳～30歳代のこれからは担う教員が少ない。完成年度に向けて20～30歳代の若手教員の採用が望まれる。短期大学介護福祉学科は、各年齢構成は比較的バランスがとれている。

専門分野における経験豊かな専門性を有する社会人の起用に関しては、学内の教員選考基準では研究業績を重視しており、現在は大学1名、短期大学1名の起用に留まっている。現場経験の豊かな社会人は学生の評判がよく、特に実践的な専門分野などでは、実際的な経験を生かした実学、臨場感等を学生に提供できることから、今後の起用が望まれる。

外国人の受け入れに関しては、看護学部で1名（宗教学）、短期大学介護福祉学科1名（英語）を非常勤講師として配置している。今後、国際交流が進む中、専門分野においても外国人教員の受け入れが期待される。

教員の男女比に関しては、ほぼバランスはとれている。

(4) 改善方策

看護学部は完成年度（平成24年度）までは、原則として異動できない。その間に、教員に異動があった場合は、文部科学省に円滑な手続きをとる。

短期大学介護福祉学科は、必要数の配置となっている。兼業届の提出は維持する。

今後、教員を採用する際は、その専門性ととも年齢構成や性別バランス等も考慮する。また、教育研究上必要があれば社会人の受け入れや国籍や言語に関係なく外国人教員の起用も考えていく。

教員間の連携においては、委員会を越えたFDや教員会議等を活用し、意見を広く求める機会をつくっていくとともに、日常的に教員一人ひとりが情報交換を図っていく。

(5) 次年度の到達目標

- 1) 教員を採用する際は、その専門性ととも年齢構成や性別バランス等も考慮する。
- 2) 教員間の連携においては、委員会を越えたFDや教員会議等を活用し、意見を広く求める機会をつくっていく。

資料3-1 全学の教員組織

学部・学科		専任教員数									助手	備考	
		教授		准教授		講師		助教		計			
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)			
看護学部	看護学科	16		8		6		10		40	0	3	
大学院	看護学研究科	2						1		3	0		
計		18	0	8	0	6	0	11	0	43	0	3	
(短期大学)	看護学科	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	介護福祉学科	3		1		2		3		9	0	1	
計		3	0	1	0	2	0	3	0	9	0	1	
合計		21	0	9	0	8	0	14	0	52	0	4	

[注]

- 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載してください。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記してください。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入してください。
- 6 「大学の教員等の任免に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については記入しないでください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。

資料3-2 学部の教員組織

学部・学科等		専任教員数										助手	設置基準 上必要専 任教員数	専任教員 1人当た りの在籍 学生数 (表 14(B)/計 (A))	兼任教員 数	備考
		教授		准教授		講師		助教		計(A)						
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
看護学部	看護学科	16		8		6		10		40	0	3	21	8	40	
大学院	看護学研究科	2						1		3	0					
計		16	0	8	0	6	0	10	0	40	0	3	21		40	
(短期大学)	看護学科	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	介護福祉学科	3		1		2		3		9	0	1	7	11	9	
計		3	0	1	0	2	0	3	0	9	0	1	7		9	
その他の学部教育担当組織										0	0					
大学全体の取組定員に応じ 定める専任教員数													3			
合計		19	0	9	0	8	0	13	0	49	0	4	31		49	

[注]

- 1 「専任教員数」については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表してください。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の学部教育担当組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 3 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。その場合、(表19-3)及び(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入されます。たとえば、大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育がもたら研究科の専任教員によって行われている場合がこの典型的な例です。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。
- 5 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。
- 6 「大学の教員等の任免に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。
- 8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入してください。併設短期大学からの兼務者も「兼任教員数」の欄に含めてください。なお、国立大学所属教員については、「兼任」「兼任」を共に「併任」としている場合もありますが、学外からの併任者は「兼任教員数」欄に記入してください。同一の兼任教員が複数の学部を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく、学部全体で記述しても結構です。
- 9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には、その数値を記入すると共に備考欄にその旨を記述してください。
- 10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入してください。
- 11 専任教員補助者(例えば、いわゆる助手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。

資料3-3 開設授業科目における専兼比率

学部・学科			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目	
看護学部	看護学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	51	11	62
			兼任担当科目数 (B)	15	10	25
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	77.27	0.00	71.26
		教養教育	専任担当科目数 (A)	11	5	16
			兼任担当科目数 (B)	5	10	15
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	68.75	33.33	51.61
大学院	看護学研究科	専門教育	専任担当科目数 (A)	1	30	31
			兼任担当科目数 (B)	0	0	0
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	100.00	0.00	100.00
		共通教育	専任担当科目数 (A)	1	4	5
			兼任担当科目数 (B)	0	2	2
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	100.00	66.67	71.43
(短期大学)	介護福祉学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	23	0	23
			兼任担当科目数 (B)	9	0	9
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	71.88	#DIV/0!	71.88
		教養教育	専任担当科目数 (A)	7	5	12
			兼任担当科目数 (B)	1	7	8
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	87.50	41.67	60.00

[注]

- この表は、大学設置基準第10条にいう「教育上主要と認める授業科目」についての選任教員の担当状況を示すものです。
- ここでいう「選任担当科目数」には、他学部・大学院研究科・研究所等の選任教員による兼任科目も含めてください。
- カリキュラムを改定した場合は、改訂前・後、それぞれ分けて作表してください。
- 「専門教育」欄および「教養教育」欄は、大学の設定する区分に応じて名称を付してください。その場合であっても、おおそ専門育的な教育と教養教育的な教育に分けて記入してください。
- 「全開設授業科目」欄には、「必修科目」「選択必修科目」のほか、「選択科目」「自由科目」など、すべての授業科目数の合計記入してください。「必修科目」と「選択必修科目」の合計ではありません。
- セメスター制を採用しており、各学期ごとの状況に差がある場合はそれぞれの学期について作表してください。
- 同一科目を2回実施している場合の計算方法は下記の通りです。
①同一講師による場合→専任教員が担当した場合は専任担当科目数1、兼任教員が担当した場合は兼任担当科目数1となります。
②複数教員による場合→専任教員が担当した場合は船員担当科目数1、専任教員と兼任教員がそれぞれ担当した場合は、専任担当科目数0.5、兼任担当科目数0.5となります。
- 実験・実習等において兼任教員を含む複数の教員が担当する場合は、人数比による数値を記載してください。
(例：専任4人、兼任1人で担当の場合は、専任0.8、兼任0.2となります)。

資料3-4 専任教員年齢構成 (大学)

学部	学科	職位	71歳 以上	61歳～ 70歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計	
看護学部	看護学科	教授	4	7	4		1					16	
			25.0%	43.8%	25.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
		准教授			1	4	3						8
			0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
		専任講師			1	1	4	2					8
			0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
助教						1		4	5		10		
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	40.0%	50.0%	0.0%	100.0%		
合計			4	7	6	5	9	2	4	5	0	42	
			9.5%	16.7%	14.3%	11.9%	21.4%	4.8%	9.5%	11.9%	0.0%	100.0%	
大学院	看護学研究科	教授	1	1								2	
			50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
		准教授											0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		専任講師											0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
助教									1		1		
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%		
合計			1	1	0	0	0	0	0	1	0	3	
			33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%	
定年 65歳													

[注]

- 「IV 1 全学の教員組織」(表19)のうち、学部、大学院研究科(及びその他の組織)に記載の専任教員について、所属組織ごとに作成してください。
ただし、教養教育担当者が学部に分属しているものの教養教育は全学共通で行っている場合は、その教員数を学部から除き、教養教育担当者の表を学部準じて別個に作成してください。
- 各欄の下端にはそれぞれ「計」欄の数値に対する割合を記入してください。

資料3-5 専任教員年齢構成（短大）

学部	学科	職位	71歳 以上	61歳～ 70歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計	
(短期大学)	介護福祉学科	教授		2	1							3	
			0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
		准教授						1					1
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		専任講師						1		1			2
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	助教								2	1			3
0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	
学科合計			0	2	1	0	1	1	3	1	0	9	
			0.0%	22.2%	11.1%	0.0%	11.1%	11.1%	33.3%	11.1%	0.0%	100.0%	
合計			0	2	1	0	1	1	3	1	0	9	
			0.0%	22.2%	11.1%	0.0%	11.1%	11.1%	33.3%	11.1%	0.0%	100.0%	
定年 65 歳													

2. 教育研究支援職員

(1) 到達目標

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等の実施においては、必要科目の人的補助体制を整える。または、授業の時間割の工夫にて対応し、教員と教育研究支援職員が連携・協力し、円滑な教育を行う。

必要時ティーチング・アシスタント（TA）を制度化し、活用する。

(2) 現状の説明

看護学部では、看護学実習において1グループを少人数体制にして対応している。外国語教育、情報処理関連教育等では1学年を2～3グループに編成して授業を行っている。

短期大学介護福祉学科においては、生活支援技術VI（調理）で助手を配置している。現在、ティーチング・アシスタント（TA）制度は導入していない。

(3) 点検・評価

大学、短期大学ともに必要時人的補助体制を整えて対応し、教員と教育研究支援職員が協力して円滑な授業が行われている。

(4) 改善方策

実験・実習を伴う教育の場合、教科目担当の教員との情報交換を密にし、1学年のグループ分け、人的補助体制を考慮する。ティーチング・アシスタントは必要時検討する。

(5) 次年度の到達目標

- ① 今後とも実験・実習を伴う教育の場合、教科目担当の教員との情報交換を密にする
- ② 1学年のグループ分け、人的補助体制を考慮する。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

(1) 到達目標

本学の規程に則り、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きとその運用が適切に行われる。

(2) 現状の説明

大学、短期大学ともに、教員募集、任免、昇格にあたっては、教員選考規程及び教員選考基準に関する規程に基づき実施している。

任期制等を含む教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況としては、現在、任期制を助手にのみ適応している。助手の任期は3年である。再任の任期は2年で、1回を限度としている。助手は、専門分野の研鑽に努め助教要件を満たすことにより昇格し、留まることも可能となっている。

(3) 点検・評価

教員の募集・任免・昇格は、大学、短期大学ともに、教員選考規程及び教員選考基準に関する規程に基づき、適切に行われている。

(4) 改善方策

教員選考規程及び教員選考基準に関する規程の運用について定期的に確認する。助手が助教に昇格できる環境を整える。

(5) 次年度の到達目標

助手は、専門分野の研鑽に努めて助教要件を満たし、助教に昇格できる環境を整える。

4. 教育研究活動の評価

(1) 到達目標

各教員の教育研究能力・実績が適正に評価される。その結果が教員選考基準に活用される。

(2) 現状の説明

教員の教育研究活動等についての評価方法は、以下の方法により行われる。

①授業評価は、授業終了時に学生により行われる。

②教員の教育および研究活動の評価は、自己申告に基づいて実施している。

年度毎の勤務評価で教育領域、研究領域、学内貢献領域、社会貢献領域毎に自己評価をする。

(自己評価→評価者に提出→評価委員会で調整→学長に報告)

③紀要に各年度の研究活動を掲載し、自己の研究活動の振り返りを行っている。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、短期大学介護福祉学科では、選考基準に沿った助教1名の採用があった。

(3) 点検・評価

各教員による自己評価は行われているが、それを客観的に評価する機構を十分に活用するには至っていない。

(4) 改善方策

・学生の授業評価を受けての各自の改善策等について、客観的に評価する機会・仕組みを整える。

- ・教員の教育研究能力・実績が適正に評価されるよう、教育研究活動評価の仕組みを整える。
- ・教員採用の際は、今後も教員選考基準に則り採用する。

(5) 次年度の到達目標

学生の授業評価を受けて各自の改善策等について、客観的に評価する機会・しくみを整える。

5. 大学と併設短期大学（部）との関係

(1) 到達目標

大学、短期大学それぞれに固有に人員が適切に配置される。また、大学及び短期大学との活発な人的交流が図られる。

(2) 現状の説明

大学および短大設置基準に則り、それぞれ適正な人員の配置がされている。

大学および短期大学の教員は、それぞれの専門分野の教科目を相互に担当しており、さらに、各委員会組織を通じて交流が行われている。

(3) 点検・評価

大学、短期大学ともに適切な人員配置が行われている。教授会及び各委員会、センター機構も大学と短期大学との合同機構となっており、教員の相互交流が図れている。

(4) 改善方策

今後も大学、短期大学それぞれの固有に適正な人員配置をし、欠員時は速やかに補充を図る。人的交流においては、さらなる活発化を図る。

(5) 次年度の到達目標

合同会議及びFD、SDの機会を通し、大学・短期大学の人的交流の活発化を図る。

6. 教育改善への組織的な取り組み

(1) 到達目標

- ・学生が十分な教育上の成果を上げるために、シラバスに教育内容と方法を記載し活用する。
 - ・教員は、学生による授業評価を活用し、教育改善に反映させる。
 - ・教育上の成果を上げるために、卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価する仕組みを導入し整える。
 - ・教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立とその運用を具体的に実施する。
 - ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する共通理解形成のための研修会の実施。
 - ・教育及び研究に関する基本的な心構えの向上を目指した研修会の実施。
- 以上を、年間を通じて実施し、FDに対する全教職員の理解を深め、教育研究の質の向上へ向けたPDCAサイクルの構築を目指す。

(2) 現状の説明

シラバスの作成については、授業担当者に授業の目的・目標、授業計画、成績評価の方法、テキストおよび参考文献、履修にあたっての留意点を記述してもらい、作成している。シラバスは4月

に学生に提示し、授業内容の把握、履修科目の選択に役立っている。

学生による授業評価については、看護学部、短期大学介護福祉学科とも、それぞれの授業科目に対して各期に授業評価を行い、業者に依頼して結果を出し、各教員にフィードバックしている。評価結果は、5段階評価において概ね4段階である。その結果を各教員にフィードバックしている。両学科ともに項目「分からないことは調べたりした」において3～4に留まっているが、学年が長じるに従い、この点の改善がみられる。

看護学部、短期大学介護福祉学科とも、授業評価については、学部、学科毎にまとめ教授会で報告すると共に、各教員には全体評価と個人評価をフィードバックしている。

さらに、看護学科においては看護師国家試験、介護福祉学科においては卒業時の共通試験の結果などにより、教育効果を確認できる。教育効果を上げるために、教務委員会においてそれらに対する委員会を設置し、対応している。

短期大学介護福祉学科においては、卒業直前に、在学時の教育内容・方法等に関する教育評価を実施している。

FDに関する方針については、研究センター(教員7名、事務職員2名で構成)において策定し、実施した。

(3) 点検・評価

学生による授業評価については、両学科ともに項目「分からないことは調べたりした」において3～4に留まっている。

卒業生に対する在学時の教育内容・方法の評価は、授業の改善に生かすことができる内容である。今後継続的に検討する必要がある。

FD研修を毎月定例で実施したことにより、全教職員がFDに関する意識を高め、知見を得るための取り組みを組織的に実施できたと判断する。

毎月定例のFD研修は、教員の基本的資質の向上、専門的な授業内容や教育方法の改善をテーマに事例発表と討論を実施した。特別講演・研修は、1年間のFD研修の振り返りとともに、この分野を専門とする研究者の講演とともに本学の取り組みを踏まえての助言、そして今後のFDの方向性について示唆をもたらす非常に有益な機会となった。

(4) 改善方策

シラバスが、学生の学習にどのように活用されているかを把握し、必要に応じて改善を図る。

授業評価は、学生に公表することにより、学生自身の学習評価にも役立てるようにする。評価の返却の時期を早くする必要がある。

看護学部においては、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入を具体的に検討することが必要である。

短期大学介護福祉学科においては、カリキュラムの変更に伴い、評価項目についての検討及び改革に向けた検討が必要である。

教育上の効果を上げるためには、教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムが確立されていることが必要である。各評価の結果を踏まえ、各々においての改善策を検討し、必要時新たなシステムについて検討する。また、学生による授業評価は実際には教育評価の一部にすぎないので、大学院を含めて、今後、総合的な評価の方法とシステムを検討する必要がある。

(5) 次年度の到達目標

①授業評価の結果を踏まえ、各々が改善策を検討し、教育改善に反映させる。

②卒業生が在学時の教育内容・方法を評価する仕組みを整える。

【基準4】教育内容・方法・成果

大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。

1. 学部・学科・大学院等の教育課程

1) 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性(大学設置基準第19条第1項)及び短期大学(短期大学設置基準第5条第1項)、大学院(大学院設置基準第11条第1項)の体系性

(1) 到達目標：教育目標と学位授与方針

[看護大学]

1. 豊かな人間性を養って、生命を守り、人の尊厳と権利を尊重して行動できる。
2. 看護の専門的知識と技術を修得し、科学的な根拠に基づいた適切な判断と解決ができる。
3. 他の専門職と連携・協力し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与できる。
4. 看護を体系的にとらえ、看護の諸現象を科学的に探求する姿勢を身につける。
5. 自己成長を目指すとともに生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる。
6. 看護を国際的視野でとらえ、広く社会に貢献できる。

[短期大学：介護福祉学科]

1. 赤十字の基本原則を基調として、生命と人権を尊重する倫理的態度と豊かな人間性を身につける。
2. 介護実践に必要な基礎的知識・技術・態度を修得し、介護を必要とする人の自立および自己実現とその家族を支援できる。
3. 介護に関する社会保障の制度、施策について理解し、社会の変化に対応できる。
4. チームケアの一員として、介護福祉士の役割を果たすことができる。
5. 介護福祉の実践者として自己研鑽に努め、その向上・発展に貢献できる。

[大学院]

1. 人の生活と健康を考慮し高度な判断のもとに支援できる。
2. 人の尊厳を確保するための倫理観を持ち、「人道」に基づく感性を有する。
3. 研究倫理を遵守し、看護学に関する研究を推進できる。
4. 高度な医療や医療政策に対応する看護の方法論を評価できる。
5. 地球規模での健康問題を視野に入れ、国際的な災害や貧困の中で看護を実践できる。
6. 深い洞察力に裏付けされた高度な専門性を持つ。

(2) 現状の説明

教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針の明示

[看護大学]

1896年日本赤十字社秋田支部病院救護看護婦養成に始まり、以来、看護教育に長い歴史を誇る秋田の地に、1996年4月に設立された日本赤十字秋田短期大学看護学科を改組転換し、2009年4月に日本赤十字秋田看護大学が設立された。近年の高いヘルスケアニーズに応えるべく質の高い看護者の育成を目指している。それは、「人間の生命は尊重されなければならない」という「人道」に基づく赤十字の精神を基本理念とし、地域そして世界において全ての人々の生命と健康を守ることができる医療人の育成である。

看護はあらゆる健康レベルにある人々に対して、自然治癒力を高める方向で健康のレベルの向上に向けて働きかける専門職である。したがって、看護学部の教育は、人間の本質を追求する「基礎分野」と人間の健康生活を理解し働きかけることができる基本の知を高める「専門基礎分野」、ま

た、これらを応用することにより人々の健康生活に働きかける知と技を高める「専門分野」からなり、1年目（1・2 Semester）、2年目（3・4 Semester）、3年目（5・6 Semester）、4年目（7・8 Semester）として構築されている。具体的には、下記のカリキュラム構成からなる。

基礎分野：入学直後には、演習として〔教養ゼミナール〕を設定し、大学における基本的な学習方法を学ぶ機会とする。入学時から2 Semesterに設定される〔人間工学、心理学、人間関係の心理学、健康科学・レクリエーション実技、教育社会学〕は、人間の心と身体を理解するための知と技術を学ぶことを目的としている。人間と自然に関する知として〔生命科学、環境科学〕及び、人間と社会・文化に関する知〔哲学、宗教学、法学、教育原論、社会学、郷土文学、音楽論、物理学〕は、入学から3 Semesterに設定されている。また、人間と情報に関する知と技術〔基礎統計学、看護情報学、コンピュータと医療社会〕は、4・5 Semesterに設定されている。入学時から6 Semesterに設定されるのは、〔国際関係論、赤十字原論、国際保健学、異文化論、医学英語、英語L・S、英語R・W、英語海外研修、英語表現、中国語L・S、中国語R・W、フランス語L・S、フランス語R・W〕である。これらは、国際化社会で活動するための人間に必要な知と技として組み入れられている。

専門基礎分野：専門基礎分野は、入学時から5 Semesterで、〔人間の健康、疾病と治癒過程、保健医療福祉〕について学び、人間を全人的な存在として理解する目を養うことを目指している。これらの科目としては、〔形態機能学、遺伝学、生化学、感染免疫学、薬理学、食生態学、社会福祉概論、臓器移植〕〔病理学、病態生理学、疾病治療論・総論、疾病治療論・外科的治療、疾病治療論・成人老年、疾病治療論・母性 小児、疾病治療論・精神〕〔疫学、環境衛生学、保健統計学、保健福祉行政論、家族援助論、生活論、地域リハビリテーション、医学概論〕を設定されている。

専門分野：専門分野として、〔基礎看護学領域、臨床看護学領域、広域看護学領域、展開看護学領域〕の4つの専門領域を設定している。基礎看護学領域は、〔看護学概論、看護基礎理論、援助的人間関係論、看護過程、フィジカルアセスメント、基礎看護技術論、基礎看護方法論、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ〕からなり、入学時から4 Semesterまで発展的に展開される。臨床看護学領域は、〔成人看護学領域、老年看護学領域、小児看護学領域、母性看護学領域〕の4領域からなり、各々に4領域に沿った理論と方法論、実習で構成され、2 Semesterから4 Semesterで学習する構成である。広域看護学領域は、〔精神看護学、地域看護学〕の2領域で構成され、各々の領域の理論、方法論、実習からなり、地域看護学実習が6 Semesterに開講している他は3・4 Semesterで行われる。展開看護学領域は、がん治療看護論他、感染看護論、看護管理学、災害看護学等へと展開し、5から7 Semesterに開講する。総合実習（インターンシップ）は、7 Semesterに組み込まれている。病棟の患者が必要としている看護、また、外来における看護、さらに、外来から病室に、そして退院により地域における生活者への看護を体験すると同時に、他職種との連携を体験する。また、看護管理のあり方を体験し、地域に密着した活動を展開している保健医療の場を活用し、地域看護と臨床看護の継続を学ぶことができる。さらに、これらを基に8 Semesterでは、統合看護技術、卒業研究へと発展的に活用することが可能である。医療の場、地域における生活者、あらゆる状況にある人々の健康増進を、他の医療人と共に協働して支援し続ける知と技を身につけることができるように意図されている。

さらに、本学では、特に災害・救護医療など様々な場面において、「人道」の理念の基にチームアプローチを通してリーダーシップ、メンバーシップを発揮できることも目指して構築している。

〔短期大学：介護福祉学科〕

1896年日本赤十字社秋田支部病院救護看護師養成に始まり、以来看護教育に長い歴史を誇る秋田の地に、1996年4月に設立された日本赤十字秋田短期大学に秋田県の要請を受け介護福祉学科が開設された。

介護福祉学科は、本学の教育理念を踏まえ、開学以来、教育課程の枠組みを、〔赤十字、人間、生活、社会、健康、文化〕と考え、その理解を深める教育を目指し、教育課程を〔赤十字分野、基

礎分野、専門分野] に区分して構築してきた。介護福祉士養成カリキュラムの改正に伴い、平成21年度入学生からは、教育課程の枠組を〔赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域、介護領域〕の4領域に変更した。実習では、多様な介護ニーズに対応する必要性に鑑み、認知症グループホームや障害者施設での実習を実施し充実を図った。

①赤十字領域：赤十字分野は、赤十字の理念を基礎とした介護福祉士として、社会的責任・地域社会に対する関わりを理解する。その内容は、1年次には、〔赤十字概論〕にて世界的な人道機関としての赤十字の歴史と伝統から学ぶ本学ならではの科目である。2年次には、〔救命救急活動論、家庭看護法、幼児安全法、災害福祉論〕を学ぶ。

②こころとからだのしくみ領域：多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠を学ぶ領域である。科目としては〔発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ、認知症の理解Ⅰ・Ⅱ、障害の理解Ⅰ・Ⅱ、こころとからだのしくみⅠ・Ⅱ・Ⅲ〕があり、全て1年次に開講している。

③人間と社会領域：介護の基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資することに関する基本的内容を学ぶ領域である。1年次から2年次を通して、学ぶ科目は〔人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会と制度の理解、英語Ⅰ・Ⅱ、研究概説、情報科学、ボランティア活動論、社会学、レクリエーション活動援助法Ⅰ・Ⅱ、ゼミナール、音楽、法学、地域福祉論〕である。

④介護領域：利用者の尊厳の保持、自立支援の考え方を踏まえ、生活を支えることに関して具体的に学ぶ領域である。そのために〔介護の基本Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、コミュニケーション技術Ⅰ・Ⅱ、生活支援技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ、介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、介護総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、介護実習Ⅰ-A・B・C・D、介護実習Ⅱ-1・2〕の各科目を開講し、1年次から2年次を通して、段階的に学ぶことができる工夫をしている。これらを通して、その人らしい生活を支えるために必要な介護福祉士としての専門技術・知識を介護の実践を通して学んでいる。

[大学院]

本大学院における教育課程編成の考え方の基本は、「知識基盤社会」の形成を念頭に置き、学生に実証的な方法論を開発する能力を付与すると共に、それをもって地域における健康問題の解決に貢献することである。達成目標を大きくまとめると、1. 健康問題に関連する研究の推進ができる 2. 専門的な知識と技術を持って、実践に貢献できる 3. 健康問題に関して、地球規模での他職種間協働ができる の3点に絞られる。

これらの目的のために、本学の理念である「人道」の理念を基調として、本大学院では共通科目10科目と、専門科目としては4分野の看護学に関して7領域の科目を開講している。

共通科目の看護研究法は健康問題に関する研究推進の基本であり、修士課程における基本である。人道の視点からの専門的な知識、技術の陶冶には、看護管理論・政策論、看護倫理、看護教育、看護理論、臨床診断学、病態生理学、臨床薬理学が中心であり、地球規模での健康問題に関連して異文化看護論、英文購読 を開講している。

専門科目は基盤看護学分野、がん看護学分野、健康生活支援看護学分野、助産学分野である。基盤看護学分野はどのような状況の人にとっても日常生活の基盤である健康の保持増進を考慮し、健康を外部から脅かす感染症に対する感染制御学と、内部要因としての「食べる事」に関する食看護学を開講している。がん看護学分野に関しては、がん患者とがんを持ちながら日常生活をしている人への質の高いケアを研究する修士課程と共に、さらに看護実践を積み重ね、高度な実践能力を目指す専門看護師(CNS)の教育課程を開講している。健康生活支援看護学分野は、発達段階と生活の場の両側面から主として健康危機に関する一時予防に着目し、小児看護学、老年成人看護学、地域看護学を含み、特に本学の存在する秋田県の地域性を考慮し、前述の項目2および3を総合的に考え、研究を推進する体制としている。助産学分野では、助産師による女性の生涯を考慮した健康問題の研究と、2、3の方針に従い質の高い助産活動のできる助産師を育成する目的で、助産師国家試験受験資格を取得する教育を開講している。教育方法の特徴は、助産師国家試験受験資格希望の一人を除き、社会人学生であるために、大学院設置基準14条に準拠し、夜間および休日の開

講をしている。

(3) 点検・評価

看護大学の教育は、看護の基礎教育として、人間の本質を追究することから出発し、人間の健康生活を理解し働きかけることができる基本の知を高め、また、医療の場、地域における生活者、あらゆる状況にある人々の健康増進を、他の医療人と共に協働して支援し続ける知と技を身につけることができるように意図されている。さらに、本学の特徴である「人道」の理念の具現化の一つに災害・救急医療看護等を設定し、赤十字精神の基プロフェSSIONALとして卒業を迎えられるように構築されている。

特に「学ぶ主体は学生である」とのコンセンサスの基に、知識伝達型教育から問題発見及び問題解決能力を涵養する生涯教育(PBL テュートリアル)を取り入れ、看護の主體的行動の基盤を培う。本取り組みは、東北地方における看護教育の取り組みとして斬新な試みである。本試みが、「気づき・考え・行動する」主體的な看護師として成長できる教育方法として定着するように、丁寧に評価し今後につなげることが重要である。

短期大学介護福祉学科では、新カリキュラムによる教育が3年目を迎えた。〔赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域、介護領域〕の4領域により構成されており、学生が対象者の一人一人を大事にし、「for から with へ」とその人と共に創り上げていく介護福祉の育成を目指してきた。各学年における教育は、恙なく行われ、学生の主体性も育まれている。今後は、教育課程の評価を通して、赤十字の「人道」の精神がどのように介護福祉士の育成の具現化に活かされたかを明らかにする必要がある。

また、看護大学及び短期大学は、共に創立の理念の達成に沿った教育内容であり、教育方法における創意工夫は、学習者にとって学習し易い人的・物的環境といえる。選択科目も多く取り入れており学生の学習意欲への配慮がされている。

看護大学は、開学3年目にあり文部科学省認可の遂行年度である。兼任教員の教育への関与は、専門分野の教員の参加となり、新風をもたらしていると考え。看護大学及び短期大学の更なる特徴は、同じ校舎内にて両学生が学ぶことにより、学生同士の交流が行われている。例えば、学友会は双方の協力のもとに行われ、学園祭及び宣誓式、スポーツフェスティバル等の運用も円滑に行われている。

今後は、看護学教育及び介護福祉学教育の学問内容において、相互に研鑽を積むことができる協働のコースなどを開講することも重要と考える。

大学院は開学初年度であり、文部科学省の認可事項の遂行年度の中にある。大学院1年生の専攻分野別学生数は、基盤看護学分野(感染制御学1名、食看護学2名)、がん看護学分野(専攻変更のため0人)、健康生活支援看護学分野(小児看護学2名、成人老年看護学3名、地域看護学1名)助産学分野(助産学2名、助産師国家試験受験教育1名)合計12名である。

教員に関しては、開学時に予定されていた研究指導教員1名の体調不良があり、学生に不利益を与えないため担当科目で大学院教育の経験のある教授が、当初の予定者と連絡を取り合って授業を行うという事態が発生した。他の科目に関しては、当初の予定通りに進行をしている。また、大学院の授業を学内に公開し、教員と学部学生も聴講可能にして、広く関連分野の知識を学内で享受できる機会とした。

(4) 改善方策

看護学及び介護福祉学を学ぶ学生として、その学問背景を相互に理解する機会をカリキュラムに取り入れ、ダイナミックな教育構築を試みることも必要である。すなわち、将来看護・福祉の社会にて協働することになる看護学、介護福祉士の教育の魁として、合同カリキュラムの構築、改善・改革を試みることも必要と考える。さらに、カリキュラムの進行に伴い、患者会の方、産業界の方等と広く交流を図りながら、社会に目を向けた創造性を育む豊かさを養うことも必要と考える。

大学院の担当教員では、分野の中において同一の専門を持つ複数の教員を配置することが困難な場合が多いが、一科目に対して、少なくとも研究指導教員と研究指導補助教員の2名を配置する体制が必要である。

(5) 次年度の到達目標

- ①看護学及び介護福祉を学ぶ学生として、その学問背景を相互に理解する機会をカリキュラムに取り入れ、ダイナミックな教育構築を試みる準備期間とする。
- ②PBLテュートリアル教育が、「気づき・考え・行動する」主体的な看護師として成長できる教育方法として定着するように、丁寧に評価し今後につなげる。
- ③看護学及び介護福祉学を学ぶ学生として患者会の方、産業界の方等と広く交流を図りながら、社会に目を向けた創造性を育む豊かさを養う機会を創造する。
- ④大学院修士課程の学生と教員の交流を図り、学問的な交流を図る。
看護学部と介護福祉学科に共通した科目の配置を学部カリキュラム改正で考慮する。
修士課程の完成年度を迎え、カリキュラムの見直しとともに担当教員の見直しを行い、学生が一貫して学びやすい体制を構築する。
- ⑤教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学構成員(教職員および学生等)への周知ならびに社会に対する公表を図る。
- ⑥教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証する仕組みを構築する。

2) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

(1) 到達目標

[看護大学]

看護学部の教育目標に掲げる項目の中で特に以下の1と6の内容に準拠し、その目的を達成する。

1. 生命を守り、人の尊厳と権利を尊重して行動できる豊かな人間性を養う
 - ①豊かな人間性を育みながら、人の痛み・苦しみや喜びを共感的に理解し、コミュニケーションを図ることができる
 - ②赤十字の愛の精神を持って、創造的に問題解決を考えることができる
 - ③赤十字基本原則を理解し、赤十字看護職者としての責任感を培う
2. 看護の専門的知識と技術を修得し、科学的な根拠に基づいた適切な判断と解決ができる能力を養う
3. 他の専門職と連携・協力し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与できる資質を養う
4. 看護を体系的にとらえ、看護の諸現象を科学的に探求できる姿勢を養う
5. 自己成長を目指すとともに生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる能力を養う
6. 看護を国際的視野でとらえ、広く社会に貢献できる能力を養う
 - ①看護を取り巻く世界動向、法律施策、政治情勢に常に関心を持ち、看護の動向を考察できる
 - ②国内外での救護に関する組織的活動ができる基礎的能力を身につける
 - ③異文化の理解に努め、それぞれが持つ個別的及び普遍的特徴をとらえながら、国際的な視点で健康問題を考えることができる

[短期大学介護福祉学科]

短期大学介護福祉学科の教育目標に掲げる項目の中で特に以下の1と5に準拠し、その目的を達成する。

1. 赤十字の基本原則を基調として、生命と人権を尊重できる倫理的態度と豊かな人間性を養う
2. 介護実践に必要な基礎的知識・技術・態度を修得し、介護を必要とする人の自立及び自己実現とその家族を支援できる能力を養う

3. 介護に関する社会保障制度、施策について理解し、社会の変化に対応できる能力を養う
4. チームケアの一員として、介護福祉士の役割を果たすことができる能力を養う
5. 介護福祉の実践者として自己研鑽に努め、その向上・発展に貢献できる能力を養う

[大学院看護学研究科修士課程]

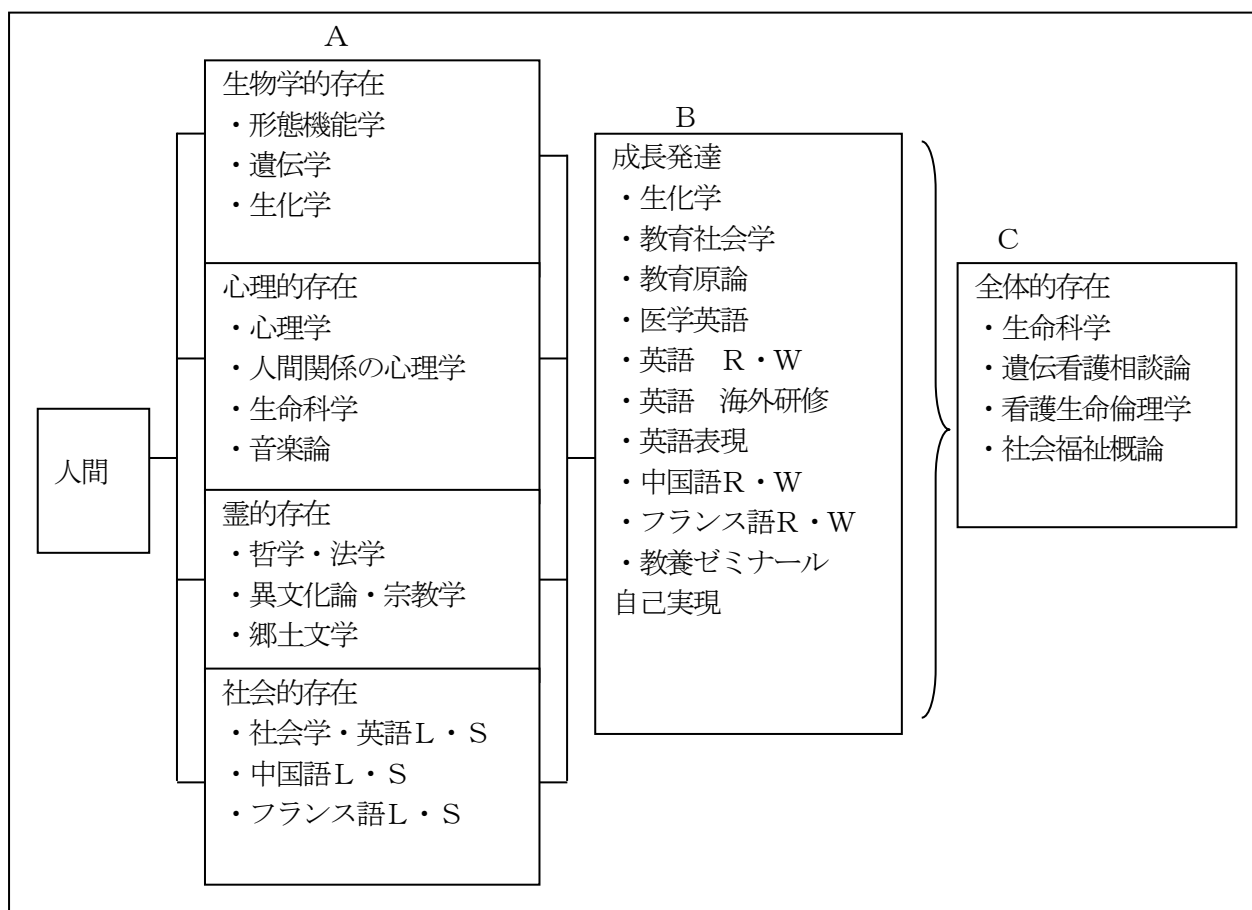
人道 (Humanity) を基本理念とする建学の精神に則り、広く精深な学識と、看護学の学術的・実践的研究を教授することにより、その奥義を究め、より高度な専門性を以て社会に貢献できる有意な人材を育成することを目的とする。

(2) 現状の説明

[看護大学]

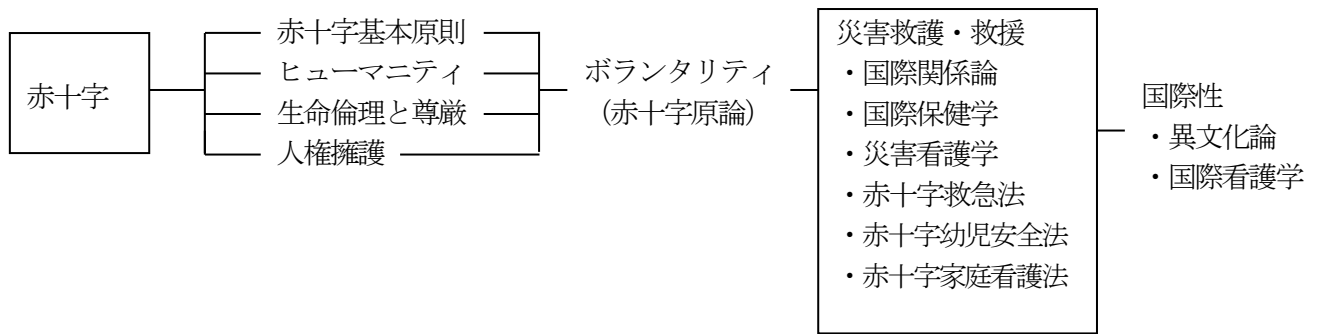
看護学の主要概念の中でカリキュラムの体系図を表現し、人間の位置づけを次のように表現している。(資料 カリキュラム体系図・授業要綱頁13)

主要概念は、人間・環境・健康・赤十字・看護から成る。その中で特に倫理性について深く探求する内容は人間・赤十字の概念としてのカリキュラム内容である。



Cにより人間を全体的な存在としてとらえる生命科学は1年次に、また、社会福祉概論は2年次に配置して3年次に看護学実習の場に於いて遭遇する倫理的諸問題の学びをもとに4年次の遺伝看護相談論と看護生命倫理学へと繋ぎ学びを深める。

基礎教育は、これらを支える科目として、A及びBの中に位置づけている。更に資料の図に示すように環境としての概念を支える科目としての基礎教育の位置づけも考えている。



赤十字の看護は、赤十字の基本原則である人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性を基調とし、国際的な視野に立って人々の生命を守り、個人の尊厳と権利を尊重する。その看護活動は、国籍、人権、信条及び政治的、社会的立場の如何を問わずに、対象となる人々の健康レベルに応じて健康上の問題を解決することである。この精神は、建学の精神として赤十字で学ぶ学生の行く手を照らし、倫理の本質を探究し続けることになる。

[短期大学介護福祉学科]

教育の枠組みは、赤十字、人間と社会、こころとからだのしくみ、介護の4領域からなる。この内、倫理性については、赤十字、人間と社会、こころとからだのしくみの領域にてその多くを学ぶ。

赤十字領域は、赤十字概論を1年次に、救命救急活動論、家庭看護法、幼児安全法、災害福祉論を2年次に開講している。人間と社会領域では、1年次に人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会と制度の理解、英語Ⅰ・Ⅱ、研究概説、情報科学、ボランティア活動論、社会学を開講している。また、レクリエーション活動援助法Ⅰは1年次に、Ⅱを2年次にと発展させている。この領域では、2年次にゼミナール、研究概説等により学生が自ら主体的に考えを発展することを可能にする配置がされている。こころとからだのしくみの領域は、発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ、認知症の理解Ⅰ・Ⅱ、障害の理解Ⅰ・Ⅱ、こころとからだのしくみⅠ・Ⅱ・Ⅲの全てを1年次に開講し、それぞれが発展的に学ぶことを可能にする。2年課程の学生が倫理性を培うには、基礎教育の内容を踏まえたこころとからだのしくみの領域は、より現実的な内容として考える機会をもたらすと考える。

[大学院看護学研究科修士課程]

大学院の基礎教育に関しては、研究に関する基本的な方法論と看護学に関するより深い知識と認識であろう。後者と赤十字の精神は重なるものである。科目としては、前者としては共通科目の看護研究法、専門科目の特別研究あるいは課題研究があげられる。倫理性に関しては看護倫理、異文化看護論の科目があげられるが、そのほかの専門科目の授業でもゼミ形式で進められるために、学生の討議の中で倫理性はしばしばとりあげられている。

(3) 点検・評価

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけが一貫しており、またカリキュラム遂行に当たり、適正な教授陣を配している。さらに、看護大学及び短期大学介護福祉学科における教育の基盤は、いずれの場合も“赤十字”の理念を基調としており、全てが倫理性を培うと考えられる。従って、カリキュラムの構築とその教育内容には、本学としての強い精神が反映されていると解釈する。

大学院では、社会人学生が多く、研究に関する思考の基盤が不足であり、研究法の授業に関する理解が十分とはいえない。

(4) 改善方策

これらの教育課程をより一層発展的に探求するためには、大学が研究基盤を確立して、学問の深奥を極める必要があると考える。

また、集中講義をさけ、学習の振り返り、自主的学習による積み重ねができる時間が必要である。

(5) 次年度の到達目標

大学院修士課程における研究基盤と協働して、学問の深奥を深め、教育課程をより一層発展的に探求する。

大学院における看護研究法の科目に関する完成年度以後の内容の検討を準備する。

3) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

(1) 到達目標

看護大学看護学部、短期大学介護福祉学科の教育上の成果をあげるために教育内容と方法を整え、「専攻に係る専門の学芸」に基づく専門教育的授業と科目を教授する。

(2) 現状の説明

本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し看護学、介護福祉学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

この目的を達成するために各々の専門領域における専門教育授業と教科目を教授するべく整えている。

(3) 点検・評価

学校教育法第 83 条では、「1. 大学は、学術の中心として広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。2. 大学は、その目的を実現するための教育研究を行いその成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と掲げている。

この内容から、本学の目的で掲げている内容と整合性があると考えられる。

(4) 改善方策

学校教育法第 83 条に沿って本学の教育目的を掲げており、これに沿って遂行する。

(5) 次年度の到達目標

学校教育法第 83 号に適合した、教育目的に沿った教育を継続的に遂行する。

大学院における 3) (大学院および専門大学院の目的) 学校教育法第 99 条との整合性

(1) 到達目標

大学院看護学研究科の教育上の成果をあげるために、教育内容と方法を整え、「専攻に係る専門の学芸」に基づく専門教育的授業と科目を教授する。

(2) 現状の説明

本大学院は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く精深な学識と、看護学の学術的・実践的研究を教授し、高度な専門性を待った有能な人材を育成することにある。この方針に基づき、本学が存在する秋田県の住民の健康に資する分野の研究と実践のための科目を整えている。

(3) 点検・評価

専門分野のうち、がん看護学分野、健康生活支援看護学分野、助産学分野に関しては、それぞれ実践場面で健康課題に関わる分野であり、実践を構築するためにより学問的な接近が必要な科目であり、基盤看護学分野に関しては実践場面に深く関連する基礎的な健康問題を扱う医療と看護の学問的な基盤である。つまり、学問的な基盤の上に確実な実践を積み上げようとする物であり、社会への貢献度は大きい。大学院の目的（学校教育法第99条より抜粋）「大学院は学術の理論および応用を教授研究し、その奥義をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする」と目的とは整合性が存在する。

(4) 改善方法

基本的には改善の必要はないが、目的を達成するための教育方法の改善に努める。

(5) 次年度の到達目標

完成年度に向かい、大学院申請時の目的を遂行する。

4) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

(1) 到達目標

看護大学及び介護福祉学科は、共にその建学の精神を赤十字の理念である「人道：Humanity」に基づいている。さらに、看護大学の教育目的には、科学的な看護を実践するために主体的な行動力と感性を備え、社会性豊かな人間形成、さらに優れた問題解決力を持って、国内外を問わず人々の保健医療・福祉・救護の向上に寄与できる看護専門職者を養成することを挙げている。

短期大学には、高度な介護福祉学を教授・研究し、豊かな人間性と優れた総合判断力をもって広く国民の福祉の向上に寄与できる介護福祉士を養成することを挙げている。

(2) 現状の説明

看護大学：看護大学の教育課程の構成は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野からなり、一般教養的授業科目は基本的に基礎分野（21単位）に属している。さらに、4年間を通して展開される問題解決型学習（Problem-Based Learning：PBL）とテュートリアル教育方法により主体的に学び、科学的な思考により総合的に判断し問題解決する力を養っている。

短期大学介護福祉学科：短期大学介護福祉学科においては、赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域、介護領域の各領域中、一般教養的科目は、赤十字領域（6単位）、こころとからだのしくみ領域（20単位）、人間と社会領域（26単位）にて教授し、その中で、深い教養及び総合的な判断力、豊かな人間性を培うことに配慮した教育がなされている。

(3) 点検・評価

一般教養科目及び基礎分野はいずれもそれぞれの学問分野を支える領域であり、全ての領域に共通する深奥を極める方向を示す科目である。建学の精神である「人道：Humanity」の理念に基づき、豊かな人間性と優れた総合判断力をもって広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与できる人材育成を柱とした教育目的の達成を中心に組まれている。したがって、一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮は十分になされていると考える。

また、看護大学、大学院修士課程及び介護福祉学科は、4年制、大学院修士2年課程及び2年制と履修年限が異なるが、「人道」という共通の教育理念のもと、お互いが切磋する医療・福祉の現場におけるチームのメンバーとして、また、特に4年制及び2年制においては、在学中よりお互いを尊重し活動する基盤を一般教養の共通科目を通して学ぶことが可能である。赤十字の共通の理念

のもとに、幅広い視点に立ち、各々の基礎教育における一定の役割を担っていると考える。

(4) 改善方策

看護大学は4年次に統合実習として看護管理とインターンシップを取り入れる等、総合的な判断力の醸成にもとづく人間性の涵養に資するよう教育課程が整えられている。一方、看護師及び保健師等の資格取得への準備期間ともなる上級学年では、学習の幅が限られることも懸念される。これらを踏まえた学際的な総合科目のありかたを検討することも課題である。

なお、看護学部においては、学年進行中でありこれらを勘案しながら経過を見守る方向である。

介護福祉学科においては、2009年度に新カリキュラムになり、一般教養の単位数が増えて深い教養、総合的な判断力、豊かな人間性を培うという視点での科目が充実した。今後は、履行状況を見守り評価する。

(5) 次年度の到達目標

看護大学：学際的な総合科目のあり方を検討し、豊かな人間性の涵養に努める。(特に上級学年は、看護師及び保健師等の資格取得への準備期間ともなり学習の幅が限られることが懸念される)

介護福祉学科：新カリキュラム後の教育課程について評価・改善し、深い教養、総合的な判断力、豊かな人間性を培う教育のさらなる充実を図る。

5) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

(1) 到達目標

日本赤十字秋田看護大学の「建学の精神」は、世界的な人道機関としての赤十字の理念を基調とした「人道：Humanity」を大原則とする。赤十字の看護は赤十字の基本原則である人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性を基調とし、国際的な視野に立って人々の生命を守り、個人の尊厳と権利を尊重する。その看護活動は、国籍、人種、信条及び政治的、社会的立場の如何を問わずに、対象となる人々の健康レベルに応じて健康上の問題を解決することである。

看護大学では、上記の建学の精神に則りカリキュラムが構築されている。したがって、看護を広い視野でとらえ、広く社会に貢献できる能力を養うことが大前提であり、国際化などの進展に対応するための具体的な教育目標がその一つである。また下位目標には以下を掲げている。

- 1) 看護を取り巻く世界動向、法律施策、政治情勢に常に関心を持ち、看護の動向を考察できる。
- 2) 国内外での救護に関する組織的活動ができる基礎的能力を身につける。
- 3) 異文化の理解に努め、それぞれが持つ個別的及び普遍的特徴をとらえながら、国際的な視点で健康問題を考えることができる。

(2) 現状の説明

看護大学：上記達成目標の下に基礎分野に「国際化社会を生きるための人間に必要な知と技術」をテーマに13の関係科目を位置づけている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・国際関係論、・赤十字原論、・国際保健学、・異文化論・医学英語、・英語L・S、・英語R・W、・英語 海外研修、・英語表現、・中国語L・S・中国語R・W、・フランス語L・S、・フランス語R・W |
|---|

上記の他に特色ある教育としては、国際教育分野を開設している。内容は、ボランティア活動、英語海外研修(オーストラリア)、国内外災害看護演習などがある。

短期大学介護福祉学科：介護福祉学科では、人間と社会領域に必修科目として英語Ⅰ、選択科目に英語Ⅱ、フランス語を開設している。

以上を通して、学生の外国語能力の推進に努めている。

(3) 点検・評価

赤十字の理念をかかげている本学の教育においては、看護・介護活動において、外国語の教育は重要な位置づけにあり、広く学生が学ぶ領域である。

看護大学、大学院修士課程、介護福祉学科いずれにおいても、赤十字の教育理念を踏まえた教授陣により学生の学習意欲は高くその成果を上げている。また、海外研修への参加も主体的であり、今後の発展へとつなげることが可能であると考ええる。

(4) 改善方策

看護大学、大学院修士課程、短期大学生ともに連携しながら、国際留学への道をさらに開拓し、国際的な学習へのつながりを深め、発展へと導くことも重要である。

また、国際赤十字の活動を通して外国語の応用能力を促進する必要があると考える。

(5) 次年度の到達目標

看護大学、大学院修士課程、短期大学生ともに、国際的な学習へのつながりを深め、外国語の応用能力を促進する。

6) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

(1) 到達目標

看護大学、大学院修士課程及び介護福祉学科は、建学の精神において、国際化社会における活動に備え、ふさわしい教養と国際感覚を持った医療人・福祉人としての能力を培う必要がある。国際感覚と医療・福祉の実践能力をバランス良く持ち、人々の健康生活に役立つ人材育成に向けた教育である。

(2) 現状の説明

看護学部は、開設授業科目は総単位数が149単位である。このうち卒業必要単位数126単位を構成する科目は、外国語4単位と赤十字原論1単位を含む基礎分野(一般教養科目)21単位(16.6%)、専門基礎分野24単位(19.0%)、災害看護学・国際看護学・赤十字救急法・赤十字幼児安全法・赤十字家庭看護法を含む専門分野81単位(64.4%)からなる。

具体的には、基礎分野一般教養必修17単位、選択必修6単位(卒業選択1単位)、選択9単位(卒業選択3単位)の32単位(卒業選択21単位)からなる。また、専門基礎分野は、専門基礎分野科目必修単位22単位、選択6単位(卒業選択2単位)の28単位(卒業選択24単位)からなる。専門分野では、基礎看護学領域必修12単位、臨床看護学領域必修27単位、広域看護学領域必修17単位、展開看護学領域必修17単位の合計73単位からなり、また、展開看護学領域選択必修10単位(卒業選択5単位)、選択6単位(卒業選択3単位)からなる。

短期大学介護福祉学科は、開設授業科目は総単位数が95単位、このうち卒業必修単位数80単位を構成する科目は、赤十字領域3単位(3.7%)、外国語2単位を含む人間と社会領域(一般教養科目)14単位(17.5%)とこころとからだのしくみ領域(専門基礎分野)20単位(25.0%)、介護領域(専門分野)43単位(53.8%)からなる。具体的には赤十字領域必修3単位、選択3単位(卒業必要3単位)、人間と社会領域必修14単位(卒業必要14単位)、こころとからだのしくみ領域必修20単位、介護領域43単位からなる。

(3) 点検・評価

看護学部では卒業に必要な単位数が126単位以上。介護福祉学科は卒業に必要な単位数が80単位以上である。

看護学部及び短期大学介護福祉学科ともに、資格取得に関連する科目取得を前提にしている。また、日本赤十字の基本理念である赤十字分野における単位修得もまた本大学及び短期大学の特徴とするところである。

専門科目の単位が卒業単位に占める割合が高いのは、資格取得の必修要件によるものであり、必然性があるものとする。また、赤十字に関する科目の設置は、本大学及び短期大学の理念を学ぶ意味あることである。

(4) 改善方策

外国語教育をより実質的なものにするために、週当たりの回数を増やすなど演習方法等更に検討することを考える。

(5) 次年度の到達目標

看護学部及び短期大学介護福祉学科ともに資格取得に関連する科目取得を前提としていることから、総合的な評価により、その適切性、妥当性について検討する。

7) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

(1) 到達目標

日本赤十字秋田看護大学看護学部及び短期大学介護福祉学科にとっては、基礎分野と専門基礎分野の持つ意味は重要である。日本赤十字秋田看護大学の基本原則は「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」を基調とし、国際的視野に立ち、人々の生命を守り、個人の尊厳と権利を尊重する。そのカリキュラムの実施・運営により本大学・短期大学の教育の基盤を確実にする。

(2) 現状の説明

赤十字の基本理念を教育理念により具現化する看護大学、短期大学における基礎分野と専門基礎分野の教育の実施・運営は、教授会の下部組織の一つである教務委員会により行われる。また、看護学部では、教務委員会の下部組織として、カリキュラム委員会、臨地実習委員会、教材委員会、PBL テュートリアル教育委員会、国家試験対策委員会を設置し、具体的運用にあたっている。基礎分野及び専門基礎科目の担当教員については、看護大学、短期大学の教育理念に基づき各々に関する教育者が担当している。看護大学は、短期大学看護学科から改組転換の開学3年目である。介護福祉学科においては、新カリキュラムへの変更による教育を実施している。何れにおいても基礎分野と専門基礎分野の教育は充実し履行中である。

(3) 点検・評価

赤十字の基本理念を看護大学、大学院修士課程における基礎科目と専門基礎科目により教授している。また、短期大学介護福祉学科においては、赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域、介護領域により教授している。教務委員会及び大学院研究科委員会においては、それらの履行状況を学生の授業評価及び教育評価により確認し是正している。また、教務委員会は、下部組織からの情報を受け具体的運用の評価にあたっている。

教授会の下部組織である教務委員会に看護大学及び短期大学介護福祉学科の状況が報告され、公開評価にて是正する点は、非常に優れていると考える。また、学生による授業評価を公開し教育内容に対する評価、教育体制による評価を実施している。その評価結果に対する最終責任は学長、学部長、学科長にあり、必要時個人へ還元し、教育の向上に努めている。

(4) 改善方策

看護学部においては完成年度以後のカリキュラムがより完成度の高いものとなるようにカリキュラム評価を続けることが重要である。また、基礎科目及び専門基礎科目から専門科目へのスムー

ズな移行や橋渡しができるように、この課題に特化した委員会において継続的に見直していく必要がある。

短期大学介護福祉学科では、基礎教育と教養教育が人間と社会領域を中心として展開されているが、新カリキュラムを総合的に評価する必要がある。

(5) 次年度の到達目標

看護学部：完成年度以後のカリキュラムがより完成度の高いものとなるようにカリキュラム評価を続ける。

介護福祉学科：新カリキュラム履行後の基礎教育・教養教育に関する評価を行い、円滑なカリキュラムの運営にあたる。

8) カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

(1) 到達目標

看護大学及び短期大学介護福祉学科は、人道の理念を基調として活躍できる人材を育成することを教育目的としている。科学的な看護・介護を実践するためには、主体的な行動力と感性を備え、社会性豊かな人間形成、さらに優れた問題解決力を持って、国内外を問わず人々の保健医療・福祉・救護の向上に寄与できる専門職者を育成することにある。

(2) 現状の説明

看護大学では基礎分野で必修が 17 単位、選択必修 6 単位（選択科目 1 単位）、選択 9 単位（選択科目 3 単位）である。専門基礎分野では必修 22 単位、選択 6 単位（選択科目 2 単位）である。専門分野では必修 73 単位、選択必修 10 単位（選択科目 5 単位）、選択 6 単位（選択科目 3 単位）である。

短期大学介護福祉学科では、赤十字領域が必修 3 単位、選択 3 単位（選択科目自由選択）、人間と社会領域で必修 12 単位、選択 14 単位（選択科目 2 単位）、こころとからだのしくみ領域で必修 20 単位、介護領域で必修 43 単位である。

これらから看護大学の卒業必要単位数は、126 単位であり、その中で選択科目の割合は 14 単位（11.1%）となっている。

短期大学介護福祉学科の卒業必要単位数は、80 単位であり、選択科目の割合は 2 単位（2.5%）である。

(3) 点検・評価

看護大学、大学院修士課程及び短期大学介護福祉学科の各々は、到達目標に掲げるように専門職者の育成を目指している。そのため、学生にとっては、資格取得のための必修科目が設定されており、それらを履修するための時間が必要であり、開設されるカリキュラムを選択する時間的ゆとりが持てない関係にある。

また、カリキュラム編成において専門科目分野の占める割合が多いのは、国家試験及び資格取得に要する分野であることにある。学生の学習の目的も専門科目分野を基調としている。これらのことから、基礎分野及び専門基礎分野には広く人間性を高める選択科目を配置している。

(4) 改善方策

大学の理念、学科の教育目標に沿ったカリキュラムでの学びを深めるためには、限られた中での授業展開の工夫が重要と言える。資格取得が大学における勉学の主目的でないと考え、学生が資格取得とさらに大学教育の本質に触れながら学問の深奥を極めることを可能にするカリキュラムの検討を続ける必要がある。

(5) 次年度の到達目標

学生が、資格取得と、さらに大学教育の本質に触れながら学問の深奥を極めることを可能にするカリキュラムの検討を継続する。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

(1) 到達目標

後期中等教育から看護学及び介護福祉の高等教育、専門職教育への円滑な移行ができる。

(2) 現状の説明

入試対策の一環として行われる高・大連携講座により、看護大学及び短期大学介護福祉学科の教育理念、教育目標を理解し、専門職者としての進む方向性が描けるための広報活動を実施している。また、オープンキャンパス等の工夫により、看護の専門性、介護福祉士の役割等について情報提供している。

さらに、入学後の教育課程においては、看護大学、短期大学合同合宿期間を設置して4年間および2年間の勉学のオリエンテーションを実施した。合宿は、前年度参加学生がリーダーシップを取り、先輩としての学習姿勢に対するオリエンテーションも含まれており、これらにより、専門教育に対する理解とモチベーションの高揚を図っている。

(3) 点検・評価

高・大連携講座およびオープンキャンパス時の情報提供については、参加者の感想から専門教育へのイメージを豊かにし、進路を確認する上で役立っていると評価されている。

入学前よりの学習への導入、入学決定に関する支援、入学後のオリエンテーション等は、何れもこれから看護学、介護福祉学を学ぶ人にとって重要なことである。参加者の評価によると非常に役立っていることから、今後も続ける必要があるといえる。

また、入学後の合宿オリエンテーションにおいては、先輩となる学生のリーダーシップにより実施されることで学生同士の主体的学習活動への円滑な移行が達成されている。

看護大学、短期大学介護福祉学科は、共に主体的な学習姿勢及び判断を必要とされる専門職を育成しており、そのための理解を得ることも重要である。

(4) 改善方策

高・大連携の講義については、単位の付加等について高等学校等と制度構築などを早急に検討する必要がある。大学と高校間の連携等を検討することも考慮する必要があると考える。

(5) 次年度の到達目標

高・大連携の講義については、単位の付加等について大学と高等学校間での制度構築などを再検討し、連携を一層進める。

3. カリキュラムと国家試験

(1) 到達目標

看護大学は専門職者として自立を可能にするカリキュラムであり、そのために国家試験によりその資格を得る必要がある。受験を目指す学生が全員国家試験を合格できる。

(2) 現状の説明

平成23年度は国家試験対象学年ではない。

(3) 点検・評価

国家試験に関しては、全学的に応援する体制を取っている。例えば、模擬試験の結果により、補習授業を組み、学生の学習効果に寄与している。また、各専門科目の教員は、全面的に学生を支える体制をとっている。

次年度は看護大学第1回生が国家試験受験となることから、国家試験受験対策委員会を中心として、模擬試験の導入などにより学生自身の受験対策をフォローする。

(4) 改善方策

国家試験合格率の向上に向けて、1・2・3年次の学期はじめのオリエンテーションの更なる充実を図り、主体的学習により受験への構えを整えるなど、自らの姿勢に対して動機づけを高めることが重要と考えている。学習ペースがゆっくりの学生には、早期に取り組むことができるようなプランを考慮する。

(5) 次年度の到達目標

次年度は、完成年度であり看護大学の第1回生が受験の年となる。学生の学習ペースを把握し、必要時サポートができるように整える。

大学院 助産師国家試験に関して

3. カリキュラムと国家試験

(1) 到達目標

本学大学院看護学研究科助産学分野のうち、助産師国家試験受験教育は、専門職者として自立を可能にするカリキュラムであり、そのために国家試験によりその資格を得る必要がある。受験を目指す学生が全員国家試験を合格できる。

(2) 現状の説明

日本赤十字秋田看護大学では、従来まで助産師の教育は行っておらず、今回初めて大学院で助産師教育を開始した。学則では、修士課程修了要件30単位に加え、助産師国家試験受験に必要な科目を含め、合計53単位を履修する。つまり、共通科目として10単位以上、専門科目には国家試験に必要な、助産学特論Ⅰ、ⅡおよびⅢ、助産学演習ⅠおよびⅡ、助産経営・戦略論、助産学実習と本学修了に必要な特別研究を含めた43単位を必修としている。

(3) 点検・評価

実習を含め、1年次で専門科目の多くを履修し、2年次には特別研究を履修する構造になっており、概ね予定通りに進行したが、専門看護師の履修と同様に特別研究ではなく課題研究に変更する案が出されている。

(4) 改善方法

国家試験に関する指導は担当教員が実施しているが、来年度の試験結果により改善の有無は検討する。25年度の大学院完成年度以降で、カリキュラムの検討をする。

(5) 次年度の到達目標

本学での第1回目の助産師国家試験受験の年になる。定期的な模擬試験と結果の評価を行いサポートしていく。

4. 看護学、介護福祉学系カリキュラムにおける臨地実習

(1) 到達目標

看護・介護における臨地実習は、各々の教育課程をとおして学ぶ幅広い分野の理論的知識や専門的知識及び技術を看護・介護ケアの実践により統合する学びの機会と位置づけられる。従って、臨地実習は、学生が学内で学んだ知識と技術を習得するために欠くことのできない学習方法の一つである。

病院・保健・医療・福祉施設等での臨地実習の経験をとおして知識・技術を身につけ、問題解決能力を高め自己の課題を見出すことも重要な事である。さらに、臨地実習の体験から医療人・介護福祉を担う人にふさわしい倫理的価値観や態度を身につけることが期待される。

(2) 現状の説明

看護学部においては、保健師資格取得の為の国家試験資格獲得を意図しており、1125 時間の実習を行っている。また、介護福祉学科においても、厚生労働省における介護福祉士の国家資格取得の総授業時間数 1800 時間中、実習に必要な 450 時間に対して充当する 450 時間を実施している。

(3) 点検・評価

看護学部の 4 年制のカリキュラムにおいて、学生の学習課程に応じて実習を組み込んでいる。すなわち、基礎看護学実習 (135 時間)、成人看護学実習 (270 時間)、老年看護学実習 (180 時間)、小児看護学実習 (90 時間)、母性看護学実習 (90 時間)、精神看護学実習 (90 時間)、在宅看護学論実習 (90 時間)、地域看護学実習 (90 時間)、総合実習 (90 時間) と組み込まれ、総時間数 1125 時間となり内容ともに規程の範疇にある。

介護実習において、介護実習 450 時間中、実習施設・事業所等Ⅰの実習を 180 時間、実習施設・事業所等Ⅱの実習を 270 時間行っている。規定では、全体実習のうち後者の実習時間を 1/3 以上としている。したがって、この実習の時間配分は、妥当である。

また、介護福祉学科において、GP「大学教育・学生推進事業」のテーマ「学生支援推進プログラム」の取得により、介護実習の効果を上げる実習指導体制の構築に取り組んでいる。本事業は平成 22 年度で事業の助成は終了したが、23 年度も引き続き巡回型指導に通信型指導を組み入れ、実習の学習効果を高めることをねらいとして実施した。特に遠隔地を中心として記録や実習上の課題解決のために担当教員が画面を通して学生とかわり、指導の効果を上げている。

(4) 次年度の到達目標

看護学部：次年度は完成年度であり、学生の学習課程とカリキュラムの組み立てが妥当であったかを評価し、よりよい方向に組み立てる。

介護福祉学科：①新カリキュラムにおける実習計画・内容の妥当性の検証と改善方法について検討する。

②遠隔地にある実習施設を中心とした通信型実習指導体制の評価をし、さらに効果的な実習指導について検討する。

大学院看護学研究科カリキュラムにおける臨地実習

(1) 到達目標

看護教育における臨地実習は、教育課程をとおして学ぶ幅広い分野の理論的知識や専門的知識及び技術を看護ケアの実践により統合する学びの機会と位置づけられる。従って、臨地実習は、学生が学内で学んだ知識と技術を習得するために欠くことのできない学習方法の一つである。大学院では、助産学分野における助産師国家試験受験教育で助産実習は必修となる。

(2) 現状の説明

23年度9単位の助産学臨地実習を秋田赤十字病院にて大学院生1名が終了した。実習施設との調整、実習指導の調整を担当の2名の教員が行い、学生は病棟の指導者と本学の担当教員のスーパービジョンを請け、実習計画に基づき実習を行った。実習終了後、学生、実習施設の看護管理者と教員が実習の成果を確認し、学生から提出されたレポートなどに関して確認・協議し、実習目標の到達度を評価した。

(3) 点検・評価

実習に関連する準備、実施、評価に関しては病院スタッフ、大学教員の連携がとれ、学生1名の実習が効率よく行われ、国家試験受験資格に必要な9単位の实習により10例の出産の介助を実習した。

(4) 改善方法

特になし

(5) 次年度の達成目標

23年度指定規則の変更により助産実習が11単位に改訂されたことを受けて実習内容の追加・変更を行い、それに基づき順調な臨地実習を実施する。

5. 単位互換、単位認定

(1) 到達目標

本学の教育目標に則り、学習意欲のある学生に修学の機会を与え、また、国内外の大学にて看護・介護福祉の学識を深めるよう学生をサポートする。

(2) 現状の説明

本学では、国内外の大学等で学び、本学の入学条件を満たした者に対して、入学前に取得した所定の単位を認め、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとし（既修得単位）、認定する機会を設置している。

本年度の入学生は、資料4-1のとおり他大学で修得した単位を認定された。

また、国内外の大学等での学修の単位認定については、学生の留学等における単位修得として学則に則り認めている。

実際に国内外の大学に留学して単位取得した学生はいなかった。

(3) 点検・評価

他大学からの入学生に対する単位の認定は、入学後速やかに実施され、学生の修業において支障がない。

また、介護福祉学科の学生については、入学前の他大学で修得した単位の認定によりゆとりある学習期間となった。

このように、入学前の既修得科目の単位認定については、学生の所定の書類の申告と前校からの証明により円滑に認定しており、学生の修業の助けとなっている。

(4) 改善方策

現在のところ、国内外への留学生の申請は見られない。国内外の情報・提携校など窓口を広げ学生の学習機会となるように一層の努力を要する。

(5) 次年度の到達目標

国内外の情報・提携校など窓口を広げ、学生の学習機会となるように支援する。

資料 4-1 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況

学部・学科		認定者数 (A)	大学・短大・高専等		その他		1人当たり平均 認定単位数 (B+C)/A
			認定単位数 (B)		認定単位数 (C)		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
看護学部	看護学科	3	0	23	0	0	7.67
	計	3	0	23	0	0	7.67
大学院	看護学研究科	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
短期大学	介護福祉学科	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
合計		3	0	23	0	0	7.67

[注]

1 原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載してください。

ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含めてください。

2 「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修を、「その他」の欄には「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることができる学修を定める件」(平成19年文部科学省告示第146号)に定められた学修を記載してください。

3 編入学生については、本表に含めないでください。

6. 開設授業科目における専・兼比率等

(1) 到達目標

専任教員と兼任教員の割合(専・兼比率)は、専門教育において70%前後、教養教育は50%から60%とする。

また、教育目標を達成するために、専任教員と兼任教員は相互に連絡を密に取り、教育内容を高めるようにする。

(2) 現状の説明

開設授業科目における専任・兼任の比率は、資料4-2の通りである。看護学部看護学科においては、専門教育75%、教養教育においては50%である。介護福祉学科においては、専門教育67.6%、教養教育60.0%である。したがって、ほぼ望ましい比率である。

また、兼任教員を含めた複数教員で担当する科目においては、専任教員がコーディネータとして教育内容の検討を行い、評価の責任をもつ。また、兼任教員単独の科目の場合は、関連領域の専任教員が調整する。これら全体の調整は、教務委員会及び学科長が行っている。

(3) 点検・評価

専門科目は、その領域の専門性をもった教員が望ましい。したがって、看護・介護を教授する教員は、専任であることが望まれる。

教養科目においては、専門性を支える科目として考え、幅広い学問領域を必要とするが、全てを専任として抱えることは困難である。現段階では、ほぼバランスがとれており、本割合が妥当と考

える。

また、専任教員と兼任教員は相互に連絡を密に取っている。しかし、専任・兼任ともに個別レベルの協議を行っている。

大学院における開設授業科目においては、可能な限り専任が授業を担当している。しかし、専門分野の中でも特に秀でた人材があれば、非常勤として依頼することが学生にとって利益となると考える。

(4) 改善方策

兼任教員と専任教員が教育全体について一堂に会して話し合う機会を設定していない。討議により得られる効果を考え、今後検討する。

(5) 次年度の到達目標

兼任教員と専任教員が教育全体について一堂に会して話し合う機会を設定し、教育効果を高める。

資料 4-2 開設授業科目における専兼比率

学部・学科			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目	
看護学部	看護学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	51	11	62
			兼任担当科目数 (B)	15	10	25
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	77.27	0.00	71.26
		教養教育	専任担当科目数 (A)	11	5	16
			兼任担当科目数 (B)	5	10	15
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	68.75	33.33	51.61
大学院	看護学研究科	専門教育	専任担当科目数 (A)	1	30	31
			兼任担当科目数 (B)	0	0	0
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	100.00	0.00	100.00
		共通教育	専任担当科目数 (A)	1	4	5
			兼任担当科目数 (B)	0	2	2
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	100.00	66.67	71.43
(短期大学)	介護福祉学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	23	0	23
			兼任担当科目数 (B)	9	0	9
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	71.88	#DIV/0!	71.88
		教養教育	専任担当科目数 (A)	7	5	12
			兼任担当科目数 (B)	1	7	8
			専兼比率 % (A/(A+B)*100)	87.50	41.67	60.00

[注]

- この表は、大学設置基準第10条にいう「教育上主要と認める授業科目」についての選任教員の担当状況を示すものです。
- ここでいう「選任担当科目数」には、他学部・大学院研究科・研究所等の選任教員による兼任科目も含めてください。
- カリキュラムを改定した場合は、改訂前・後、それぞれ分けて作表してください。
- 「専門教育」欄および「教養教育」欄は、大学の設定する区分に応じて名称を付してください。その場合であっても、おおよそ専門的な教育と教養教育的な教育に分けて記入してください。
- 「全開設授業科目」欄には、「必修科目」「選択必修科目」のほか、「選択科目」「自由科目」など、すべての授業科目数の合計記入してください。「必修科目」と「選択必修科目」の合計ではありません。
- セメスター制を採用しており、各学期ごとの状況に差がある場合はそれぞれの学期について作表してください。
- 同一科目を2回実施している場合の計算方法は下記の通りです。
①同一講師による場合→専任教員が担当した場合は専任担当科目数1、兼任教員が担当した場合は兼任担当科目数1となります。
②複数教員による場合→専任教員が担当した場合は船員担当科目数1、専任教員と兼任教員がそれぞれ担当した場合は、専任担当科目数0.5、兼任担当科目数0.5となります。
- 実験・実習等において兼任教員を含む複数の教員が担当する場合は、人数比による数値を記載してください。
(例：専任4人、兼任1人で担当の場合は、専任0.8、兼任0.2となります)。

7. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

(1) 到達目標

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒が、他の学生とともに学業に専念できるように配慮する。

(2) 現状の説明

外国人留学生、帰国生徒の入学実績は無い。社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する特別なカリキュラムは作成していない。看護学部の社会人入学者は約5%であり、介護福祉学科は3名(6.0%)である。これらの社会人学生に対しての教育上の配慮は、アドバイザー制度を取り入れ、教育指導上の配慮を行っている。

(3) 点検・評価

現状においては、学業上の問題はみられない。しかし、就職においては、年齢等に関する課題がまれに生じる。

(4) 改善・改革に向けた方策

社会人学生の就職支援においては、個別に対応しており、今後も継続する必要がある。また、就職後の相談に対応し、支援を続ける必要がある。

(5) 次年度の到達目標

社会人学生の就職支援においては、今後も継続的に対応する。また、就職後の相談に対応する窓口を設置する。

大学院

(1) 到達目標

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒が、他の学生とともに学業に専念できるように配慮する。

(2) 現状の説明

社会人を受け入れている。2年生11名、1年生は9名が社会人学生である。

教育上の配慮としては、以下の点が挙げられる ①長期履修制度の導入：標準履修期間（2年）に加え、長期履修制度による3年の履修を可能としており、入学手続き期間中に申請をする。なお、学費に関しては別に定める所により、標準履修期間の場合と同額としている。②大学院設置基準第14条による夜間及び土、日、休日を利用しての開講を行っており、その授業計画は年度当初に学生に周知している。

留学生に関しては、日本赤十字秋田看護大学大学院学則第11条において「外国人学生については、特別に選抜のうえ、研究科委員会の議を経て学長が入学を許可する」としているが、現在、該当者はいない。

(3) 点検・評価

助産学分野助産師国家試験受験資格教育の学生以外の専門科目は原則として、木、金曜日5時限（16:20—17:50）、6時限（18:00—19:30）、7時限（19:40—21:10）に開講されている。また、共通科目は土曜日、さらに外来の講師による授業は土、日曜日に開講されているが、本年度学生の受講状況は概ね良好であり、必要単位数を充足している。夜間の図書館および研究室の利用に時間的制限があることに関しては、学生から要望がある。

(4) 改善の方策

時間的な点の改善は不可能であるが、学生に個別に生ずる問題に関しては、研究指導が考慮して、支援を行う。

大学の開館時間を事務方が検討する。

(5) 次年度の達成目標

夜間の授業と大学の建物の利用に関する問題点に関する見通しを立てる。

8. 教育効果の測定

1) 教育上の効果を測定するための方法の有効性

(1) 到達目標

教育上の効果の測定は、適切な方法により行われる。

(2) 現状の説明

本学における教育効果の方法は、以下による。

- ① 各授業終了時に試験・レポート等による成績判定。
- ② 各授業及び実習終了時の学生による授業評価。

以上は、本学全体として組織的に実施している。

- ③ 授業時間毎に感想・意見等をレポートすることで理解度を判断する。各教員が各々の授業形態に即して個別に採用実施している。

授業評価の結果については、学生へ開示している。

(3) 点検・評価

教員は滞りなく実施しており、学生の状況、教育効果の測定に役立っており、妥当な方法と考える。

(4) 改善方策

授業及び実習終了時の、学生による授業評価については、評価結果を反映させる時期が遅れがちであり、改善が必要と考える。

(5) 次年度の到達目標

学生による授業評価結果を、受講時、反映できる方法について検討する。

大学院

(1) 到達目標

教育上の効果の測定は、適切な方法により行われる。

(2) 現状の説明

授業などによる教育に関する形成評価は各科目において、授業での討議へ参加度、課題の発表或いはレポートによって行われている。しかし、本大学院における教育課程編成の考え方の基本は、「知識基盤社会」の形成を念頭に置き、学生に実証的な方法論を開発する能力を付与すると共に、それをもって地域における健康課題への貢献を果たすことである。学生達は、既に持つ看護実践などにおける経験を踏まえ、実証的な研究課題を設定し、がん、生活習慣病、在宅ケアなどとそれらの基盤となる事柄に関して、地域社会の持つ健康課題に挑戦しており、最終的な教育効果に関しては、完成年度以降における修了生達の活動に係っていると考えられる。

(3) 点検・評価

成績の基となる課題などに関しては教育の質を評価する材料として学務で保管しているが、教員間の評価には差が大きく見られている。学生による授業評価はまだ実施していない。

(4) 改善方法

評価方法に関する基準が望まれる。

(5) 次年度の到達目標

完成年度を控えて、学生による授業評価の導入の検討と、妥当な評価方法を検討する。

2) 卒業生の進路状況

(1) 到達目標

卒業生は、その希望するところに進路を定めることができる。

(2) 現状の説明

進路状況について、介護福祉学科は資料6-2、6-3の通りである。

介護福祉学科では、就職者数53名（県内50名、県外3名）、進学者数0名であった。

(3) 点検・評価

介護福祉学科では、就職希望者の全員が介護職に就業し、希望を達成することができた。

(4) 改善方策

看護大学看護学部においては、次年度第1回生が卒業となる。国家試験、進路決定については丁寧に対応する。

介護福祉学科においては、今後も学生の進路希望に沿った支援を実施し、目標達成を目指す。

(5) 次年度の到達目標

卒業年次生がその希望するところに進路を定めることができるよう、支援する。

9. 成績評価法

(1) 到達目標

- ・成績評価を行う仕組み及び成績評価基準が整い、適切な成績評価が行われる。
- ・看護学部、短期大学介護福祉学科は、各々が専門職としての資格取得により必要単位数が定められている。これらを満たす単位の修得を到達目標とする。
- ・GPA等を用いて到達目標を明確にする。学生は、年度ごとに評価されるGPAにより自身の到達目標を定めて質を上げることができる。

(2) 現状の説明

成績評価を行うしくみは、各担当教員が成績評価を出し、教務委員会を経て教授会に諮り、その結果をもって評価とする。具体的には、看護学部、短期大学介護福祉学科ともに、学則に定め、シラバス及び学生便覧にその成績評価の方法を明記している。

成績評価は筆記試験、レポート、口述試験、実技試験等で行っている。出席では、講義は2/3以上、実習は4/5以上の出席を必要とし、状況も加味する科目もある。

成績評価基準は大学では90～100点“S”、80～89点“A”、70～79点“B”、60～69点“C”、59点以下“D”、他大学等で修得した科目を“G”として本学の単位に認定する。

短期大学では80～100点“A”、70～79点“B”、60～69点“C”、59点以下“D”、他大学等で履修した科目を“G”として本学の単位に認定する。

看護学部では、“S”=4、“A”=3、“B”=2、“C”=1、“D”=0として算出する、GPA制度を導入している。

また、本学はアドバイザー制度を取り入れ、学生の個別の相談に応じている。

学生自身が到達目標を明らかにし、自己研鑽できる工夫がされている。

(3) 点検・評価

看護学部では最低到達目標をGPA2.0以上を卒業要件としている、95%以上の学生が目標を達成できている。短期大学介護福祉学科では、GPAを学習上の参考としている。

(4) 改善方策

現時点の評価方法及び評価の仕組みにおいては、各教員は担当科目のみの成績を把握するに留ま

っている。また、アドバイザー担当の学生の成績は、各セメスター毎に学生に伝達すると同時に担当アドバイザーに通達している。しかし、教育カリキュラム上の検討については、教授会への開示のみであるため、今後どのようにするか検討する必要がある。

(5) 次年度の到達目標

- ①成績評価を行う仕組み及び成績評価基準を見直し、適切な成績評価が行われる。
- ②看護師、介護福祉士の資格取得のための必要単位数の修得を達成する。
- ③GPAを活用し学生自身が目標に到達できるよう支援する。

資料4-3 卒業判定

学部・学科		2009年度			2010年度			2011年度		
		卒業予定者 (A)	合格者 (B)	合格率 (%) B/A*100	卒業予定者 (A)	合格者 (B)	合格率 (%) B/A*100	卒業予定者 (A)	合格者 (B)	合格率 (%) B/A*100
看護学部	看護学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学院	看護学研究科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(短期大学)	看護学科	78	76	97.44	94	92	97.87	0	0	0.00
	介護福祉学科	34	34	100.00	55	54	98.18	50	48	96.00
	計	112	110	98.21	149	146	97.99	50	48	96.00
合計		112	110	98.21	149	146	97.99	50	48	96.00

〔注〕

「卒業予定者」とは、毎年度5月1日における当該学部の最終学年に在籍する学生を指します。

10. 履修指導

(1) 到達目標

- ・学生の学習が効果的に行われるための履修指導が適切に行われる。
- ・留年生に対する教育上の配慮措置としては、留年生にとって教育上の効果が上がるように学習支援体制を整える。
- ・科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮については、学則に則り適切に行われる。

(2) 現状の説明

看護学部、介護福祉学科ともに、学生便覧において履修登録の手順を明記し説明するとともに、入学時及び学年毎のガイダンスで履修指導を行っている。

また、本学の学生のサポートシステムであるアドバイザーにより、必要時、個人面談をして学習指導を行っている。

留年者は、介護福祉学科1名であり、クラスアドバイザーが中心となって修学指導にあたっている。

科目等履修生、聴講生については、学則に定められているが、平成23年度は希望者がなかった。

(3) 点検・評価

学生は、4月のガイダンス及び適宜に行われるサポートにより学習効果を上げている。すなわち、GPAをもとに学生自身が自分の目標を持って学習している。

各留年者に対しては、その理由に対応する支援が行われている。

(4) 改善方策

留年理由によっては、早期に対応できるように整える。

(5) 次年度の到達目標

- ①学生自身が自己の目標を持って学習することをサポートする。(ガイダンス、個別指導、GPAの活用など)
- ②教育上の効果が上がるよう、留年生に対する学習支援体制を整える。
- ③学則に則り、科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮が適切に行われる。

大学院 履修指導

(1) 到達目標

学生の学習と研究が効果的に行われるための履修指導が適切に行われる。

(2) 現状の説明

入学当初のオリエンテーションに於いて、科目の概要を説明するが、その後に、学生と研究指導教員との間で個別の履修科目の指導が行われる。

(3) 点検・評価

専攻する分野の学習と研究にとって有効と考えられる科目が選択されるとともに、学生の興味のある科目が選択されている。今年度は研究指導教員との研究に関する意見が異なり、専攻変更が発生した。

(4) 改善方法

研究指導を含め、教員の教育理念を確認することが必要である。

(5) 次年度の達成目標

FDなどを利用して、教育と学生指導に関する教員のモチベーションを高める。

11. 授業形態と授業方法の関係

(1) 到達目標

- ・授業形態と授業方法の適切性、妥当性があり、教育上の成果があがる。
- ・多様なメディアを活用し、適切に運用することで教育効果をあげる。

(2) 現状の説明

看護学部、短期大学介護福祉学科とも授業形態は講義、演習、実習である。

また、看護学部においては、特徴ある教育方法として PBL テュートリアルを採用しており、学生の成長を見守っている現状である。

教育への多様なメディアの活用としては、全教室にプロジェクタ等を設置し、マルチメディアを活用した授業を可能にしており、ほぼ全教員が活用している。また、学内施設予約システム整備し、学生が自己学習等に活用できるように配慮されている。さらに、PBL 学習には、電子黒板を活用できるように設置している。

短期大学介護福祉学科においては、「介護実習の効果をあげる実習指導体制」の取り組みが、平成20年度文部科学省の学生支援推進プログラムに採択され、文部科学省の助成を得て、マルチメディアによる通信型実習指導を実施した。事業は終了したが、今年度も継続して、遠距離に位置する実習施設を中心として、通信型実習指導を実施した。

大学院教育においては、ゼミ形式の授業が多く、課題の発表と討論により学びを深めている。

特別研究に関しては、学生と指導教員との討論の積み重ねで進行する。

(3) 点検評価

各授業の目的に相応しい教育形態を採用していると考ええる。

(4) 改善方策

各授業の目的に相応しい教育形態を採用していると考えるが、学生の反応等から具体的な検討を進め、必要時改善策を検討する。看護学部の PBL テュートリアル教育形態においては、今後評価視点による評価により検討を重ねる。

短期大学介護福祉学科が実施している通信型実習指導は、通信の状況や実習状況などから十分な時間が確保しづらく、今後の課題である。

(5) 次年度の到達目標

看護学部：完成年度に向けて各授業の学生の反応などから具体的な検討を進め、必要時改善策を検討する。

介護福祉学科：通信の状況確認や実習計画等を見直しながら、遠隔地の実習施設における通信型実習指導の充実をはかり実習効果を高める。

大学院：専門職を教育する中での特約リアル教育のあるべき姿を検討する。

12. 国内外との教育研究交流

(1) 到達目標

本学では、国際交流に関する事業を企画・立案し実施する機能として、学内に国際交流センターを設置し、本学教授の中から選出された国際交流センター長および本学教職員4名の運営委員から構成される5名体制で、グローバルな視点を持ち、国際舞台で活躍できる医療従事者の教育・育成および研究の国際化を図ることを目的に業務を行っている。

到達目標としては、下記の事項を設定している。

- 1) 海外の大学および研究機関との国際交流活動の推進ならびに国際交流提携計画の立案
- 2) 国際交流関係資料・情報の収集および利用ならびに利用の提供
- 3) 国際交流活動の調査研究

(2) 現状の説明

中華民国・台北市の台北医学大学との間で、教職員・学生の交流やさまざまな学術研究協力を可能にする提携協力関係を築いている。また、オーストラリア・メルボルン市のモナッシュ大学と提携協力契約を交わし、教職員・学生の交流をはじめ、学術研究や大学教育等に関わる国際交流全般にわたり2校間の協力体制を確立している。

加えて、日本赤十字秋田看護大学のカリキュラムとして策定した「英語 海外研修」は、本年度は、東日本大震災のために休止した。

来年度以降は、台北をはじめ、モナッシュ大学への学生派遣は継続して実施する予定である。また、これとは別に、本学国際交流センターでは、海外の赤十字及び関連団体などの協力を得て、スタディツアーなどで本学学生に国際交流の機会を提供できるよう、目下企画・立案に努めている。

(3) 点検・評価

本年度は日本赤十字秋田看護大学の開学3年目であり、まだ点検・評価する段階には至っていない。また、初年度に、海外の大学と提携関係を樹立し、少人数ではあるが実際に学生や教員の交流活動を実現できたことは評価に値すると自負している。

モナッシュ大学の英語集中学習プログラムへの本学学生の参加に関しては、モナッシュ大学担当者と本学国際交流センター所属の教職員との間で、学生の出国以前の準備段階から帰国後に至るまで、常時連絡を取り合いながら必要な情報を共有する体制を確立した。そのため、単に参加学生の学習進捗状況の把握等にとどまらず、現地宿泊（ホームステイ）先の選定や滞在中の生活状況の掌理においても緊密な協力関係を実現することができた。これが日本赤十字秋田看護大学の開学初年度において可能となったことは、特筆に値すると考える。

さらに、帰国した学生への面談による聞き取り調査を行った結果、英語集中学習プログラムへの参加を通じて、英語力の向上のみならず、韓国、中国、マレーシアなど、他の国々から参加した学生と英語によるコミュニケーションを通じて国際交流を果たし、グローバルな視点を育むことができたとの感想を得た。次年度へのよき課題である。

(4) 改善方策

モナッシュ大学の英語集中学習プログラムへの学生派遣については、現状の参加は任意であり、渡航費などの諸費用が自己負担であることなどから、今後、補助金制度や選抜試験による奨学金制度の策定など、学生個人の経済的負担軽減に向けた方策への検討を重ねるなどして、本学の国際交流活動を活性化させる改善案を構築する必要がある。

教職員の学術交流や本学と海外の研究機関等の間での派遣および受入れなどの交流は、まだ計画段階であり、実現までにはなおしばらくの時間を要するものと思われる。今年度以降も情報収集や調査を継続して実施し、具体的な計画の策定へと結びつける努力を行う所存である。

(5) 次年度の到達目標

学生が主体的に参加できる学習プログラムに発展できるようにサポートする。

資料 4-4 教育課程・卒業必要単位数

日本赤十字秋田看護大学

教育課程（第 27 条関係）

区分	授業科目	単位数			履修方法及び卒業要件	備考			
		必修	選択 必修	選択					
基礎分野	人間工学	1			必修 17 単位・選択必修 1 単位・外国語から 1 単位・選択科目から 3 単位以上				
	人間の心と身体を理解するための知と技術	1							
	心理学	1							
	人間関係の心理学	1							
	健康科学・レクリエーション実技			1					
	教育社会学			1					
	哲学	1							
	宗教学	1							
	法学	1							
	教育原論	1							
	社会学			1					
	郷土文学			1					
	音楽論			1					
	物理学			1					
	人間と情報に関する知と技術	基礎統計学	1						
	看護情報学	1							
	コンピュータと医療社会			1					
	人間と自然に関する知	生命科学	1						
	環境科学			1					
	国際化社会を生きるための人間に必要な知と技術	国際関係論	1						
赤十字原論		1							
国際保健学		1							
異文化論				1					
医学英語		1							
英語 L・S		1							
英語 R・W		1							
英語 海外研修				1					
英語表現				1					
中国語 L・S				1					
中国語 R・W				1					
フランス語 L・S				1					
フランス語 R・W				1					
演習	教養ゼミナール	1							
計（履修方法・卒業要件）					21				
専門基礎分野	人間と健康	形態機能学	3		必修 22 単位・選択科目から 2 単位以上				
	遺伝学	1							
	生化学	1							
	感染免疫学	1							
	薬理学	1							
	食生態学			1					
	社会福祉概論			1					
	臓器移植			1					
	病理学	1							
	病態生理学	1							
	疾病治療論 総論	1							
	疾病治療論 外科的治療	1							
	疾病治療論 成人・老年	2							
	疾病治療論 母性・小児	1							
	疾病治療論 精神	1							
	疫学	2							
	保健医療福祉	環境衛生学	1						
保健統計学		1							
保健福祉行政論		2							
家族援助論		1							
生活論				1					
地域リハビリテーション			1						
医療概論			1						
計（履修方法・卒業要件）					24				
基礎看護学領域	看護学概論	2			必修 12 単位				
	看護基礎理論	1							
	援助的人間関係論	1							
	看護過程	1							
	フィジカルアセスメント	1							
	基礎看護技術論	2							
	基礎看護方法論	1							
	基礎看護学実習 I	1							
	基礎看護学実習 II	2							
	臨床看護学領域	成人看護学概論	1					必修 27 単位	
		急性期看護論	1						
		慢性期看護論	1						
		成人看護方法論	1						
		成人看護学実習 I	3						
		成人看護学実習 II	3						
		老年看護学概論	1						
		老年看護援助論	1						
		老年看護方法論	1						
		老年看護学実習 I	1						
		老年看護学実習 II	3						
		小児看護学概論	1						
	小児看護援助論	1							
	小児看護方法論	1							
	小児看護学実習	2							
	母性看護学概論	1							
	母性看護援助論	1							
	母性看護方法論	1							
	母性看護学実習	2							
	広域看護学領域	精神看護学概論	1			必修 17 単位			
		精神看護援助論	1						
		精神看護方法論	1						
		精神看護学実習	2						
		地域看護学概論	2						
在宅看護論	1								
学校看護論	1								
産業看護論	1								
地域看護診断論	1								
地域看護援助論	1								
地域・在宅看護方法論	1								
在宅看護論実習	2								
地域看護学実習	2								
展開看護学領域	がん治療看護論 A)		1		選択必修 5 単位	2-選択科目のうち D 1-A 1-E 1 をの選それれ			
	ホスピスケア/エンドオブライフケア論 A)		1						
	認知症看護論 B)		1						
	嚥下障害・構音障害者ケア B)		1						
	発達障害児看護論 C)		1						
	小児がん看護論 C)		1						
	女性論 D)		1						
	周産期医療のトピックス D)		1						
	精神リハビリテーション E)		1						
	精神生活技能訓練法 E)		1						
	感染看護論	1							
	遺伝看護相談論			1					
	看護生命倫理学	1							
	看護政策論			1					
	看護管理学	1							
地域看護管理論	2								
医療看護システム論			1						
リスクマネジメント論	1								
災害看護学	1								
国際看護学	1								
赤十字救急法			1						
赤十字幼児安全法			1						
赤十字家庭看護法			1						
看護教育学	1								
看護研究方法論	1								
卒業研究	4								
統合看護技術	1								
統合実習(インターンシップ)	2								
計（履修方法・卒業要件）					81				
卒業要件（最低単位数）					126				

日本赤十字秋田看護大学 大学院 教育課程

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択		
共通科目	看護研究法	1前	2			
	看護管理・政策論	2前		2		
	看護理論	1後		2		
	看護教育論	1前		2		
	看護倫理	1前		1		
	異文化看護論	2前		1		
	英文講読	1後		1		
	臨床診断学	1前		2		
	病態生理学	1後		2		
	臨床薬理学	2前		2		
	小計 (10科目)	—	2	15		
専門科目	基盤看護学分野	感染制御学特論Ⅰ (感染の基礎、消毒・滅菌)	1前		2	
		感染制御学特論Ⅱ (感染症の診断・治療)	1前		2	
		感染制御学特論Ⅲ (感染経路対策・感染症看護)	1後		2	
		感染制御学演習 (感染管理・制御学演習)	1後		2	
		食看護学特論Ⅰ (食看護学の変遷)	1前		2	
		食看護学特論Ⅱ (食教育とヘルスプロモーションの変遷)	1前		2	
		食看護学特論Ⅲ (食看護の学際的、科学的アプローチ)	1後		2	
		食看護学演習 (食看護の実践と効果測定・国際的アプローチ)	1後		2	
		がん看護学分野	がん看護学特論Ⅰ (がんの病態生理学)	1前		2
			がん看護学特論Ⅱ (がんの看護理論)	1前		2
	がん看護学特論Ⅲ (がん看護援助論)		1後		4	
	がん看護学特論Ⅳ (小児がん看護)		1後		2	
	がん看護学演習Ⅰ (化学療法)		1後		2	
	がん看護学演習Ⅱ (ターミナルケア)		1後		2	
	がん看護学演習Ⅲ (リハビリテーション看護)		1後		2	
	がん看護学実習	2通		6		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	
健康 生活 支援 看護学 分野	小児看護学特論Ⅰ (小児看護学の対象論)	1前		2	
	小児看護学特論Ⅱ (小児保健医療)	1前		2	
	小児看護学演習 (健康障害看護演習)	1後		2	
	成人老年看護学特論Ⅰ (慢性疾患の対象論)	1前		2	
	成人老年看護学特論Ⅱ (自殺予防とメンタルヘルス)	1後		2	
	成人老年看護学演習 (社会資源活用・ケアシステム開発演習)	1後		2	
	地域看護学特論Ⅰ (地域・国際看護ケアシステム論)	1前		2	
	地域看護学特論Ⅱ (地域診断と支援技術)	1前		2	
	地域看護学特論Ⅲ (国際保健看護論)	1後		2	
	地域看護学演習 (ヘルスプロモーション・コミュニティ アズ パートナー演習)	1後		2	
	助産学 分野	助産学特論Ⅰ (助産概説・生命倫理・助産倫理)	1前		2
		助産学特論Ⅱ (妊産婦・新生児・乳幼児の病態と生理)	1通		4
		助産学特論Ⅲ (妊産婦・新生児・乳幼児の助産診断・技術)	1通		4
		助産学特論Ⅳ (性科学・遺伝・女性の生涯発達)	2通		4
		助産学演習Ⅰ (フィジカルアセスメント・助産技術演習)	1通		4
		助産学演習Ⅱ (助産診断・技術・地域母子保健看護演習)	1通		4
		国際助産学特論	2前		2
		助産学経営・戦略論 (助産管理・助産マネジメント)	2前		1
		助産学教育方法	2前		1
助産学実習		1後		9	
研究	課題研究	2通		2	
	研究計画書作成	1後	2		
	特別研究	2通		6	
小計 (39科目)		—	2	101	
合計 (49科目)		—	4	116	

卒業要件及び履修方法

希望する分野よりいずれかを選択し、共通科目から10単位以上と分野における特別研究6単位及び研究計画書作成2単位を含む20単位以上の合計30単位以上を履修した上で、必要な研究指導を受け、修士論文を作成、修士論文の審査及び試験に合格することが修了要件である。

日本赤十字秋田短期大学
介護福祉学科

区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
赤十字領域	赤十字概論	2	
	救命救急活動論		1
	家庭看護法論		1
	幼児安全法論 災害福祉論	1	1
小 計		3	3

区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
人間と社会領域	人間の尊厳と自立	2	
	人間関係とコミュニケーション	2	
	社会と制度の理解	4	
	英語 I	2	
	研究概説	1	
	ゼミナール	1	
	英語 II		2
	情報科学		1
	ボランティア活動論		1
	音楽学		1
	社会学		2
	地域福祉論		2
	クリエーション活動援助法 I		2
	クリエーション活動援助法 II		1
小 計		12	14

区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
こしくろみとからだの	発達と老化の理解 I	2	
	発達と老化の理解 II	2	
	認知症の理解 I	2	
	認知症の理解 II	2	
	障害者の理解 I	2	
	障害者の理解 II	2	
	こころとからだのしくみ I	2	
	こころとからだのしくみ II	2	
	こころとからだのしくみ III	4	
	小 計		20

区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
介 護 領 域	介 護 の 基 本 I	4	
	介 護 の 基 本 II	4	
	介 護 の 基 本 III	2	
	介 護 の 基 本 IV	2	
	コミュニケーション技術 I	1	
	コミュニケーション技術 II	1	
	生活支援技術 I	1	
	生活支援技術 II	2	
	生活支援技術 III	2	
	生活支援技術 IV	2	
	生活支援技術 V	1	
	生活支援技術 VI	1	
	生活支援技術 VII	1	
	介 護 過 程 I	2	
	介 護 過 程 II	1	
	介 護 過 程 III	1	
	介 護 過 程 IV	1	
	介 護 総 合 演 習 I	1	
	介 護 総 合 演 習 II	1	
	介 護 総 合 演 習 III	1	
	介 護 総 合 演 習 IV	1	
	介 護 実 習 I - A	1	
	介 護 実 習 I - B	1	
	介 護 実 習 I - C	1	
	介 護 実 習 I - D	1	
	介 護 実 習 II - 1	3	
	介 護 実 習 II - 2	3	
小 計	43		

合 計	78	17
	95	

別表2 卒業に必要な単位数（第25条関係）

区分 \ 学科	介護福祉学科	備考
赤十字領域	3単位以上	
人間と社会領域	14単位以上	
こころとからだのしくみ領域	20単位	
介護領域	43単位	
合計	80単位以上	

【基準5】学生の受け入れ

大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない。

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

(1) 到達目標

- 1) 本大学看護学部および短大介護福祉学科の入学者選抜の到達目標は、次の4項目におく。
 1. 看護職並びに介護福祉士の教育（知識、技能、態度）を自主的に受けることができる入学生の質と数を確保する。
 2. 入学定員に対する受け入れ人数の比を110%以内とする。
 3. 入学試験の方法について、受験生並びに一般の人々にわかりやすく情報提供をする。
 4. 高等学校の進路指導教員との連携を図り、志望者数の拡大を図る。

(2) 現状の説明

1) 学生募集方法

多くの受験生を獲得するために、大学案内やホームページ等に本学の理念や教育目的・目標、本学が求める学生像を明示するとともに、教育活動や学生に関する情報等を提供する。

広報活動は、看護学部・介護福祉学科の教職員が以下の内容を行った。

- ①本学主催の高等学校進路指導教員を対象とした「大学・短期大学学生募集説明会」を実施。
- ②業者主催の進路説明会に参加。
- ③8月から9月に高等学校を訪問し、進路指導担当教員に本学の教育目的・目標や教育課程さらに教育の特徴等について説明。
- ④オープンキャンパスを年3回開催し、模擬授業と演習を通して学習内容やカリキュラムの紹介。
- ⑤オープンキャンパスと大学祭に教員の個別相談会と在学生による相談コーナーを同時に設置し、本学受験について説明し相談等を受けることにより、受験生や来学者が本学について理解を深めるよう工夫をした。
- ⑥本学のホームページや様々な媒体への広告の掲載。
- ⑦高等学校へ学校案内等の送付。
- ⑧来学した高校生に本学の見学と模擬授業の機会を設定する。また、希望する高校において出前授業等を実施する等、幅広く広報活動を行う。

2) 入学者選抜方法

本学の教育理念や教育目的に基づき、看護学部、介護福祉学科のアドミッションポリシーに沿って、入学試験を実施した。

看護学部

- ① 推薦入学試験（公募制・指定校制・赤十字特別枠）、社会人・学士入学試験
- ② 一般入学試験

介護福祉学科

- ① 推薦入学試験（指定校制・公募制・自己推薦）、社会人・学士入学試験
- ② 一般入学試験
- ③ 自己推薦入学試験

(3) 点検・評価

本学看護学部の入学生のうち75%が秋田県出身者であり、介護福祉学科の入学生の殆どが秋田県出身者であることから、看護学部並びに介護福祉学科が行う指定校制推薦入学試験は、適切な選抜

方法であると考える。

進路説明会やオープンキャンパスの参加回数が多い受験生は、不合格者より合格者に多いことから、進路説明会やオープンキャンパスの実施は受験生の獲得に効果があるといえる。

(4) 改善方策

介護福祉学科の一般入試は、従来、大学入試センター試験を利用して行っていたが、大学入試センター試験を受験しない高校生を対象に本学独自の学力試験利用の一般入試を設け、受験生が選択できるように改善を図った。

(5) 次年度の到達目標

看護学部の入学生のうち7割強の学生が秋田県出身者であることから、広報活動を山形、宮城、岩手、青森等の近隣県に広めて本学の周知を図る。

資料5-1 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移(大学)

		入試の種類	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	入学定員に対する入学者の比率 (2007～2011年度平均)
(大学)	看護学部	一般入試	志願者		138	188	133	111.00
			合格者		93	80	114	
			入学者(A)		57	54	58	
			入学定員(B)		50	50	50	
			A/B*100		114.00	108.00	116.00	
		公募制推薦	志願者		9	7	14	
			合格者		6	7	12	
			入学者(A)		6	7	12	
			入学定員(B)		10	10	5	
			A/B*100		60.00	70.00	240.00	
		指定校制推薦 (2009年度まで地域特別推薦)	志願者		51	44	27	
			合格者		36	37	27	
			入学者(A)		36	37	27	
			入学定員(B)		25	25	30	
			A/B*100		144.00	148.00	90.00	
		赤十字特別推薦	志願者		7	5	5	
			合格者		7	5	5	
			入学者(A)		7	5	5	
			入学定員(B)		10	10	10	
			A/B*100		70.00	50.00	50.00	
		社会人・学士入試	志願者		16	7	12	
	合格者			6	6	10		
	入学者(A)			6	6	10		
	入学定員(B)			5	5	5		
A/B*100			120.00	120.00	200.00			
(その他)	志願者							
	合格者							
	入学者(A)							
	入学定員(B)							
	A/B*100							
学部合計	志願者		221	251	191			
	合格者		148	135	168			
	入学者(A)		112	109	112			
	入学定員(B)		100	100	100			
	A/B*100		112.00	109.00	112.00			
大学院	一般入試	志願者				2		
		合格者				1		
		入学者(A)				1		
		入学定員(B)				1		
		A/B*100				100.00		
	社会人特別選抜	志願者					11	
		合格者					11	
		入学者(A)					11	
		入学定員(B)					11	
		A/B*100					100.00	
研究科合計	志願者					13		
	合格者					12		
	入学者(A)					12		
	入学定員(B)					12		
	A/B*100					100.00		
大学合計	志願者		221	251	193			
	合格者		148	135	169			
	入学者(A)		112	109	113			
	入学定員(B)		100	100	101			
	A/B*100		112.00	109.00	111.88			

[注]

- 1 「編入学試験」は、この表には記入しないでください。
- 2 「一般入試」欄には大学入試センター試験を含めてください。
- 3 「その他」欄には上記の表に該当しない入試の状況を記入してください。その際、該当する入試の名称を()内に記入してください。ただし、相当の学生(約一割以上)を入学させている入試方法がある場合は、「その他」に含めず適宜欄を設けて記入してください。なお、該当しない入試方法は削除してください。
- 4 セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について作表してください。
- 5 学部が複数学科で構成されている場合は、「学部合計」欄を設けて拙く学科の「計」欄の総数を「志願者」「合格者」「入学者」「入学定員」ごとに記入してください。複数学部を設置している大学の場合は、「大学合計」欄を設け、「学部合計」と同様に記入してください。
- 6 入試の種類ごとに「入学定員に対する入学者の割合」を算出してください。
- 7 5カ年の「入学定員に対する入学者」の割合を合計し、5で除した数値を「入学定員に対する入学者数の比率(2007～2011年度平均)」欄に記入してください。
- 8 「留学生入試」に交換留学生は含めないでください。
- 9 各入学(募集)定員が若干名の場合は「0」と記入してください。

資料5-2 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移(短大)

		入試の種類	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	入学定員に対する入学者の比率 (2007～2011年度平均)	
(短期大学)	看護学科	一般入試	志願者	140	141				107.50
			合格者	67	78				
			入学者(A)	44	46				
			入学定員(B)	40	42				
			A/B*100	110.00	109.52				
		公募制推薦	志願者	56	67				
			合格者	32	32				
			入学者(A)	31	32				
			入学定員(B)	30	30				
			A/B*100	103.33	106.67				
		社会人・学士入試	志願者	26	24				
			合格者	7	10				
			入学者(A)	7	10				
			入学定員(B)	6	8				
			A/B*100	116.67	125.00				
その他(特別選抜)	志願者	6							
	合格者	2							
	入学者(A)	2							
	入学定員(B)	4							
	A/B*100	50.00							
		学科合計	228	232					
			合格者	108	120				
			入学者(A)	84	88				
			入学定員(B)	80	80				
			A/B*100	105.00	110.00				
介護福祉学科	一般入試	志願者	25	8	13	8	7	97.60	
		合格者	21	7	12	6	4		
		入学者(A)	14	5	7	4	3		
		入学定員(B)	15	15	5	5	5		
		A/B*100	93.33	33.33	140.00	80.00	60.00		
	指定校推薦	志願者			32	33	36		
		合格者			32	33	34		
		入学者(A)			32	31	34		
		入学定員(B)			35	35	35		
		A/B*100			91.43	88.57	97.14		
	公募制推薦	志願者	42	25	8	14	7		
		合格者	39	25	8	13	7		
		入学者(A)	38	25	8	13	7		
		入学定員(B)	30	30	10	10	10		
		A/B*100	126.67	83.33	80.00	130.00	70.00		
	社会人・学士入試	志願者	4	1	0	2	0		
		合格者	2	1	0	2	0		
		入学者(A)	2	1	0	2	0		
		入学定員(B)	5	5	若干名	若干名	若干名		
		A/B*100	40.00	20.00	—	—	—		
	自己推薦	志願者		1	4	6	6		
		合格者		1	3	2	6		
		入学者(A)		1	3	1	6		
		入学定員(B)		若干名	若干名	若干名	若干名		
		A/B*100		—	—	—	—		
	特別選抜 二次選抜指定校	志願者		2	9				
		合格者		2	5				
		入学者(A)		2	5				
		入学定員(B)		若干名	若干名				
		A/B*100		—	—				
		学科合計	71	37	66	63	56		
			合格者	62	36	60	56		
			入学者(A)	54	34	55	51		
			入学定員(B)	50	50	50	50		
			A/B*100	108.00	68.00	110.00	102.00	100.00	
		短期大学合計	299	269	66	63	56	100.18	
			合格者	170	156	60	51		
			入学者(A)	138	120	55	50		
			入学定員(B)	130	145	50	50		
			A/B*100	106.15	82.76	110.00	102.00		100.00

[注]

- 「編入学試験」は、この表には記入しないでください。
- 「一般入試」欄には大学入試センター試験を含めてください。
- 「その他」欄には上記の表に該当しない入試の状況を記入してください。その際、該当する入試の名称を()内に記入してください。
ただし、相当の学生(約一割以上)を入学させている入試方法がある場合は、「その他」に含めず適宜欄を設けて記入してください。
なお、該当しない入試方法は削除してください。
- セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について表作してください。
- 学部が複数学科で構成されている場合は、「学部合計」欄を設けて横く学科の「計」欄の総数を「志願者」「合格者」「入学者」「入学定員」ごとに記入してください。複数学部を設置している大学の場合は、「大学合計」欄を設け、「学部合計」と同様に記入してください。
- 入試の種類ごとに「入学定員に対する入学者の割合」を算出してください。
- 5カ年の「入学定員に対する入学者」の割合を合計し、5で除した数値を「入学定員に対する入学者数の比率(2007～2011年度平均)」欄に記入してください。
- 「留学生入試」に交換留学生は含まないでください。
- 各入学(募集)定員が若干名の場合は「0」と記入してください。

資料 5-3 2011 年度学部の入学者の構成

学部	学科		入学者数					計	備考
			一般入試	公募制推薦	指定校推薦	赤十字特別推薦	社会人・学士入試		
看護学部	看護学科	募集定員	50	50			若干名	100	
		入学者数	49	55			5	109	
		計に対する割合	44.95%	50%			4.59%	100.00%	
大学院	看護学研究科	募集定員	12					12	
		入学者数	12					12	
		計に対する割合	100.00%					100.00%	
(短期大学)	介護福祉学科	募集定員	5	10	35		若干名	若干名	50
		入学者数	5	3	32		0	8	48
		計に対する割合	10.42%	6.25%	66.67%		0.00%	16.67%	100.00%
合計		募集定員	67	60	35	0	0	若干名	162
		入学者数	66	58	32	0	5	8	169
		計に対する割合	39.05%	34.32%	18.93%	0.00%	2.96%	4.73%	100.00%

[注]

- 1 入試の種類については、「Ⅲ 1 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移」(表13)と同様の区分で作成してください。
- 2 各学科および合計欄の下端には全入学者数に対する入試の種類ごとの割合を記入してください。
- 3 「一般入試」欄には大学入試センター試験を含めてください。
- 4 「その他」の入試による内訳を、備考欄に記載してください。
- 5 セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について作表してください。
- 6 各募集定員が若干名の場合は「0」と記入してください。

1. 大学院

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

(1) 到達目標

本大学院の入学者選抜の到達目標は以下のごとくである。

1. 大学院看護学研究科としての教育を遂行できる入学生の質と数を確保する。
2. 入学定員に対する受入人数は1割増まで許容することができる。
3. 入学試験の方法については、受験生および一般の人々に解り易く情報の提供を行う。
4. 志願者の層の拡大を図り、有能な人材を選抜する。

(2) 現状の説明

1) 学生募集方法

学生の確保に関しては、研究科委員会の中の専任教員若干名からなる入学者選抜委員会（今年度は教授2，准教授1，講師1）が担当をしている。具体的な学生の募集に関しては、以下の広報活動を行った。

1. 東北ブロック赤十字病院 会議での広報
2. 大学院説明会の開催
 - I期：本学3回、県南1回、県北1回
 - II期：本学3回、県南1回、県北1回
3. 秋田県内主要病院への訪問
4. 大学院案内、学生募集要項の送付

看護系大学	181 校
看護短大・専門学校	100 校
赤十字病院	93 病院
東北 6 県及び新潟県内病院	575 病院

5. 大学 Home Page での公開
6. 学部オープンキャンパス時での説明会の開催

2) 入学者選抜方法

本大学院の教育理念に基づくアドミッションポリシーに則り、入学者選抜を行っている。

1. 一般選抜試験
2. 社会人特別選抜試験
3. 赤十字推薦選抜試験

3) 点検・評価

学生募集に関しては、大学院入学者選抜委員会が主として担当し、上述の方法での広報活動を行った。大学院の必要性と修士取得の必要性に関しては、大学および臨床現場の管理者に関しては認知度が高いが、実際に臨床現場や教育現場の人数の関連から受験希望者は必ずしも多くはない状況である。

大学説明会に参加した受験希望者からの受験が多い結果であった。

4) 改善方法

本大学院自体の知名度をあげると共に、教員が関連する外部支援の機会（講習会など）で積極的な広報活動を行う。

5) 次年度の到達目標

東北地方の病院、看護教育施設の訪問を行い、学生と教員に修学を勧める。

2. 入学者受け入れ方針等

(1) 到達目標

〈看護学部〉

看護学部の入学者選抜には、推薦入学試験、社会人・学士入学試験、一般入学試験を行い、入学者数を定員の 110%（110 名）以内とする。推薦入学試験（公募制・指定校推薦・赤十字特別枠）と社会人・学士入学試験は、応用力試験と面接を行う。一般入学試験は大学入試センター試験（5 教科 5 科目）と面接を行う。

〈短期大学 介護福祉学科〉

介護福祉学科は推薦入学試験・一般入学試験・自己推薦入学試験を行い、入学者数を定員の 110%（55 名）以内とする。推薦入学試験（公募制・指定校制）は、小論文と面接を行う。一般入学試験には大学入試センター試験と面接を行い、自己推薦入学試験は、小論文と面接を行う。

(2) 現状の説明

看護学部・介護福祉学科ともに、「人道：Humanity」の理念を基調として、心身ともに健康で将来看護職者・介護福祉士として活躍したいと考えている人材を迎えることを目標とし「求める学生像」を明示し、高校生のみならず社会人をも対象に幅広い広報活動を実施している。

求める学生像は、以下のとおりである。

<看護学部>

- ・赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人
- ・生命の尊厳を理解し、人間としての権利を尊重し行動できる人
- ・社会や生命の倫理に関心があり、看護を学ぶ意欲を有する人
- ・豊かな感性と誠実な人間性を持つ人
- ・積極的に他者との交流ができ、相手を尊重した責任ある行為・行動ができる人
- ・物事について深い関心を持って追求する姿勢を持ち自己研鑽を重ねられる人

<介護福祉学科>

- ・「赤十字」の理念と活動に関心のある人
- ・専門性を追求する「基礎学力」を有する人
- ・知識と技術を修得できるよう、常に「自己研鑽」ができる人
- ・他者の痛み、気持ちに「共感」できる人
- ・他者と交流でき「協調」できる人

広報活動としては、①秋田県内各高等学校の進路指導担当の教師を対象に大学説明会を行う。②各会場で行う進路説明会に参加。③ホームページにのせる。また、年3回のオープンキャンパス等を行っている。

看護学部は、推薦入学試験（公募制、指定校制、赤十字特別枠あわせて50名）、社会人・学士入学試験（若干名）と一般入学試験（50名）を実施している。

推薦入学試験と社会人・学士入学試験は、応用力試験と個人面接を行う。

一般入学試験では、入試センター試験、外国語（英語リスニングを含む）国語（近代以降の文章）地歴・公民（世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B、現代社会、倫理、政治・経済から1科目選択）数学（数学I、数学A、数学II、数学B、工業数理基礎、簿記・会計、情報関係基礎から1科目選択）理科（理科総合B、生物I、理科総合A、化学I、物理I、地学Iから1科目選択）を導入し、面接は、集団討論と個人面接を行う。

介護福祉学科では、指定校推薦入学試験（35名）、公募制入学試験（10名）、社会人・学士等入学試験（若干名）、一般入学試験（5名）、自己推薦入学試験（若干名）を実施している。

指定校推薦入学試験は面接を行い、公募制入学試験、社会人・学士等入学試験は小論文と面接を行う。

一般入学試験（大学入試センター試験利用）は、国語（近代以降の文章）、外国語（英語〔リスニングを含む〕）と面接、自己推薦入学試験は小論文と面接を行う。

(3) 点検・評価

「本学が求める学生像」を明示して募集活動を綿密に且つ円滑に行い、入学試験を実施した。2011年度の入学者数は、看護学部109名、介護福祉学科48名であり目標に到達している。

大学院

2. 入学者の受け入れ方針

(1) 到達目標

入学者の選抜に関して、大学院の分野別の人数設定と試験方法による人数の設定は共に行っておらず、12名定員であり、定員の充足を図る。また、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、昼夜開講を行うことにより積極的に社会人の便宜を図る。

(2) 現状の説明

本大学院の教育で求める人材像は以下のようになっている。

1. 人の尊厳を確保する倫理観を持ち、人の生活と健康に対し全人的な視点から問題提起のできる人
2. 人の持つ健康問題に真摯に取り組み、研究を推進出来る人
3. より卓越した専門的な知識と技能を持ち、さらなる看護と看護学の実践あるいは研究に対し向上心の旺盛な人
4. 地球規模での健康問題を視野にいれ、他職種と協働した思考の出来る人

開学初年度の受験生 13 名のうち、1 名を除き社会人であり既に臨床あるいは教育での経験をもっているため、上記の本学アドミッションポリシーを充足するに足る人材であるが、研究志向に関する点でのさらなる学習が必要と認められる。

(3) 点検・評価

社会人特別選抜試験受験者に関しては、現在英語の試験は免除になっている。仕事を持つ社会人では、英語を使う機会が少ないことと、勉学の機会が作りにくいことを配慮し、また、看護学自体の向上のためには現場のレベルの向上が必要と考え社会人を積極的に受け入れる方針であった。一方、本学学部卒業生がいない状況での修士課程開学も理由にはなっている。研究志向の強化は特別研究の進行により、期待されることである。

(4) 改善方法

看護研究法および英文購読などの共通科目での学習成果に期待をする。

(5) 次年度の達成目標

入学試験で学力の評価を重要視し、修士課程の理念に見合うよりよい人材を選抜する。

3. 入学者選抜の仕組み

(1) 到達目標

入学試験のための組織として、入学者選抜委員会を設置し、入学者選抜の業務を円滑に行い、その業務は公正なものであることを目標としている。

入学者選抜委員会は、教授会に属する組織であり、委員は看護学部と短期大学介護福祉学科の教員 4 名、事務職員 2 名で構成される常置委員会である。会議は随時開催し、主な議題は、入学者選抜試験概要、学生募集要項の作成、オープンキャンパスの企画、予算・決算である。また、各入学試験毎に事前委員会を開き、全教職員の共通理解を図るために作成した入学試験要領、試験監督要領、面接要領に基づいて活動する。

- 1) 入学試験の大学センター入試利用科目は、普通科実業科の別なく高校生であれば誰でもが受験できるように科目を設定。応用力試験は、高等学校で学んだ学力程度で回答できるものとする。
- 2) 看護学部・短期大学介護福祉学科ともに、受験生を特定できないように、入学試験から合否判定、合格発表までの全ての過程において受験番号で対応する。

(2) 現状の説明

入学者選抜試験実施体制としては、看護学部・短期大学合同教授会に属する入学者選抜委員会が入学試験業務を担当している。

入学試験は、問題作成委員、面接委員、入試全般を企画運営する入学者選抜委員会により構成さ

れる。試験当日は、学長を本部長とする入学試験実施本部を設置し、入学試験が円滑に施行することと緊急時に備える。

①問題作成委員は、学内の委員2名、学外の委員1名で構成する。問題作成委員は、看護学部推薦入学試験の応用力試験、短期大学介護福祉学科の小論文の問題をそれぞれ担当する。

②面接委員は、講師以上の教員が担当し、入学者選抜委員会が面接委員案を作成し学長の承認を得て決定する。面接については、看護学部の面接は看護学部教員が、短期大学介護福祉学科の面接は介護福祉学科教員が担当する。

1 面接室に3名の面接員を配置する。看護学部の推薦入学試験、社会人・学士入学試験には個人面接を、一般入学試験には個人面接と集団討論を実施する。短期大学介護福祉学科は個人面接を行う。

③入学者選抜委員会は、入学者選抜に係る全般を企画運営にあたり、入試実施要領、試験監督要領、面接要領を作成し、入試が円滑に行われるようにしている。

④入学試験当日は、全教職員がそれぞれの役割を担当する。

⑤合否判定は教授会で行う。

⑥入学試験終了後、採点から合否判定に至るすべての過程において受験番号で処理し、受験生が特定できないようにしている。

⑦入学試験前日の午後は授業を打ち切り学外者の入館を禁止し、入試の実施に公正を期している。

⑧面接の点数等や合格通知書の発送については、入学者選抜委員及び学務課入試担当者がダブルチェックを行うなど、公正かつ正確に実施している。

入学試験の結果は数値化され、臨時教授会（合否判定会議）を開催し、審議の上合否を確定する。入学試験の開始から合否判定に至るすべての過程において、受験番号で処理し受験生が特定できないようにしている。

(3) 点検・評価

入学者選抜委員会を組織し、入学者選抜試験に係る基本的な事項や実施等の企画を行い、公正に入学試験を実施している。入学試験の結果は、面接も含めて数値化され、教授会で合否判定と補欠合格者の順位が決定しているため、辞退者が出ても順次繰り上げ合格となるため、極めて透明性が高いといえる。

大学院

3. 入学者選抜の仕組み

(1) 到達目標

大学院入学者選抜委員会は入学試験の準備、実施、結果の公表までの一連の業務を、公平に正確に履行する責任がある。

(2) 現状の説明

日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会規程による委員会の業務は以下である。

①学生の確保、学生募集に関する事項 ②学生募集要項の作成に関する事項 ③入学者の選抜に関する事項 ④入学選抜試験の実施に関する事項 ⑤出願資格審査に関する事項 ⑥その他入学者選抜に関する事項

規程に基づき委員会の業務は問題なく進行している。

本大学院では、前述の通りに社会人の育成に力を入れているところから、受験者は必ずしも大学を卒業している必要はなく、本学の出願資格7には、本大学院において、大学を卒業した者と同等

以上の学力があると認められた者で、年齢に規程をクリアすることが明示されている。そして、その際には個別出願資格審査が必要になっている。また、社会人のままの修学を希望する場合には、就業先から受験および修学承諾書を提出することを課している。

選抜試験は、外国語（英語）、小論文、専門科目、面接が実施される。外国語（英語）は社会人特別選抜および赤十字推薦選抜では免除される。受験者は予め、研究を希望している研究指導教員と面接を行い、研究の概要を作成し、指導教員の許可を得た上で受験の申請を行う。

(3) 点検・評価

委員会は合意により進められており、名実共に良好に機能している。提出書類の不備が指摘されたものがあつたが修正し、特に問題はない。

(4) 次年度の到達目標

今年度同様に正確な公正な受験体制を維持する。

4. 入学者選抜方法の検証

(1) 到達目標

看護学部、介護福祉学科の入学者選抜方法の適切性を確保するために、経営会議の議を経て方法を決定し、教授会を経て実施する体制をとる。

(2) 現状の説明

推薦入学試験には、応用力試験を行っている。応用力試験の問題作成委員は3名である。作成した問題については、入学試験実施前に2回の委員会を持ち、問題を様々な視点から検討を重ねている。

看護学部並びに短期大学介護福祉学科における入学者選抜方法の適切性については、学内においては、経営会議の議を得て決定し、教授会を経て実施に移される。学外においては、日本赤十字学園における理事会に報告している。

(3) 点検・評価

看護学部並びに短期大学介護福祉学科における入学者選抜方法の適切性については、学内では経営会議の議を得て決定し、教授会を経て実施に移すことで適切性を確保している。

(4) 改善方策

入学者の入学試験の結果と入学後の成果等からも今後検討していきたい。

大学院

(1) 到達目標

大学院修士課程の学生の選抜として妥当である方法を構築する。

(2) 現状の説明

本年が開講年度であり、入学者の学力は必ずしも均一ではなく、修士課程の学生の選抜としての妥当性に関しては今後の検討が待たれる。実施に関しての公平性と妥当性は保たれている。完成年度以後の修了生の修士としての動向に注目する。

(3) 点検・評価

研究の実施に関して、語学力の保持と文章力は必要なことであり、今後検討すべき点である。

(4) 改善方法

今後検討をする

(5) 次年度の到達目標

現状の選抜方法の見直し

5. 入学者選抜における高・大の連携

(大学院には該当せず)

(1) 到達目標

1. 高等学校の進路指導教員を対象に本学説明会を実施する。
2. 進路説明会には必ず教員が出席し、本学の理解と高校生の進路決定に関する支援を行う。
3. 各高等学校を積極的に訪問し、進路指導教員との面談から高校生の状況や本学に対する希望等の情報を得る。
4. 高等学校教員に、本学の教育目的並びに教育方法の特徴、特にPBL・テュートリアル教育と学生の様子について説明し理解を得る。
5. 高等学校への出前授業や「大学コンソーシアムあきた」・「プロジェクト4A」等、高大連携事業において看護・介護の授業を実施する。
6. オープンキャンパスを年3回実施する。
7. 来学した高校生に学内の見学と授業を見学する機会をつくる。
8. 広報活動を積極的に行う。

(2) 現状の説明

1. 推薦入学試験については、各高等学校を積極的に訪問し、進路指導担当教員との面談を通じて高校生の状況や本学に対する希望等を聞くと共に、本学の教育目的並びに教育方法の特徴について理解を得ている。また、高校の指導教員との連携もよく取れており、高校の要請で高校生が来学または教員が高校に出向いて模擬講義を行っている。
2. 「大学コンソーシアムあきた」や「プロジェクト4A」等、高大連携事業においては、看護学の授業（基礎看護学・成人看護学・老年看護学・地域看護学）および介護福祉学の授業を提供しており、高校生の受講が多く評価も大変良い。
3. 進路説明会では、各高等学校で開催される進路説明会や各地域で開催される進路説明会（秋田県・青森県・岩手県・宮城県・福島県・東京都）には必ず教員が参加している。説明会においては、面談による指導だけでなく映像を利用して本学の理解に繋げるよう工夫をしている。
4. オープンキャンパスを年3回開催している。内1回を大学祭に合わせて開催することにより高校生と本学の学生との交流の場ともなり、本学の理解に繋がっている。
5. 希望により高等学校に出向いて、出前授業を行っている。
6. 低学年に多い本学の見学や授業の見学あるいは模擬授業も受けている。来学した高校生は全過程を終了後、学食で昼食をとるなど学生の生活の一部を体験する機会も設けている。
7. 広報としては、パンフレット等学校案内・募集要項・ホームページ・秋田駅構内での広報の他、本学のエントランスホールに学生のボランティア活動や海外研修、海外の看護学生来校の映像を映すなど本学についての情報を伝達している。

(3) 点検・評価

推薦入学は、現在、高等学校との間に特別な問題もなく実施していることから、適切であると考えられる。「大学コンソーシアムあきた」や「プロジェクト4A」における看護学・介護福祉学の授業や進路説明会、オープンキャンパスの開催は確実に効果を上げている。

6. 科目等履修生・聴講生等

現在まで、希望者がなく、実施していない。

大学院も同上

7. 定員管理

(1) 到達目標

看護学部看護学科の定員は100名である。入学者は定員の110%以内とする。

介護福祉学科の定員は50名である。入学者は定員の110%以内とする。

(2) 現状の説明

看護学部看護学科の定員は100名である。入学者数は、2009年度112名、2010年度109名、2011年度111名であり、定員に対する入学者の割合は、2009年度112%、2010年度109%、2011年度111%である。

短期大学介護福祉学科の定員は50名である。入学者数は、2007年度54名、2008年度34名、2009年度55名、2010年度51名、2011年度50名であり、定員に対する入学者数の割合は、2007年度108%、2008年度68%、2009年度110%、2010年度102%、2011年度111%である。

(3) 点検・評価

在籍学生数は、入学定員の1割増である。定員を大幅に超えたり、下回る状況にはなっておらず、適正化が図られている。

- ①本学が求める学生像や入試の方針、入試に関するデータをホームページや募集要項等に明示することにより受験生や一般の方々にも周知を図っている。
- ②入学者募集に関しては、入学者選抜委員会・広報委員会を中心に全教員が高校訪問や進路説明会への参加を実施している。入学試験に関しては、入学者選抜委員会が中心になり実施している。
- ③入学者が定員を割ることなく推移している。

資料 5-4 2011 年度学部・学科の学生定員及び在籍学生数

学部	学科	入学定員	編入定員	収容定員		在籍学生		B/A	D/C	在籍学生数								備考
				総数 (A)	うち編入学生数 (C)	総数 (B)	うち編入学生数 (D)			第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
										学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	
看護学部	看護学科	100	10	310	10	339	9	1.09	0.00	111	0	107	0	121	0	0	0	
	計	100	10	310	10	339	9	1.09	0.00	111	0	107	0	121	0	0	0	
大学院	看護学研究科	12	0	12	0	12	0	1.00	0.00	12	0	0	0	/	/	/	/	
	計	12	0	12	0	12	0	1.00	0.00	12	0	0	0	0	0	0	0	
(短期大学)	看護学科	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	募集停止
	介護福祉学科	50	0	100	0	100	0	1.00	0.00	50	0	50	0	/	/	/	/	
	計	50	0	100	0	100	0	1.00	0.00	50	0	50	0	0	0	0	0	
合計		150	10	410	10	439	9	1.07	0.00	161	0	157	0	121	0	0	0	

[注]

- 1 昼夜間隔別をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 2 収容定員は、定員変更などにより、現在の入学定員の4倍(6年制の学部は6倍)ではない場合がありますので、該当する年度ごとの入学定員、編入定員に注意してください。
- 3 現在の在籍学生に關する入学定員及び編入定員に変更があった場合には、「備考」欄に注記してください。
- 4 修業年限を6年とする学部・学科の場合には、第6欄まで作成してください。
- 5 編入定員を設定している場合は、備考欄にその受け入れ年次を記入してください。
- 6 「B/A」及び「D/C」欄については、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで表示してください。
- 7 通信教育課程、専攻科、別科等についても学部の表に準じて作成してください。

7. 定員管理

大学院

(1) 到達目標

看護学研究科の定員は12名、1割の増員としても13名とする

(2) 現状の説明

1年次学生数は合計 12名

基盤看護学分野3名(感染制御学 1名、食看護学2名)、がん看護学分野1名(CNS教育 1名) 健康生活支援看護学5名(小児看護学 2名、成人老年看護学3名) 助産学3名(助産学 2名、助産師国家試験受験教育 1名)

(3) 点検・評価

定員(100%)は守られている。

(4) 改善方法

なし

(5) 次年度の到達目標

定員の100%充足を目指す

8. 編入学者、退学者

I. 退学者の状況と退学理由の把握状況

(1) 到達目標

短期大学や専修学校で看護を学んだ学生や看護職者の希望者に看護専門教育を提供するために編入学制度を設ける。

高等学校卒業後に看護や介護の学びを始めた学生が、所期の学びに迷いが生じたり、進路変更を考えるようになった時、学生自身が学業を継続するかまたは退学してより相応しいと考える方向に進路変更するかを適正に判断できるようにアドバイザーまたはチューターが対応する。

(2) 現状の説明

2009年度に大学生の退学者はいない。2010年度は1年生2名であった。

2010年度の短期大学看護学科の退学者は、2名（3年生）、介護福祉学科の退学者も2名（1年生1名、2年生1名）であった。

2011年度は看護学部の退学者は6名（1年生3名、2年生2名、3年生1名）介護福祉学科の退学者は1名（1年生1名）であった。

(3) 点検・評価

退学に至る過程で、担当チューターとクラスアドバイザーが対応し、本人と個別に十分に話し合いを行っている。

看護学部の退学理由は、進路変更と一身上の都合であった。介護福祉学科の退学理由は、進路変更であった。

それぞれが自らの人生設計によって進路を変更するのであれば、本人にとって良いことであり、その時点での最適の選択と思われる。

(4) 改善方策

入学者選抜の段階で、選抜に当たる評価者が受験者の対人援助職としての適性を判断するか、受験者自身が適切な進路選択をできるような情報を提供することができれば、入学後に進路変更するという回り道が少なくなると思われるが、現実には困難であろう。より適正な入学者選抜方式の策定が望まれる。

資料5-5 2011年度学部・学科の退学者数

学部	学科	2009年度					2010年度					2011年度				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
看護学部	看護学科	0				0	2	0			2	3	2	1		6
	計	0				0	2	0		2	3	2	1		6	
大学院	看護学研究科					0				0	0				0	
	計					0				0	0				0	
短期大学	看護学科		0	2		2			2	2					0	
	介護福祉学科	0	2			2	1	1		2	1	0			1	
	計	0	2	2		4	1	1	2	4	1	0	0		1	
	合計	0	2	2		4	3	1	2	6	4	2	1		7	

[注]

1 退学者数には、除籍者も含めてください。

2 修業年限を6年とする学部・学科の場合には、第6年次まで作表してください。

【基準6】学生支援

大学は、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を適切に行わなければならない。

1. 学生への経済的支援

(1) 到達目標

1. 大学は、学生が学修に専念できるよう、学生生活と学修環境に配慮する。
2. 学生に対する効果的な経済的支援を図るために、各種奨学金への容易なアクセスおよび学納金の納付猶予に関して適切な情報を提供する。

(2) 現状の説明（資料6-1 および資料6-4 奨学金給付・貸与状況）

1. 情報提供状況

- 1) 日本学生支援機構の奨学金新規採用に関して奨学金担当者が説明会を開いている。
- 2) 秋田県看護職員修学資金、日本赤十字社看護師同方会奨学資金などは掲示で学生に知らせ、希望者が応募するようにしている。
- 3) 日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学同窓会奨学金については、その規程が学生便覧に掲載されており、全学生に周知されている。
- 4) 介護福祉学科の学生を対象とする奨学金として、介護福祉士等修学資金、社団法人生命保険協会介護福祉士養成奨学金制度があり、学生便覧に掲載されている。

2. 奨学金受給状況

- 1) 本学独自の奨学金として、日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学同窓会奨学金が、本学（大学・短大）に在籍する学生を対象に平成21（2009）年度から設けられたが、平成23（2011）年度にこれを受けた者は1名だった。
- 2) 平成23（2011）年度に日本学生支援機構から奨学金を受けた学生は全部で201名であった。秋田県看護職員修学資金5名、日本赤十字社看護師同方会12名である。秋田県社会福祉協議会修学資金16名、生命保険協会奨学金2名である。

3. 学生納付金納付猶予

学生納付金納付猶予に関する規程が2010年度に設けられ、申請は規定に則って受理されるようになった。本年度に学生納付金の延納または分納を申請した者は合わせて11名で、申請者全員の納付猶予が認められた。全員が猶予された分の納付計画とおりの期限内に納付を完了した。

(3) 点検・評価

日本学生支援機構、秋田県看護職員修学資金、日本赤十字社看護師同方会など外部奨学金に関して、掲示あるいは説明会を開いた結果、237名（延べ人数）（在籍学生数451名）が何らかの奨学金を利用した。（資料6-1 および資料6-4）

在籍学生のほぼ半数（52.7%）が外部奨学金を利用したことは各種の奨学金についての情報は周知されているといえよう。

2010年度に学生納付金猶予に関する規程が設けられたことで、従来よりも申請がより適正に受理されるようになった。学生納付金の納付猶予申請者全員が猶予を認められ、猶予期限内に計画どおりに納付を完了したことは、ニーズによく対応したといえる。

(4) 改善方策

本学独自の奨学金の利用者が2年続けて1名に止まったことの原因を明らかにする必要がある。

この奨学金に関する情報提供が不十分なのであれば、全学生への周知方法を検討するべきである。学生納付金猶予に関する規程は設けられたが、返納期限が当該年度内であるため、納付困難な学生のニーズに十分に答えているとは言い難い。返納期限に関する規定の改定が望まれる。

(5) 次年度の到達目標

- 1) 奨学金の利用に関する学生の実情を調査し、ニーズに応じていることを検証する。
- 2) 学生納付金猶予に関する学生の実情を調査し、ニーズに応じていることを検証する。

資料 6-1 2011 年度 奨学金給付・貸与状況

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (A)	在籍学生総数 (B)	在籍学生数に対する比率 A/B*100	支給総額 (C)	1件当たり支給額 C/A
日本学生支援機構 (一種)	学外	貸与	43	451	9.53	2,707,000	62,953
日本学生支援機構 (二種)	学外	貸与	158	451	35.03	11,574,000	73,253
日赤看護師同方会	学外	貸与	12	351	3.42	240,000	20,000
秋田県看護職員修学資金	学外	貸与	5	351	1.42	180,000	36,000

[注]

- 1 2011年度実績をもとに作成してください。
- 2 学部・大学院共通、学部対象、大学院対象の順に作成してください。
- 3 当該奨学金が学部学生のみを対象としている場合は、「在籍学生総数」欄には学部学生の在籍学生総数を、大学院学生のみを対象とする場合は、大学院在籍学生総数を記載してください。
- 4 日本学生支援機構による奨学金も記載してください。

2. 学生の研究活動への支援

(1) 到達目標

1. 学生が意欲をもって研究プロジェクトに参加するようになる。
2. 研究成果が論文集などの刊行物として形のあるものになることにより、研究に対する学生の意欲が高まる。

(2) 現状の説明

1. 大学生は1年生、2年生、3年生であり、まだ4年生がいないので、カリキュラム上、研究活動は開始されていない。
2. 介護福祉学科2年生はゼミナール担当教員のもとで研究に取り組んでいる。介護福祉学科はゼミナールレポート報告集を刊行している。
3. 大学院生は1年次に研究法の講義を受け、後期は研究計画書を作成し、2月に研究計画書発表会を行った。

(3) 点検・評価

まだ学生の研究活動に対する評価を語る段階ではない。

(4) 改善方策

1. 学生の研究活動がカリキュラムに組み込まれていない段階で、積極的に学生が研究活動に参加するように動機づけができるが良い。
2. 大学院生の研究計画書発表会に大学学部生や短大生が参加することで、研究活動の裾野を広

げることができる。

(5) 次年度の到達目標

1. 看護学部および短期大学の学生のカリキュラムとして行われる研究活動の何らかの記録を刊行する仕組みを確立する。
2. カリキュラムに組み込まれた研究以外の自主的な研究活動に、学生が参加するように動機づける仕組みを確立する。
3. キャンパスを共有する学生全員に研究活動のおもしろさを大学院学生の発表会を通じて知らせる。

3. 生活相談—学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

(1) 到達目標

すべての学生が、心身ともに健やかな学生生活を送れるような環境を整備する。

(2) 現状の説明（資料6-6）

1. 学生の心身の健康保持・増進については4月に定期健康診査を実施している。実施後、結果表・問診票を基に健康上問題のある学生には保健室担当看護職員と学校医がアドバイスするが、必要があれば学校医の紹介状を持って、医療機関で精密検査することを勧めている。また、看護学科においてはムンプス・麻疹・風疹・水痘の抗体価検査を実施しており、介護福祉学科でも検査することになった。抗体価検査結果で抗体のない学生には予防接種の勧奨に努めている。
2. 日常的な体調不良を訴える学生に対して、学校医・保健室担当看護職員、学生委員会担当委員または学務課職員が、保健室で安静・休養、常備薬等に対応するが、必要があれば医療機関に依頼するか、受診するように勧めている。
日常的な心身の不調・心配ごとには、学生支援アドバイザー・チューター（後述）が対応する。
3. メンタルヘルスケアについては毎週火曜日に、学生相談室における臨床心理士によるカウンセリングを実施している。

(3) 点検・評価

1. 定期健康診査の受診率は高率である。
2. 定期健康診査の結果をそれぞれの学生に保健室担当看護職員と学校医とがフィードバックしていることは評価できる。
3. ウイルス性感染症の抗体価を検査した結果が、必ずしも抗体陰性～低基準値者のワクチン接種に繋がっていない。
4. 臨床心理士によるカウンセリングの頻度が、毎週1回（火曜日）で学生のニーズに役立っているか確認していない。
5. 日常的に体調不良を訴える学生に対して、学生支援アドバイザー・チューターが適切に対応しているか確認していない。

(4) 改善方策

1. 抗体価が陰性～低値の学生へのワクチン接種を推奨しているが、十分には徹底していない。
2. 臨床心理士がカウンセリングを毎週1回実施しているが、相談回数を増やす必要がないかを確認するようにしたい。

(5) 次年度の到達目標

1. 抗体価が陰性～低値の学生へのワクチン接種を徹底する。
2. 日常的な心身の不調に、保健室や学生支援アドバイザー・チュータの対応が、ニーズに応えていることを検証する。

4. 生活相談—ハラスメント防止のための措置

(1) 到達目標

様々なハラスメントを防止すること。

(2) 現状の説明

ハラスメント防止規程は日本赤十字学園で平成 11 年度に策定されており、本学にも通達され、教職員には回覧で周知されている。学生にはハラスメント防止規程は周知されていないが、ハラスメントに関する相談窓口になる学生委員会の担当教員名を明示しており、学生支援アドバイザー・チューターや学生委員会の担当教員が相談にのって、指導・助言を行うことになっている。

(3) 点検・評価

概してハラスメントに対して敏感ではない。

ハラスメントに関する学生の相談があれば、アドバイザーや学生委員会の担当教員が対応することになっているが、ハラスメントが話題・課題にはなったことはない。

(4) 改善方策

学生相談室においてさまざまな相談のひとつとして対応しているが、ハラスメントに特化した相談窓口を設置して明示するとともに、ハラスメント防止規程を学生に周知したい。

(5) 次年度の到達目標

1. ハラスメント防止規程を学生に周知する。
2. ハラスメントに関する本学の対応体制が学生のニーズに応えているかどうかを確認する。

5. 生活相談—生活相談担当部署の活動

(1) 到達目標

生活相談担当部署が学生のニーズを的確に捉え、効果的に活動すること。

(2) 現状の説明

1. 生活相談担当部署としては学生委員会を設置している。委員は教員 11 名（学務部長、看護学科教員 7 名、介護福祉学科 3 名）であるが、学務課の学生担当者が事務的事項を所管し、学生委員会・学務課で情報を共有し、学生生活を支援している。月 1 回の定例委員会と臨時会議で学生支援に関する事項を報告・協議・審議（計 15 回）している。
2. 「ランチョンミーティング」という名称で、月 1 回、学生委員会のメンバーと学友会（学生自治会）のメンバーとで昼食時間に懇談し、学生のニーズを把握するとともに、有意義な学生生活をサポートするようにしている。

(3) 点検・評価

1. 学生委員会で、学生支援に関する事項を協議・検討した。また、学生の代表である学友会と

の話し合いを月1回のペースで行った。

2. ランチョンミーティングは忌憚のない意見・情報交換の場となっている。

(4) 改善方策

ランチョンミーティングに参加する学生（学友会役員）との接触の少ない学生からも意見・情報をとる仕組みの検討が必要である。

(5) 次年度の到達目標

ランチョンミーティングを含めた学生委員会の業務が、学生のニーズに応えた学生生活支援になっていることを検証する。

6. 生活相談・進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配慮

(1) 到達目標

生活相談、進路相談を行う専門とする者を配置する。

(2) 現状の説明（資料6-5）

1. カウンセラー（臨床心理士）1名が週1回（火曜日）のカウンセリングを行っている。相談室を保健室（2室あるうちの1室）に移し、隣室の騒音に悩まされるという課題は解消された。
2. 看護学部では「学生支援アドバイザー制度」を設け、アドバイザーは原則として1名につき15名程度の同一学年の学生を担当し、年1回以上の面談をしている。
3. 介護福祉学科ではクラスアドバイザーを各クラス2名ずつ配置している。
4. 学生支援アドバイザー・チューター会議を年に3回開催し、互いの情報交換を行って、その後のより良い対応に繋げるようにしている。

(3) 点検・評価

1. カウンセラーが学生からの相談によく対応している。
2. 学生支援アドバイザー・チューター制度を確立し、学生からの修学上、生活上、健康上、その他の相談に対応しており、現状では対応困難な案件は生じていない。

(4) 改善方策

現在の開室日数・時間で学生のニーズに十分応えているのかどうかを調査する必要がある。

(5) 次年度の到達目標

臨床心理士によるカウンセリングの頻度や開室時間等が、学生のニーズに応えていることを検証する。

名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	年間開室日数	開室時間	年間相談件数			備考
					2009年度	2010年度	2011年度	
学生相談室	0	1	37	月～金 15:30 ～ 17:00	21	31	23	d
				土 ～				
				日祭日 ～				
				長期休暇中 15:30 ～ 17:00				

[注]

- 専任、非常勤ごとに、スタッフの種類(医師、資格を持ったカウンセラー、教員、職員等)を備考欄または欄外に記載してください。
- 年間相談件数は、延べ数を記載してください。

7. 生活相談—不登校の学生への対応状況

(1) 到達目標

不登校の学生への対応を適切に行う。

(2) 現状の説明 (資料 6-3)

- 看護学部は学生支援アドバイザー・チューターや科目担当教員が学修～通学に困難を感じる学生に、個別に相談を受け、助言・アドバイスを行っている。必要に応じてクラスアドバイザー、チューター、本人、保護者と面談を行い対応している。
- 介護福祉学科はクラスアドバイザーが対応し、最終的には学科長、保護者を交えて相談し、対応している。

(3) 点検・評価

各学科ともクラスアドバイザー、チューター等が関わりを持ち、本人、保護者と面談、対応しており、体調不良・進路変更を理由とする退学者は看護学部6名、短大介護福祉学科1名であり、休学は看護学部1名、短大介護福祉学科1名、復学者は看護学部1名だった。

(4) 改善方策

不登校の原因が、本学のような対人援助職としての授業には興味・関心が持てないというのであれば、前段階教育機関（高校）における進路指導や入学者選抜の段階で、受験生への本学の情報提供に検討の余地がある。

(5) 次年度の到達目標

入学選抜枠（推薦、一般等）と休学者や退学者との関連の有無を確認する。

8. 生活相談—学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

(1) 到達目標

学生の満足度を把握し、ニーズに応えることで、学生が有意義な大学生活を楽しく送ることができるようにする。

(2) 現状の説明

学生生活に関する満足度アンケートは実施していないが、学生委員会と学友会（学生自治会）との毎月1回会合（ランチョンミーティング）で、学生の意見を受け止めている。

学友会（学生自治会）によって目安箱が設置され、そこで吸い上げられた意見・要望が学生委員会・学務課担当者に届けられ、内容によって関連部署・関連委員会に伝えられている。

(3) 点検・評価

学生からの意見・要望のすべてが、必ずしもランチョンミーティングに on table されていないかもしれない。

(4) 改善方策

多面的、系統的な満足度アンケートを行うようにするとともに、いつでも気づいたことや希望を入れる意見箱の設置を検討したい。

(5) 次年度の到達目標

学生生活に関する満足度アンケート調査を実施する。

9. 就職指導—学生の進路選択に関わる指導

(1) 到達目標

1. 各学生がそれぞれの人生設計に資する卒業後の進路を選択できるように情報を提供する。
2. 学生が必要を感じる時に、いつでも進路選択に役立つ情報を入手できるようにする。
3. 学生への就職ガイダンスを適切に実施する。
4. 就職統計データを整備し、活用しやすくする。

(2) 現状の説明

1. 看護学部は1年生～3年生であり、就職を次年度に控えて就職活動を開始している学生は未だいない。
2. 3年生に対して進路希望調査、就職・進学受験先調査を実施した。
3. チューターが主になって個別の進路相談を実施した。
4. 介護福祉学科は学科内の学生委員会が年に4回（1年生対象に2月、2年生対象に7月、8月、9月）の進路ガイダンスを実施している。
5. 介護福祉学科では、学科内学生委員が中心となって、個別相談に全教員で対応している。
6. 介護福祉学科では、学生委員会が中心になり、事務部学務課と連携をとりながら行っている。
7. 就職・進学支援のための学生就職資料室を設置し、各施設の求人票の掲示や就職情報CD-ROMの貸し出しを行っているほか、卒業生の就職活動記録を閲覧に供し、就職先等をホームページに掲載するなど、学生が主体的に情報収集できるように配慮している。

(3) 点検・評価

介護福祉学科では、ほぼ全員が希望の医療機関、介護施設等に就職できている。

(4) 改善方策

卒業生の多くが秋田県内の就職先を希望するが、県外のさらに広い範囲に関心が向くような学生への働きかけも必要である。

(5) 次年度の到達目標

秋田県外の病院による就職説明会を集中的に開催する。

資料 6-2 就職・大学院進学状況

学部・学科		進路		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
(短期大学)	看護学科	就職	民間企業				
			官公庁				
			教員				
			上記以外	75	65	73	
		進学	自大学院				
			他大学院				
			上記以外	8	7	16	
	その他			3	4	3	
	計			86	76	92	
	介護福祉学科	就職	民間企業				
			官公庁				
			教員				
			上記以外	50	32	53	47
		進学	自大学院				
他大学院							
上記以外			1	2	0	0	
その他						1	
計			51	34	53	48	

[注]

- 1 「その他」欄には、当該学部の各年度の卒業者のうち、就職、進学のみならずにも該当しないもののすべての数を記入してください。
- 2 専門学校教員、日本語教師、NPO団体、国際機関等への就職については「就職(上記以外)」の欄に記載してください。
- 3 専門学校への進学は、「進学(上記以外)」欄に記入してください。

10. 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援

(1) 到達目標

学生がカリキュラムに組み込まれた学業以外の課外活動によって、充実した有意義な大学生を送ることができる。

(2) 現状の説明 (資料 6-7)

1. 本学の全学生が学友会（学生自治会）に入会する。学友会は規程に基づいて活動している。学友会の主な事業はカリヨン祭と称する学園祭、スポーツ・フェスティバル、クリスマス会などの行事の開催およびサークル活動である。
2. 学友会の活動は、学生の会費と大学からの補助金によって運営されるほか、父母の会も補助金を支援している。
3. 課外活動の団体を結成しようとするとき「団体結成届」に規約および部員名簿を添えて学務課に提出する。
4. 学外の各種団体に参加しようとするとき「学外団体参加届」を提出してもらうことによって

学研災（学生対象保険）などの保険が適用される。

5. 毎年4月に学校行事として行われる「新入生オリエンテーション合宿」の内容と運営を、本年度は学友会および有志学生が主体となって行う。

(3) 点検・評価

毎年4月の「新入生オリエンテーション合宿」の内容と運営を学友会と有志学生が主体となって行うことで、合宿の意義についての認識が学生に深まり、学生のニーズに応える内容になると考えられる。

上記の行事およびサークル活動は、活発に行われている。しかし課外活動に関心を示さない学生もあり、さらに多くの学生の参画が望まれるところである。

学友会に対する参加意識の希薄な学生が少なくないように思われる。

(4) 改善方策

1. 毎年4月の「新入生オリエンテーション合宿」の内容と運営を学友会と有志学生が主体となって行うことを、次年度にも継続したい。
2. 学友会規程と組織の見直しが必要である。

(5) 次年度の到達目標

1. 学友会規則と組織を見直す。
2. 学友会と有志学生に、新入生オリエンテーション合宿の内容と運営とをできるだけ委ねる。

11. 課外活動—資格取得を目的とする課外授業の開設状況

(1) 到達目標

カリキュラムに組み込まれた学業を超えた能力を修得して希望する資格を取得することを、自己学習以外の課外授業で支援する。

(2) 現状の説明

現在、資格取得を目的とする課外授業は開設していない。

(3) 点検・評価

本学の卒業生は対人援助職としての資格を取得するので、その他の資格について、学生も教職員も関心は必ずしも高くない。

(4) 改善方策

学生のニーズを調査し、必要であれば、課外授業による支援の要否・可否を検討したい。

(5) 次年度の到達目標

課外授業の要否について、学生のニーズを調査する。

12. 課外活動—学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

(1) 到達目標

学生が抵抗感なくニーズ・希望を表明できる仕組みを構築する。

(2) 現状の説明

学友会の代表（会長、副会長）3名と学生委員会のメンバー（看護学科教員8名、介護福祉学科3名、学務課学生担当1名）とが毎月、「ランチョン・ミーティング」と称して意見交換を行っている。

(3) 点検・評価

ランチョン・ミーティングで忌憚のない意見を聞くことができるが、学友会の組織に馴染まない学生の意見は届かない恐れがある。

(4) 改善方策

学生全般との意見交換の場を設定することを検討したい。

(5) 次年度の到達目標

1. 教務委員会が行う学生懇談会とは別に、学生委員会が学生生活に関して全学生と懇談する機会を設定することの可否を検討する。

資料 6-3 学生生活関連 修学・進学状況（年度別、利用者数・件数）

		2008	2009	2010	2011
本学大学院進学者		—	—	—	—
他学大学院進学者		—	—	—	—
本学編入学者		—	—	—	—
他学編入学者	短大看護学科	8	7	13	—
	短大介福学科	1	2	0	0
休学者	大学	—	1	1	1
	短大看護学科	3	—	0	—
	短大介福学科	1	1	0	1
復学者	大学	—	—	0	1
	短大看護学科	1	2	0	—
	短大介福学科	0	—	0	0
退学者	大学	—	—	2	6
	短大看護学科	5	2	2	—
	短大介福学科	0	2	2	1
卒業・終了証明書	短大看護学科	69	65	72	21
	短大介福学科	11	12	18	67
同 英文	短大看護学科	0	2	3	0
	短大介福学科	0	0	0	0
成績証明書	大学			4	3
	短大看護学科	181	201	190	19
	短大介福学科	57	43	67	53
内申書・調査書	短大看護学科	4	3	—	—
	短大介福学科	2	0	0	0

資料 6-4 学生生活関連 経済支援状況（年度別、利用者数・件数）

		2008	2009	2010	2011	
日本学生支援機構	大学	—	51	116	169	
	短大看護学科	125	78	48	—	
	短大介福学科	37	29	40	32	
本学独自奨学金	大学	—	0	1	1	
	短大看護学科	—	0	0	—	
	短大介福学科	0	0	0	0	
日本赤十字社 看護師同方会	大学	—	10	14	12	
	短大看護学科	2	4	—	—	
	短大介福学科	—	—	—	—	
秋田県看護職員 修学資金	大学	—	2	2	5	
	短大看護学科	3	3	—	—	
	短大介福学科	—	—	—	—	
秋田県社会福祉協 議会修学資金	短大介福学科	—	6	15	16	
生命保険協会奨学 金	短大介福学科	1	1	1	2	
日本赤十字社 県支部奨学金	大学	—	—	—	—	
	短大看護学科	—	—	—	—	
	短大介福学科	—	—	—	—	
学納金納付猶予	大学	—	3	8	6	
	短大看護学科	8	10	3	—	
	短大介福学科	1	7	6	5	
住 居 状 況	自宅	大学	—	65	129	196
		短大看護学科	147	97	55	—
		短大介福学科	51	70	87	79
	学生寮	大学	—	22	18	67
		短大看護学科	27	21	10	—
		短大介福学科	7	6	2	10
	アパート	大学	—	25	71	65
		短大看護学科	83	52	28	—
		短大介福学科	29	12	16	11

資料 6-5 学生相談室利用状況

		2008	2009	2010	2011
開室日数		月 2 回	月 2 回	週 1 回	週 1 回
年間開室日数			24 日	37 日	37 日
利用 状 況	大 学	—	3	3	3
	短大看護学科	7	5	—	—
	短大介福学科	2	2	7	4
	合 計	9	10	10	7
来 室 延 数	大 学	—	5	12	10
	短大看護学科	21	12	—	—
	短大介福学科	2	4	19	13
	合 計	23	21	31	23
電 話 相 談	大 学				
	短大看護学科				
	短大介福学科				
	合 計				
学生相談室 利用内容		修学困難 友人関係 家庭問題 精神の問題	修学困難 友人関係 家庭問題 精神の問題	修学困難 友人関係 家庭問題 精神の問題	修学困難 友人関係 家庭問題 精神の問題

資料 6-6 保健室利用状況

2011年

1 学年別利用件数													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護1年	4	4	3	11	1	9	3	2	1		2		40
介護2年	3	1	12	7	1	3	2	3	5		2		39
看護1年	11	10	3	4		3	5	5	7	1	1	1	51
看護2年		5	5	6			2	1	2			1	22
看護3年	5	5	3	4		4	2	2	2	1	2	1	31
大学院													0
合計	23	25	26	32	2	19	14	13	17	2	7	3	183
2 曜日別件数													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月	5	8	8	5		4	2	8	8	1	3		52
火	4	4	6	6		4	4	1	4	1	2		36
水	1			4		1	1	1			1	1	10
木	10	4	10	12	1	7	3	1	3			1	52
金	3	9	2	5	1		4	2	2		1	1	30
土						1							1
日						2							2
合計	23	25	26	32	2	19	14	13	17	2	7	3	183
3 来室目的別延べ件数（主訴による分類）													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
かぜ症状	4	1	7	7			2	1		1			23
発熱		2	1	4		4		4	2			1	18
頭痛・頭重感		1	3	3		2	1	3	3		2	1	19
気分不快・倦怠感	2		3	4		2		3	3			1	18
疲労感	1	1	1	2			1	1	1				8
睡眠不足・休養				3				1	4				8
乗り物酔い	1											1	2
脳貧血		1	2	1			1						5
めまい									1				1
過呼吸	2			3		1							6
火傷・熱傷		1					1						2
外傷・くつずれ	4	1	5	1		2		1					14
打撲・捻挫・骨折	4	5	3	1		3	1				1		18
腰痛・筋肉痛			1	2				2	1				6
生理痛		3	1	2		2	1	1					10
腹痛・下痢・便秘等	1	4	2	4			3		1		1		16
嘔気・嘔吐									1		1		2
虫さされ		2											2
検温目的		2	3	3		2	1	1		1			13
その他・相談	5	4	2	8	2	5	4	2	8		4	1	45
合計	24	28	34	48	2	23	16	20	25	2	9	5	236
4 対応別件数													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
休養・安静	6	2	8	16		3	4	5	8		1	1	54
与薬	2	4	4	7		4	3	2	1		1		28
処置	9	11	7	3		5	2	4	3		1		45
計測	1	4	8	6		2	1	2	2	1		1	28
指導(生活・処置)	5	6	6	4		4	2	2	2	1		2	34
傾聴・様子観察	2	1	2	2	2	3	4	2	9	1	4		32
受診	4	2	3	3		1	1	2					16
合計	29	30	38	41	2	22	17	19	25	3	7	4	237

資料 6-7 課外活動状況

		2009 年度		2010 年度		2011 年度	
		部員数	活動日	部員数	活動日	部員数	活動日
サークル・クラブ・部	バレーボール	71	火、木	75	火、木	50	火、木
	バスケットボール	60	水、金	65	水、金	50	水、金
	卓球	63	月	14	月	17	月
	テニス	33	金	28	金	42	金
	バドミントン	54	火	43	火	27	火
	サッカー	26	週 1 回	43	週 1 回		
	軟式野球	14	木	29	木	25	木
	赤十字学生奉仕団	71	不定期	40	不定期	91	不定期
	RCRC	9	不定期	16	不定期	15	不定期
	手話	11	不定期	24	不定期	20	不定期
	ハーモニカ	2	不定期	1	不定期		
	陸上			42	不定期	21	不定期
	日赤ウィンドアンサンブル			21	木	24	木
	軽音楽			37	火、木	44	火
	セルフディフェンス			8	不定期	13	不定期
	日赤秋田英語会			13	週 1~2 回	11	週 1 回
	ウィンタースポーツ			38	不定期	36	不定期
	剣道			10	不定期	25	週 1 回
	フットサル					25	火
	ダンスサークル					48	不定期
クラウンサークル					11	週 1 回	
ハンドボール					15	不定期	

【基準7】教育研究等環境

大学は、学生の修学ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 研究活動

(1) 到達目標

教員が自由な発想を持って自由に研究を行いその成果を公表でき、評価されることが保証される。

(2) 現状の説明

研究成果の公表と評価の視点に当てた場合の現状は以下の通りである。

①研究論文の作成と発表

著書および学術雑誌等掲載論文数は64件、教員1人あたり1.23件であった。

②学術講演・学会発表

講演・発表等は59件、教員1人あたり1.1件であった

③共同研究の実施

学内のプロジェクト研究費により1件の研究が行われた。

④競争的研究資金の獲得

文部科学省科学研究費を1件(650千円、研究代表者、新規研究課題)、2件(2,500千円、研究代表者、継続研究課題)、2件(900千円 共同研究者、継続課題) 厚生労働科学研究費を1件(4,754千円、研究代表者、継続研究課題)、民間からの研究助成2件(1,270千円、研究代表者、新規研究課題)、日本赤十字学園2件(801千円) 合計10,754千円、教員1人あたり209千円を獲得し、研究を遂行した。

⑤受託研究費の獲得

官公庁、外部企業等からの受託研究は0件であった。

(3) 点検・評価

研究論文の作成および発表などに関しては、前年より多少実績は向上したが、少ないレベルにとどまり他の指標に関しても低い水準にとどまった。積極的に取り組む教員がいる一方、ほとんど取り組まない教員が多く存在することに起因すると考えられる。これに関連しては、年度当初に研究計画の提出があった時点から研究費の使用を認めることとした制度としたが、研究の活発化には至らなかった。

(4) 改善の方策

論文の作成、学会発表、競争的資金の獲得（特に科学研究費の獲得）に関して、大学としての目標値を設定し、研究センターはその達成に向けた研究者に対する具体的な支援を立案・実施する。

研究センターは、教員に対し、競争的研究資金、学外研究資金公募に関する情報を提供するとともに、応募する教員に対し研究計画に対する助言、申請書作成の支援等を実施する。

学内外における共同研究を促進し、教員の研究を通じた人的交流をすすめ、本学の研究の活性化を図る。

(5) 次年度の到達目標

研究指導体制を強化すると共に、教員の研究に対するモチベーションの低い理由を検討する。

2. 経常的な研究条件の整備

(1) 到達目標

- ①個人研究費を適切に配分する。
- ②教員研究室を適切に整備する。
- ③教員の研究時間を確保するための適切な方途を図る。
- ④教育活動に必要な研修機会を確保するための適切な方途を図る。
- ⑤共同研究費の制度化とその適切な運用を図る。

(2) 現状の説明

①個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費は職位ごとに教授 60 万円、准教授 50 万円、講師 40 万円、助教 40 万円、助手 20 万円としている。

研究旅費は個人研究費から支出することとしている。

資料 7-1 専任教員の研究費

大学院・学部・学科等		総額	専任教員数	教員 1 人 当たりの額	使用率	備考
大学院・大学	看護学科	21,000,000 円	43 人	488,372 円	77.1%	
短期大学	介護福祉学科	4,100,000 円	9 人	455,556 円	70.5%	

②教員個室等の教員研究室の整備状況

教員研究室は、教授、准教授に対しては個室を、講師、助教および助手には共同研究室を配置することとし整備している。

資料 7-2 教員研究室

学部・学科等		室数			総面積 (㎡)	1 室当りの平均面積 (㎡)		専任教 員数(B)	個室率 (%)	教員 1 人当 りの平均面 積(㎡)
		個室(A)	共同	計		個室	共同			
大学院・大学	看護学科	20	6	26	660.75	20.25	16.25	36	70.8	20.52
短期大学	介護福祉学科	7	1	8	206.75	26.64	16.25	9	77.7	25.84

③教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教授・准教授は講義・演習・実習を含めて週 7～8 コマ、講師・助教は演習・実習を中心に週 10 コマ程度を上限としており、研究時間は十分に確保している。演習・実習に関してはコマ数では数え切れない教育活動をどのように換算して、研究時間を確保するか個別の問題がある。

④教育活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性

研究センターにおいて研修等の情報を収集し、全教職員に対し提供していほか、必要に応じて大学学部長、介護福祉学科長・研究科長の推薦を得て教員は、研修に参加している。各教員が参加を希望する学会や研修等については、各領域・分野の長の承認により個人研究費等で参加できることとしており、情報を得る機会は確保されている。

⑤共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

プロジェクト教育研究費として 1 件につき年間 50 万円、年間 2 件の予算を確保し、学内公募により競争的に配分している。本年度は 1 件の申請で 1 件が採用されている。

資料 7-3 専任教員の研究旅費

学部・研究科等		国外留学		国内留学		学会等出張旅費		備考
		長期	短期	長期	短期	国外	国内	
看護学部	看護学科	総額				189,120	5,602,398	
		支給件数				2	101	
短期大学	介護福祉学科	総額				0	1,414,114	
		支給件数				0	22	

[注]

- 1 2011年度の実績をもとに作表してください。
- 2 教員研究旅費には、前表「3 専任教員の研究費(実績)」(表29)は含まないでください。
- 3 それぞれの研究旅費の支給条件(例えば、受給資格、支給額の上限等)を備考欄に付記してください。
- 4 留学の「長期」とは、1年以上のものをいい、1年未満を「短期」とします。

資料 7-4 学内共同研究費

学部・学科等		総額	利用件数	備考
大学院・大学	看護学科	272,649円	1件	
短期大学	介護福祉学科	0円	0件	

資料 7-5 教員研究費内訳

学部・学科等		研究費の内訳	2011年度		
			研究費	研究費総額に対する割合	
大学院・大学	看護学科	研究費総額	34,549,000円	100%	
		学内	経常研究費	22,800,000円	66%
			学内共同研究費	0円	0%
			その他	0円	0%
		学外	科学研究費補助金	11,120,000円	32%
			政府もしくは政府関連法人からの研究助成金	0円	0%
			民間の研究助成財団等からの研究助成金	90,000円	0%
			奨学寄付金	0円	0%
			受託研究費	0円	0%
			赤十字学園研究費	539,000円	2%
その他	0円	0%			

資料 7-6 教員研究費内訳

学部・学科等		研究費の内訳	2011年度		
			研究費	研究費総額に対する割合	
短期大学	介護福祉学科	研究費総額	5,591,000円	100%	
		学内	経常研究費	4,500,000円	76%
			学内共同研究費	0円	0%
			その他	0円	0%

		学 外	科学研究費補助金	0円	0%
			政府もしくは政府関連法人からの研究助成金	500,000円	8%
			民間の研究助成財団等からの研究助成金	689,000円	12%
			奨学寄付金	0円	0%
			受託研究費	0円	0%
			共同研究費	0円	0%
			日本赤十字学園	262,000円	4%

(3) 点検・評価

個人研究費、教員研究室、研究時間の確保、研修機会の確保、共同研究費等、本学の研究条件は適切であるとともに、昨今の高等教育機関を巡る状況においては高水準を確保しているものと思料する。上記の外部条件が整っているとすれば、それらを利用する人的な条件を考慮してゆくことが必要である。

(4) 改善の方策

教育活動に必要な研修等について各教員に対する情報提供を継続するとともに、研修の対象・内容に応じて個別に教員に対して参加を促すことはもとより、大学教員としての研究活動の必要性をFD/SD研修会における大学の3ポリシー（Diploma Policy, Curriculum Policy, Admission Policy）を通じて教員に周知させ、モチベーションを高める。

(5) 次年度の到達目標

研究センターの実施するFD/SD研修会で、完成年度以後の学士課程のカリキュラムを考えるために、本学設置に関する3つのポリシーの検討を計画している。それに関連して学士課程の教員の質のあり方を教育・研究の両面から触れ、教員意識の向上を図りたい。

3. 競争的な研究環境創出のための措置

(1) 到達目標

外部研究資金獲得に向け競争的研究資金公募、とりわけ文部科学省科学研究費補助金については全教員が応募することとし、競争的研究資金の比重を高める。

(2) 現状の説明

平成23年度文部科学省科学研究費補助金(平成22年応募)について、応募9件、新規採択1件であった。

資料7-7 科学研究費の採択状況

(短期大学)	科学研究費								
	2009年度			2010年度			2011年度		
	申請 件数	採択 件数	採択 率	申請 件数	採択 件数	採択 率	申請 件数	採択 件数	採択 率
大学院・大学	4	0	0	7	1	14.2	3	1	33.3
短期大学	1	0	0	2	0	0	0	0	0

資料 7-8 学外からの研究費

学部・学科等	専任教員数	科学研究費補助金		その他の学外研究費		合計
		補助金総額	間接経費	補助金総額	間接経費	
大学院・大学	47 人	1,0670,000 円	0 円	5,447,000 円	0 円	11,209,000 円
短期大学	10 人	0 円	0 円	951,000 円	0 円	951,000 円

4. 研究上の成果の公表、発信・受信等

(1) 到達目標

- ①日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究紀要を刊行する。
- ②教員の研究成果公表を支援する具体的措置を検討する。
- ③学外の研究成果を受信し、学内外に情報提供する具体的措置を検討する。

(2) 現状の説明

- ①日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究紀要第 16 号を刊行し、本学教員の研究成果を学内外に公表した。
- ②公開講座、大学コンソーシアムあきた「社会人講座」、講演会、研究会等開催し、本学教員の研究成果を公表・発信した。
- ③学外研究者の研究成果について、特に本学学生の学修、教員の研究遂行に資すると思われるものについては、特別講演を企画し、学内外に発信した。
- ④教員の全国学会誌等への投稿、学会発表に対する経済的な支援を行った。

(3) 点検・評価

本学教員の研究成果の公表および国内外の機関の研究成果の受信・発信を適切に実施した。教員自身の学会での発表に加えて、関連する学会への参加が積極的に行われているが、その具体的な成果が、必ずしも個人の研究の中では反映されていない。

(4) 改善の方策

これまで実施してきた措置は研究機関として最低限のものである。今後、HP の活用、研究業績公開ツールの開発、本学における学会開催の支援等を企画すると共に教員の研究に関する意識の向上を図る。

(5) 次年度の到達目標

国内外国内での学会発表課題をポスターとして学内に掲示することによる研究の活性化を図る。前述のように FD/SD 研究会を通じて、教員の研究に対する意識を向上する。

5. 倫理面からの研究条件の整備

(1) 到達目標

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター倫理審査委員会による、本学教職員・大学院学生などの研究実施にかかる研究倫理審査制度を確立し、厳密に実施する。

(2) 現状の説明

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター倫理審査委員会を設置している。委員会は同研究センター倫理審査委員会規程に基づき本学教員が研究を実施するに当たり研究倫理を審査する体制を整えている。委員会は毎月1回開催することとし、毎月1日までに申請を受けた案件について原則第2週に委員会を開催し、審査する。また申請にかかる研究計画等について適正性等を審査し、必要に応じて指示や助言を行う体制も整えている。研究倫理に関する学内での意識を共有する目的で、他学の倫理委員会のあり方に関して、FD/SD研修会で講演を開催した。

(3) 点検・評価

委員会は申請案件につき適正かつ厳正に審査を実施しており、研究方法に関して疑問が生ずる場合には、委員会では積極的に指導を行った。

(4) 改善の方策

研究の対象によっては対象の所属する機関・施設等の審査を経る必要がある。研究に必要な倫理、倫理審査委員会が審査する範囲について教職員の理解を共有する取り組みが必要である。

(5) 次年度の到達目標

本年度委員会のメンバーの身分に変化が生じており、外部委員を新たに依頼する。

6. 施設設備等の整備

(1) 到達目標

質の高い教育研究を支えるため、前年度の整備状況を踏まえ、更なる教育研究環境を充実させるために、必要な情報処理機器を整備する。

(2) 現状の説明

本学の校地、施設・設備の現状は次のとおりである。

土地	校舎敷地	32,721.12	m ²
	体育館敷地	1,469.29	m ²
	運動場用地	9,408.69	m ²
	計	43,599.10	m ²

建物	校舎	11,575.15	m ²
	図書館	770.86	m ²
	体育館	1,283.84	m ²
	倉庫等	141.14	m ²
	計	13,770.99	m ²

教育・研究用の施設・設備

講義室	11室	実験室	1室
実習室	6室	演習室	15室

OA教室	1室
LL教室	1室

講義室には、プロジェクター、スクリーン、パワーアンプ、チューナー、DVDデッキ、CDデッキ、カセットデッキ、ビデオデッキ、モニターテレビ、実物投影機をそれぞれ一式整備しているほか、OA教室には、51台のPCを整備し、インターネットに接続できるほか、教員と学生あるいは学生間でメールによる情報伝達ができるよう学内LANを設定している。

また、使用できるソフトウェアには、マイクロソフトオフィス、タイピングソフト、統計処理ソフト及び講義支援ソフトを導入している。

LL教室には、モニターテレビ及びブースレコーダー56台が、図書館には常設PC2台、貸出用ノートPC35台を整備している。

(3) 点検・評価

昨年度から四年制大学が設置され、学生数も増加し、図書館等での自己学習が増えた関係で、貸し出し用PCの利用率がアップしている。また、昨年度から土曜日も開放（11：00～16：00）しており、自己学習する学生が増加している。

OA教室のPCは、情報科学の授業で使用しているほか、それ以外の時間帯は学生に開放している。毎日放課後19：00まで数名の学生が利用しており、十分活用されている。

(4) 改善方策

短大開設時に整備した施設・設備の経年状況を把握しながら必要な修繕・更新を行うとともに、大学院の設置、介護福祉学科の四年制大学化を計画していることから、それらに対応できる施設・設備の整備について検討していく。

(5) 次年度の到達目標

介護福祉学科の四大化等に伴い、講義室の増、地域貢献のための多目的ホール、講義及び学会等イベントを開催できる講堂を兼ね備えた校舎「コミュニティホール（仮称）」の設置に向けた検討を行う。

資料7-9 校地、校舎、講義室等の面積

	校地・校舎				講義室・演習室等	
	校地面積 (㎡)	設置基準上必要校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	設置基準上必要校舎面積 (㎡)	講義室・演習室・学生自習室総数	講義室・演習室・学生自習室総面積 (㎡)
看護大学	43,599.10	3,400	13,770.99	3,600	32	1,799
(短期大学)						

[注]

1 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館(書庫、閲覧室、事務室)、管理官系施設(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、便所などが挙げられます。

2 講堂を講義室に準じて使用している場合は、「講義室・自習室・学生自習室」に含めても結構です。

3 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

資料 7-10 主要施設の概要

施設名	用途	建築年	延床面積 (㎡)	備考
1号館	講義室、研究室、自習室、学生資料室等	平成8(1996)年	2358.0	
2号館	講義室、研究室、自習室、学生資料室等	平成21(2009)年	1462.0	

[注]

- 「財産目録」記載のうち、教育研究活動に使用されている主要な建物について記載してください。
- 上記、施設の大規模な改築や改修計画がある場合は、備考欄にその旨記入してください。

資料 7-11 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科		講義室・演習室 学生自習室等	室数	総面積 (㎡) (A)	専用・共 用の別	収容人員 (総数)	利用学生 総数 (B)	利用学生1人当 たり面積(㎡) (A/B)	備考
看護学部	看護学科	講義室	9	1,106	共用	628	421	2.63	全体的な共用部は大学に記載。利用学生総数は4月1日時点の421名
		演習室	5	100	共用	40	421	0.24	
		学生自習室	15	309	共用	120	421	0.73	
短期大学	介護福祉学科	講義室	3	284	共用	120	421	0.68	
		演習室							
		学生自習室							
		体育館	1	1,284	共用				

[注]

- 学部、大学院研究科ごとに記載してください。
- 当該施設を複数学部、研究科、短期大学等が共用している場合には、当該学部・大学院研究科専用の施設とは別個に記載し、「専用・共用の別」にその旨を明記するとともに、「利用学生総数」欄にも共用する学部、研究科、短期大学等の学生を含めた数値を記入してください。
- キャンパスごとに施設を共用している場合は、「学部・研究科等」欄に「全学共通」と記入してください。
- 全学で全ての施設を共用している場合は、学部準じて記載してください。
- 教養教育のための専用施設がある場合は、学部準じて記載してください。
- 「利用学生1人当たり面積」は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入してください。
- 他学部、研究科等と共用で使用している講義室・演習室等の「利用学生1人当たりの面積」の算出に当たっては、当該施設を利用している全ての学部、研究科の学生(短期大学と共用している場合は、短期大学の学生数を含む)で総面積を除外して算出してください。

資料 7-12 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積 (m ²)	収容人員 (総数)	収容人員1 人当たり の面積	使用学部・研究科等	備考
成人老年実習室	1	169	80	2.11	看護学部	
母性小児実習室	1	172	80	2.15	看護学部	
基礎看護実習室	1	393	80	4.91	看護学部	
実験室	1	92	50	1.84	看護学部	
0A教室	1	112	50	2.23	看護学部、介護福祉学科	
LL教室	1	111	50	2.21	看護学部、介護福祉学科	
家政調理室	1	167	50	3.34	介護福祉学科	
介護実習室	1	226	50	4.51	介護福祉学科	
入浴実習室	1	115	50	2.3	介護福祉学科	
計		1,555	540	2.88		

〔注〕

- 1 原則として学部・研究科ごとにまとめてください。
- 2 「用途別室名」欄には、その使節の用途が具体的にわかるような名称を記入してください。
- 3 当該施設を複数の学部・研究科もしくは併設の短期大学と共用している場合は、その学部名等のすべてを「使用学部・研究科等」欄に記載し、本表において同一施設を重複して記載しないでください。
- 4 語学学習施設・情報処理学習施設、ビデオ・オーディオルームその他の視聴覚教室施設等も、ここに記入してください。
- 5 教養教育のための施設については「使用学部・研究科等」欄にその旨記入してください。
- 6 実習室としての機能を備えているものの、講義室・演習室等としての利用が中心である施設については、前表「3 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模」(表37)の講義室・演習室に含めても結構です。その場合は、当該施設の本表での記載に当たっては、「備考」欄に必ず「【再掲】」と記入してください。
- 7 実験・実習室の主な設備・機器の設置とその更新状況については、点検・評価報告書に記入してください。

7. キャンパス・アメニティ等

(1) 到達目標

学生が快適な大学生活ができるよう、十分な施設・設備を整備し、教育研究環境を整えとともに、安心・安全な大学生活の場を提供する。

(2) 現状の説明

本学は、県都である公園都市秋田市に位置し、周辺は上北手地域の田園・丘陵に囲まれ、学習環境は極めて良好である。

キャンパス・アメニティは、恵まれた自然と広々とした校地、教育環境に配慮した空間を贅沢に採り入れている校舎となっている。また、正面ロータリーには、本学の建学の精神「人道」の象徴である救護看護婦像を設置し、学生が毎日その像を見て勉学に励んでいる。さらに、実習病院である秋田赤十字病院が隣接しており、本学と病院は2階で接続している。

キャンパス・アメニティの形成・支援については、学生委員会、学友会等を通して学生の要望・意見を吸い上げ、経営会議や事務局での検討を経て実行に移している。

校舎は、学習目的に限定されない自由な空間を含め、学生生活を支える空間としてコミュニケーション等に配慮した構造としている。具体的には、学生ロビーが3階まで吹き抜けとなっていることや講義室近辺の休憩場所等である。また、学生食堂は天井まで総ガラス張りとなっており、どの場所からも周辺の豊かな景観を見渡せるほか、売店も広く作り直し、軽食がとれるテーブルといすを設置している。

(3) 点検・評価

学生の意見を吸い上げる仕組みを備え、学生のニーズを踏まえたキャンパス・アメニティは概ね形成されているものとする。

また、学生のための生活の場についても、現時点で概ね整備されているものと考えている。

(4) 改善方策

キャンパス・アメニティについては、常時学生の意見を吸い上げて検討を加えながら、快適さを維持する措置を講じていく。

(5) 次年度の到達目標

学生の増に伴う、学生食堂座席数の増について検討する。

また、災害時の際の資材等の整備、停電の際のトイレが利用できるような措置を行う。

8. 施設利用上の配慮

(1) 到達目標

可能な限り施設を利用できるよう配慮し、学生に十分な学習の場を提供する。
また、障がい者に対応した施設・設備の整備について、万全な体制を確立する。

(2) 現状の説明

本学各施設の利用時間は次のとおりである。

図書館	月～金	9:00～21:00
	土	10:00～17:00
その他		7:00～22:00

1号館、2号館にそれぞれ1箇所障がい者用のトイレを設置しているほか、1号館、2号館にエレベーターを各1機設置している。

(3) 点検・評価

大学院を開設したことから、施設利用時間を延長し、上記のとおりとした。図書館、ゼミ室等学習の充実が図られ、効果があったものとする。

障がい者用トイレ、エレベーター、駐車場は設置しているものの、点字ブロック等未整備のものが多い。

(4) 改善方策

今後は、大学院生への対応さらに厚くするため、ウィークデーの時間延長、日曜日の開校等利用時間について検討していく。

(5) 次年度の到達目標

ウィークデーの時間延長、日曜日の開校等利用時間について検討する。

障がい者用の施設設備について検討する。

9. 組織・管理体制

(1) 到達目標

各室の取扱責任者が日常の設備の維持管理を行い、大学としての健全な管理体制を確立する。
また、本学の施設・設備の衛生・安全を確保するため、定期点検等の徹底を図り、安心して学習できる環境を整備する。

(2) 現状の説明

建物等管理規程に基づき、管理責任者は事務局（部）長が、その他の各室は教職員で取扱責任者を決めて対応している。夜間、休日は警備業者に委託して管理を行っている。

本学施設・設備の衛生・安全面の確保担当部署は、総務課経理係となっている。

点検等については、専門業者に委託しており、法定に基づいて実施している。

点検種類については、電気設備点検、空調点検、水質点検、EV点検、自動ドア点検、給湯器点検、ガス点検、消防設備点検となっている。

また、業務については、室内清掃、受水槽清掃、重油地下タンク清掃、グリストラップの汲取り等を行っている。

さらに、施設・設備の安全面において、自然災害、人災等諸事件・事故に対応する危機管理マニュアルを作成し、職員に配布、説明した。

(3) 点検・評価

各取扱責任者は、責任を持って設備の管理を行っており、概ね適正といえる。

(4) 改善方策

危機管理マニュアルを作成したところであるが、個別事象に対応するマニュアルを作成する。

(5) 次年度の到達目標

危機管理個別マニュアルを作成する。

10. 図書・図書館の整備

- ・ 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性
- ・ 図書館施設の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

(1) 到達目標

大学設置計画の中では、「フィジカルアセスメント、専門分野の看護に関する図書を計画的に整備する」としている。そして完成年度（2012年度）まで、図書を年間500冊（うち洋書50冊）、視聴覚資料は年間50本を整備する計画になっている。

また、1997年に「日本赤十字秋田短期大学図書館資料収集方針」として「看護学科、介護福祉学科の領域の資料については網羅的に収集する。また、専門領域とは不可分の医学、心理学、社会学分野の資料の充実にも努める。さらに、学生の人間形成に役立つ教養書等を広範囲に収集する。資料は図書のほか、専門的教育、研究、学習、また最新情報の収集には欠かせない逐次刊行物を積極的に収集する。」としている。

(2) 現状の説明

1) 資料の体系的整備について

当館は、選書の機会を年2回としており、各回とも教員から学生の学習に供する図書の購入希望リストを提出してもらい、図書委員会での了承を経て購入している。また、専門分野以外や参考図書類は図書館職員が取りまとめて購入している。その他、学生からの図書購入希望にも柔軟に対応している。

2011年度受入図書の分野別割合では、大学では看護分野が22%、フィジカルアセスメントの学習に必要な医学を含む自然科学分野が46%であった。

短期大学では、福祉を含む社会科学分野が53%、自然科学分野21%であった。

全体では、社会科学分野21%、自然科学分野43%、看護分野が19%であった。心理を含む哲学・思想分野の受入が5%であった。

2) 資料の量的整備について

*資料7-13 参照

3) 利用環境

開館時間は、大学院設置により延長し、授業期間中平日は9時から21時(2010年度までは9時から19時30分)、土曜日は10時から17時(同11時から16時)である。

図書館の延べ床面積は835.02㎡、閲覧席は118席であり、その他AVルーム、視聴覚ブース、検索コーナー、ブラウジングコーナー、リフレッシュスペースを設けている。AVルームでは、ワイヤレスヘッドフォン対応の7人用と3人用の視聴覚設備を備え、2グループが同時に視聴可能である。視聴覚ブースはヘッドフォンを使用する個人視聴用で4席ある。

検索コーナーでは、OPAC専用パソコン1台とインターネット検食用3台がある。加えて3階、2階ともに無線LANのアクセスポイントを設置し、図書館預かりの父母の会寄贈ノートパソコンを利用して学生が学習している席を立つことなくインターネットでの情報収集が可能となっている。リフレッシュコーナーにはソファやカフェチェアを配置し、飲料に限り持ち込み可とし、娯楽用雑誌を設置するなどして、長時間の学習の休憩の場を提供している。

図書館ホームページでの個人アカウントを利用することにより、利用者(学内)は自分が現在借りている図書館資料の詳細、自分が利用したい図書の予約、図書館からのお知らせなどの受信ができる。大学院生と教員は文献複写依頼もオンラインで可能である。

*資料7-14、資料7-15

(3) 点検・評価

教員からの購入希望リストにしたがって選書をすることによって、学生の学習に直接役立つ、専門分野中心の資料構成となっている。

大学設置計画の受入図書年間500冊、視聴覚50本は、和書が555冊、洋書が72冊、視聴覚資料88本であり、数値目標は達成している。

購入洋雑誌については、数的には大学図書館として少ない印象を受けるが、看護系(福祉系も含まれている)データベースCINAHLの全文版の契約により、冊子体での購入数を抑えている。

以上のことから、当館の資料の体系的整備、量的整備については概ね適切であるといえる。

年間利用者数と年間貸出数の増加は、大学では短大の看護学科当時よりも定員が増加していること、大学でPBLを取り入れた授業を行っていること、さらに1期生の臨床実習が開始されたこと、開館時間の延長などにより資料利用が増加したことによると思われる。

看護学科は主な実習先が隣接する秋田赤十字病院であり、それ以外でも市内が多く、実習終了後に大学に戻り予習・復習をするパターンが定着している。

したがって、閉館時刻をこれまでより1時間半遅くしたことにより、その日の実習記録を、資料を自由に用いて作成することができるようになった。

昨今、数十台ものパソコンを備え情報センター化している図書館と比較すると、当館内のパソコン数は少ないと感じられるが、父母の会の協力により、個人に貸し出す(学内当日限り)ノートパ

ソコンが、それをカバーしている。それらのパソコンを有効に利用してもらうために無線 LAN を設置していることで、情報検索の利便性を図っている。以上のことから、利用環境は概ね適切に整備されていると言える。

また当館では、ヘッドフォンシステムの採用により複数の学生やグループがワイヤレスで同時に視聴覚資料を視聴することを可能とし、敷地面積の狭さがもたらす不利を補っている。ただし、2 設備とも 2～3 人での利用の場合、6～7 人グループが利用できないという不満が残ることもある。

(4) 改善の方策

短大の資料収集方針では、心理学領域についても力を入れることとしているが、2011 年度においては、それを含む哲学・思想分野の受入は前年同様 5%であった。引き続き充実を図るよう努める。

PBL という教育手法を取り入れると、学生が視聴覚資料を利用する頻度が非常に高くなることが予想されたため、大学開学に際し、4 席の個人ブースだけだった視聴覚機器を前述のように整備したが絶対数が不足している。館外貸出可能な資料については、講義室や実習室、貸出用ノートパソコン等で視聴してもらっているが、できれば図書館資料も同時に自由に利用できる視聴覚席が、図書館内に十分に確保されることが望ましい。

(5) 次年度の到達目標

- ・視聴覚席の設置も視野に入れたリフレッシュコーナーの活用についての検討

資料 7-13 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況

図書館の名称	図書の冊数(冊)		定期刊行物の種類(種類)		視聴覚資料の所蔵数	電子ジャーナルの種類	過去3年間の図書受け入れ状況			備考
	図書の冊数	開架図書の冊数(内数)	国内書	外国書	(点数)	(種類)	2009年度	2010年度	2011年度	
日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学図書館	32,023	29,346	128	27	1,697	9	1,164	1,062	1,311	

[注]

- 1 雑誌等ですでに製本済みのものは図書の冊数に加えても結構です。
- 2 視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD・スライド、映画フィルム、CD-ROM等を含めてください。
- 3 電子ジャーナルが中央図書館で集中管理されている場合は、中央図書館にのみ数値を記入し、備考欄にその旨を注記してください。
- 4 視聴覚資料の所蔵数については、タイトル数を記載してください。

資料 7-14 図書館利用状況

図書館の名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	年間開館日数	開館時間	年間利用者数 (延べ数)			年間貸出数			備考
					2009年度	2010年度	2011年度	2009年度	2010年度	2011年度	
日本赤十字 秋田看護大 学・日本赤 十字秋田短 期大学図書 館	2(2)	2(1)	267	月～金 9:00 ～ 21:00	31,507	44,085	47,870	9,955* (学 8,585) (教 1,370)	12,251 (学 11,320) (教931)	16,740 (学 14,937) (教1,803)	*2009年度のみ館内 貸出(AV視聴)を含む
				土 10:00 ～ 17:00							
				日祭日 ～							
				長期休暇中 月～金 9:00 ～ 17:00							

[注]

- 1 スタッフ数は、専任、非常勤ごとに、司書の資格を有する者を()内に内数で記入してください。
- 2 年間利用者数・貸出冊数には、一般開放による地域住民等の人数や冊数は含まないで、学生及び教職員の利用状況を記入してください。
- 3 「開館時間」に上記以外の時間帯がある場合は、作表してください。
- 4 「年間利用者数(延べ数)」および「年間貸出冊数」については、教員・職員・学生の別に内訳を把握している場合は、()内に記入してください。

資料 7-15 学生閲覧室等

図書館の名称	学生閲覧室座席数 (A)	学生収容定員 (B)	収容定員に対する 座席数の割合(%) A/B*100	その他の学習室の 座席数 ()	備考
日本赤十字秋田看護 大学・日本赤十字秋田 短期大学図書館	118	544	21.7	()	大：420 院：24 短：100
計	118	544	21.7	()	

[注]

- 1 「学生収容定員」には、学部学生、大学院学生、専攻科、別科の学生収容定員のほか、当該施設を短期大学と共用している場合には、短大の学生収容定員もこの数に加えてください。
- 2 「その他の学習室」の具体的な名称を「その他の学習室の座席数」欄のカッコ内に記入、一般開放による地域住民等は含まないでください。
- 3 「備考」欄には学生収容定員(B)の内訳を、学部、大学院、専攻科、別科、短期大学ごとに記入してください。

11. 情報インフラ

- ・ 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況
- ・ 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

(1) 到達目標

より高い利便性を実現するよう努める。

電子化されている寄贈雑誌の受入中止。

本学紀要第13号(2008)以降の全文電子化(紀要委員会との協同)。

文献管理ソフト『RefWorks』の導入(研究センターとの協同)。

(2) 現状の説明

1) 学術情報の処理・提供システムの整備状況

当館の蔵書については Web OPAC で、学内外での自由な検索が可能となっている。

また、医学系を中心とした日本語データベースは4種類、外国語データベースは2種類であり、これらはアクセス数の制限はあるものの、IP 認証により学内のどこからでも検索を可能としている。アクセスの入り口としてホームページからも入っていけるようにし、ホームページからは契約電子ジャーナルにもアクセスできるようになっている。

上記日本語データベースのうち CiNii (NII《国立情報学研究所》論文情報ナビゲータ サイニ)、医学中央雑誌 Web については、検索結果に当館 OPAC にリンクするアイコンを付与し、当館での所蔵の有無をすぐに調べられるようになっている。

大学院開学にあたって電子書籍を導入した。導入時は、和洋合わせて 40 タイトルでスタートしたが、年度末には和 30 タイトル、洋 273 タイトルとなった。

2) 国内外の他大学との協力の状況

国内の他大学とは、NACSIS-CAT/ILL (国立情報学研究所目録所在情報サービス) を通じて、図書等目録の共同データベースの共有および相互利用を実施している。他にも、私立大学図書館協会、日本看護図書館協会、秋田県図書館等連絡会、秋田地区大学等図書館連絡協議会に加盟している。これまで、日本赤十字学園各大学の図書館で連絡会を結成しており、情報交換だけでなく、内規等の統一化、コンソーシアムとしてのスケールメリットを活かしたデータベース契約などの協力体制をとってきた。2011 年度から法人本部主催の館長会議が年 1 回開催されることとなり、より一層の業務の効率が図られよう。

2011 年度相互利用の実績は、現物貸借の借受 6 件、貸出 0 件、文献複写の取寄 142 件、提供 147 件であった。

3) 学術資料の記録・保管

原則として、受入資料は図書館システムのデータベースで管理している。これにより、OPAC での検索が可能である。特に購入雑誌については、各号の特集タイトルも入力し、そこから得たい情報にアクセスしやすくなっている。しかし、報告書などその発行形態がわかりにくいものについては上記データベースには入れず、表計算ソフトでの管理に留まっている。

当館は、別室の書庫をもたず、ワンフロアの一画に電動書架を設置し、その一部分を書庫として使用しているが、現在はまだ収納状況に余裕がある。しかし、今後の書庫の狭隘化を視野に入れ、学術的要素が低い雑誌の一定期間保管後の廃棄を行っている。保存環境としては、ワンフロアの一画なので湿度の影響を受けにくく、また利用面からも実際の資料アクセスがよいだけでなく滞在環境もよいことになる。

資産である受入資料の確認のため、基本的に年 1 回の蔵書点検を行うこととしている。この点検で不明回数が累積した場合には、日本赤十字学園で策定した「図書館資料の除籍基準」に沿って除籍の措置をとる。

(3) 点検・評価

単科の大学、短期大学の図書館としては、必要なハードおよびソフト両面のネットワークを整備し、利用者のニーズに対応できる体制を備えている。また、これらは利用者へ非来館型サービスともなっており、小規模だが機能的な図書館であると思われる。

2010 年度に引き続いて到達目標としている「電子化されている寄贈雑誌の受入中止」については、現状でも述べたように、現段階ではまだ書架、書庫ともにスペース的に差し迫った状況ではないため、今後の対応となってくる。したがって、学術資料の保管面では適切といえる。しかし記録面では、いわゆる灰色文献の取り扱いに苦慮しており、OPAC での検索ができない資料があることは、資料アクセスの一貫性を欠くこととなり、改善する必要がある。

相互利用の際には、利用者の心情を考慮に入れ、その時点での最優先事項として対応しているため、学内外から喜ばれている。

「学術的要素が低い雑誌」は、学生の学習には大変身近で有効活用されており、図書館としての廃棄手続き後に学生に提供しているが、毎回好評を博している。

(4) 改善の方策

より高い利便性の実現のために、

- ・当館で契約している電子ジャーナルの、OPACからのリンク設定。
- ・EBSCO host データベース（CINAHL、PsycInfo）とのOPACリンクの設定。
- ・日本語全文データベース導入について、調査・検討。
- ・報告書等刊行物の受入ファイルの公開。
- ・文献管理ソフト『RefWorks』の導入（予算化済み）。

(5) 次年度の到達目標

- ・本学紀要第13号（2008）以降の全文電子化
- ・文献管理ソフト『RefWorks』の導入と利用の促進

【基準8】社会連携・社会貢献

大学は、社会との連携と協りに配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 社会への貢献

(1) 到達目標

- ①住民、企業、地方自治体、国および世界に対して、本学の教育研究活動によって得た成果を積極的に還元する。
- ②地方自治体、国および世界に対して、本学の教育研究活動によって得た成果に基づき政策提言を積極的に行う。
- ③学生および教職員のボランティア活動等の社会貢献活動を推進、実施する。
- ④日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究紀要を刊行する。
- ⑤教員の教育研究成果公表を支援する具体的措置を検討する。
- ⑥学外の教育研究成果を受信し、学内外に情報提供する具体的措置を検討する。
- ⑦大学施設を積極的に社会の利用に供する。
- ⑧公開講座について、本学が有する専門的、総合的な教育・研究機能を地域社会に開放し、特に高校生を対象に本学の特徴を理解し、大学受験の選択に役立てる機会を提供する。

(2) 現状の説明

個々の学生および教職員、またはグループによる社会との交流を行っている。また大学としての地域交流について地域交流センターが担当し、総務課企画係が事務を所掌している。

本学の教育研究成果に基づく公開講座、個々の教員による講演活動、大学コンソーシアムあきたの事業に参画して「社会人講座」、「高大連携授業」、「中学出前授業」を実施することにより、本学教員の研究成果を社会に公表・発信し、還元した。平成23年度は教育GPの取り組みを看護大学及び短期大学に受け継ぎ発展的方向に継承している。

自殺および少子高齢などの秋田県がかかえる健康問題について、地方自治体等に対して政策提言することを視野に入れ研究を進めている。

学生のボランティア活動については地域交流センターが担当し、学務課学生係が所掌し、活動の推進を図っている。

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究紀要第16号を刊行し、本学教員の研究成果を社会に公表した。

学外研究者の教育研究成果について、特に本学学生の学修、教員の教育・研究の遂行に資すると思われるものについて特別講演等を企画・実施し、社会に発信した。

教員の全国学会誌等への投稿、学会発表に対する支援を行った。

本学施設を地域住民、団体、病院、企業等の利用に供した。

<1>公開講座について

平成23年度の活動は下記の通りである。

実施日時	平成23年7月23日(土) 9:30~11:30
テーマ	日本赤十字秋田看護大学・短期大学の教育の特色 [課題解決型学習方法と災害時対応の学習]
実施場所	日本赤十字秋田看護大学・短期大学

実施内容	災害看護「東日本大震災での救援活動実践者の体験から」 日本赤十字秋田看護大学 教授 細越幸子 日本赤十字秋田看護大学 准教授 齋藤和樹 日本赤十字秋田看護大学 学生 (体験者)
参加者	市内中・高校生 60名

実施後のアンケート結果 (回収率 100%)

- ・参加動機：先生からのすすめ (45.2%)
友達からの誘い (5.7%)
ポスターを見て (49.1%) 等
- ・講座内容でよかった内容：心のケアについて (60.4%)
活動内容について
今回のような東日本大震災について 等
- ・この講座に望むこと：海外活動や海外との連携について 等
- ・意見、感想：実習しているところをみたい
介護関係も聞きたい

実施日時	平成23年9月24日 (土) 9:30~11:30
テーマ	本学の教育の特色 (PBL・介護過程)
実施場所	日本赤十字秋田看護大学・短期大学
実施内容	1. 本学の教育の特色 (PBL) 日本赤十字秋田看護大学・短期大学 学長 森美智子 2. 本学の教育の特色 (介護過程) 一生きるを支える人になるー 日本赤十字秋田短期大学 講師 高橋謙一
参加者	市内中・高校生 32名

実施後のアンケート結果 (回収率 100%)

- ・参加動機：先生からのすすめ (22.6%)
ポスター等 (66.7%)
- ・講座内容について：内容がよかった (70%)
- ・この講座に望むこと：もっと実践的なこと
介護と看護の共通点・違いなどについて
国際的な活動など

上記のアンケート結果から、本講座の開催により、受講者に赤十字の特徴・理念・活動等について理解を深めてもらうことができたと考えます。次年度は更に実践的な内容を入れ、本学の教育の特色への理解を深める必要がある。

< 2 > 地域交流センターの活動について

平成 23 年度の活動目標

- ① 秋田聞き書きボランティア養成講座を開催する
 - ② 学生ボランティア活動の推進を図る
 - ③ 地域住民、学生の健康づくりのためのセンター活用の推進を図る。
- 以上の目標のもとに以下の活動を実施した。

1. 秋田聞き書きボランティア養成講座

目的：地域の高齢者や療養中の方の人生について聞き書きをすることで、「人との出会い、人とのつながり、お年寄りの持っている図書館ひとつひとつの宝物を頂く機会をつくり、語った方にも人生を肯定的にとらえる機会にして頂く」地域にこのような機会を本学が提供する。

実施：第1期生講座 平成23年7月23日（土）10時～15時

平成23年9月3日（土）9時30分～12時

場所：日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学

講師：小田豊二（早稲田大学卒業後作家井上ひさしの劇団こまつ座創立に参加、機関誌「the 座」編集長を経て、15年前より「聞き書き」の活動をはじめ）

テーマ：秋田聞き書きボランティア養成講座—聞かせてください、あなたの人生—

参加者：地域市民と教職・学生 50名（秋田聞き書き隊参加者から4名“本学教職員3名含む”聞き書き名人が生まれた）

その後：①今後は、日赤秋田聞き書き隊（仮称）として各自活動を進めることとし、会員による年2回～4回の自主セミナーを開き相互の連絡及び研さんの場とすることを確認する。

②「聞き書きだより」を出版する。（平成23年度は、第3号まで出版する）

③さらに、年1回「秋田聞き書きボランティア養成講座」を地域交流センター主催にて開催することなど、情報を共有した。

④この講座を機会に学生の「聞き書きボランティア」クラブが成立し、活動を開始した。

2. 学生ボランティア活動

前年度GPで展開した学生ボランティア支援を引き継ぎ、地域との交流の接点や、地域に対する貢献のひとつの切り口として学生のボランティア活動を位置づける。赤十字の基本原則のひとつである「奉仕」の実践、看護・福祉の実践基盤である行動の原点を学ぶことにつながる支援であり、当センターが地域における継続的ボランティア活動の窓口として支援する役割を担うことになる。

1) ボランティアの日（平成23年5月2日）

5月2日をボランティアの日と定め、学生全員が連休を中心にボランティアを実施した。結果については、その内容と学生の学びについてアンケート調査によりまとめている。

実施後の調査：全学生439名、アンケート回収率96%であり、ボランティアの内容は①リユース・リサイクル活動19%、環境自然保護活動10%、児童育成活動6%、福祉医療活動23%、国際交流活動1%、地域安全活動・交流6%、文化活動と訪問活動19%、その他17%であった。

具体的には、陸前高田市学生ボランティアであり、地域の清掃であり、福祉施設への訪問等であり多彩である。

2) 継続的ボランティア活動のための情報提供と参加したボランティアに関する情報の集約と整理

平成23年度における事務を通してのボランティア紹介は30件であった。学生には、掲示による情報提供をし、応募があった件数は、43件であった。この他にも、施設等におけるボランティアは、先輩からの引き続きのものがああり、若干増えると考えられる。

3. 東日本大震災一リレー・ボランティア

過酷な状況にある東日本大震災の避難者を支援しようと、看護大学、短大介護福祉学科の学生約150名が6月1日から8月5日まで毎週4日間、交替で岩手県陸前高田市にある市立第一中学校避難所に置いて被災者の生活支援にあたった。「自分たちも何かできないか」という学生達の声に、大学が後押しして、バス等の確保など実現に向かって準備した。事務職、教職員、学生が一丸となつての活動であった。「絆の丘」の横田代表から、多くの皆さんから多くの物的支援を受けてきた。しかし、日赤の皆さんからは、「こころ」を頂いたとの言葉をいただいた。

ボランティアに参加した学生の声には、「人の強さを知った4日間であった」、「人のつながりを大事にしていきたい」、「大丈夫、また頑張ればいいんだからの声は、忘れられない“強い言葉となつ

た”等があり、多くの学びの機会であった。

4. 地域住民、学生の健康づくりのためのセンター活用

1) 3・1・2お弁当箱法

お弁当箱法に関連する企画は、看護大学、短期大学を含めて5回実施した。

① 「3・1・2お弁当箱法」で健やかライフ

目的：「3・1・2お弁当箱法」を通して、地域の方と看護学生が健やかライフにチャレンジする。また、「地域健やか型3・1・2お弁当箱法」を通して、地域の方と看護学生が協働して人々の健やかライフに貢献できることを目的として実施する。(本企画は文部科学省科学研究費の助成による。)

実施：1 グループ平成23年6月17日(金) 13時～16時40分、看護学生50名地域住民16名

2 グループ平成23年6月24日(金) 13時～16時40分、看護学生51名地域住民15名

結果：参加者の各グループの構成は、学生と地域の方の混合とした。学生からは、料理のことを教えて頂いたと感想が聞かれ、地域の方からは、元気を頂いたとのことであり、コラボレーションとして良かったと考える。また、記述式回答で双方に多かったのは、「どれくらい食べたら良いかの目安になった」であり、油の取りすぎに気付いた点が特徴的だった。

② 「3・1・2お弁当箱法」お魚編—お魚丸ごと探検

目的：さかな丸ごと探検「3・1・2お弁当箱法」にチャレンジする。さかな丸ごと探検の「3・1・2お弁当箱法」を通して、地域の方と看護学生が共同して相互の健やかライフに向けて協働できる。(本企画は文部科学省科学研究費の助成によるもので①の追跡である)

実施：平成23年10月28日(金) 14時40分～17時40分 看護学生12名、地域の方等15名

結果：本調理の特徴としては、魚の手開きがあった。学生は、地域の方に手ほどき頂きながらのチャレンジであった。アンケートでは「相互交流を通して、調理方法の学習ができた」が多く記載されていた。

③親子で食育編「3・1・2お弁当箱法」

目的：親子で一緒にお弁当を作り、実際に食べてみることで子どもの食事の適量を把握し、食を通じた子どもの健康づくりを学び、親子の絆をより深める

実施：平成23年11月26日(土) 9時30分～13時 大人26名、子ども27名

(その他、赤ちゃん4名をベビーシッターがお預かりする準備をした。)

結果：父親と一緒にした料理体験から、小学校4年生の男児の反応は、お父さんと一緒に料理をして楽しかった。父母からは、何時も嫌いと言って食べなかった野菜類を自分で作ったからと言って食べたとの感激の感想があり、相互に収穫が得られた。

④女子大生を対象とした「3・1・2お弁当箱法体験セミナー」

目的：青年期の女性の米飯離れと食事バランスの崩れに注目し、「3・1・2お弁当箱法」により体験的に改善する方向を見いだすことを目的とする。(本企画は、米穀機構の助成により実施する)

実施：平成23年12月15日(木) 9時～12時30分 介護福祉学科学生48名

結果：多くの学生は、生活者からの立場から、食料自給率を高めるので「3・1・2お弁当箱法」が有効であると感じており、今後の食生活の上で考える必要があると回答していた。

2) につせきでかだろ

地域住民との交流を通して、住民の健康づくりに役立てることを目的として継続している。そのためには、大学が地域の一員として開かれた存在となることが必要であり、地域住民の声による運営につとめる。地域に伝わる郷土食は、“年寄りが作っても家族が食べなくなっている状況で寂しい”との声にて、各自持ち寄り自慢話から始まることが多い。

各月のテーマ：平成23年度4月26日「秋田弁について」、5月24日「お弁当箱法と地場産食材について」、6月29日「お酒とアルコール依存症」、7月19日「老人と熱中症について」、8月30日「郷土の遊びについて」、9月27日「秋田における長男と末っ子、女性の位置づけ」、10月

25日「私の健康法」、12月6日「秋田のお正月料理について」、平成24年1月31日「打撲の手当てについて」、2月28日「近隣地域の高齢者の実態について」、3月28日次年度の課題決定、「クリスマスキャロル用おうちに帰ろう」(カエルのぬいぐるみ:日赤病院に入院している患者さんたちへのクリスマスプレゼント)作成。

毎回の地域からの参加者は、6~7名に固定している。地域交流センターのスタッフ6~7名で支える形である。参加者に生きる張りあいを感じてもらえる場となったり、健康へのアドバイスを提供する場となる等、地域に貢献している。

3) 海であそぼう!!体験学習~冒険ランド in 桂浜~

本企画は、秋田少子化対策応援ファンド事業からの応援を得て実施したものである。目的は子供達が楽しくあそびながら学ぶ6つの体験学習から、子供達が環境に対して興味を持ち、知識を獲得し、自ら行動できるようになることを目的として企画した。基本的には、親子での参加とした。6つの体験学習とは、①環境エコ学習(ペットボトルによる筏づくり)②自然環境学習(ビーチクリーン)③生態系学習(地引き網体験)④体験学習(サーフィン)⑤レクリエーション学習(西瓜割り)⑥美術学習(うちわ作りなど)特に東日本大震災の後であり海への恐怖心を取り除くことも意識して企画したものである。

実施日:平成23年8月7日(日)9時~5時

場 所:秋田市桂浜海水浴場

参加者:239名、学生ボランティア45名、教員他スタッフ17名

参加後のアンケート:回収20%(反省は、帰宅時で回収しにくい状況であったこと)

参加者とその感想:秋田県内60%、県外40%、親子共に満足したという結果であり、親子でふれあうことのできるこのような企画を続けることを望んでいるものであった。

4) 地域交流センター企画 特別講演「出会うこと・聴くこと」

講師:小田 豊二 先生

日時:平成24年2月27日(月)13時~15時

場所:日本赤十字秋田看護大学・短期大学252・253教室

参加者:107名(一般参加者26名、学生57名、教員21名、事務職3名)

アンケート回収83.1%

アンケート結果:大変満足57%、満足41%、どちらとも言えない2%であった。アンケートの一部からは、「出会う人お一人お一人と大事に接していきたいと思うようになった。出会いの大切さ、聴くことの大切さを再認識した。聞き書きは人生のバトンタッチリレーにつながるとても意義深いことであると感じた等、参加者からの反応であり、意義深い講演会であった。

<3>大学コンソーシアムあきたの事業について

1) 連携市民公開講座

テーマ:「グローバル時代の戦争と平和」

講 師:井上忠男

実 施:平成23年9月 参加者:14名

テーマ:「病気や障害と上手く付き合うこと」

講 師:荒木美千子

実 施:平成23年9月 参加者:6名

2) 高大連携授業

<看護学部>

テーマ:「高校生のための看護学入門」

講 師:宮堀真澄他、

実 施:平成23年前期 参加者:112名 後期 参加者:21名

<介護福祉学科>

テーマ：「暮らしを創る介護福祉とは～「生きる」を支える人になる～」

講師：三浦正樹他

実施：平成23年前期 参加者：21名

以上は、感想文などから、高校生が進路を決定することに大きく貢献できたと考えられる。また、参加された高校からの入学生も認められ、高校生が看護大学を選択するための参考となっている。

(3) 点検・評価

公開講座については、赤十字の精神を基調として、幅広い能力を備え広く社会に貢献出来る人材を育成している本学の、地域社会への貢献として公開講座を開設しているという観点からすると、赤十字の理念と活動について若い世代に十分に伝えることが出来る内容のものであったことは、評価してよいと考える。

「大学が持っている専門的、総合的な教育・研究機能を社会に開放することにより、生活上、職業上の知識、技術及び一般的教養を身につけるための学習の機会を広く社会人等に対して提供するもの」が公開講座の定義であるとすれば、本学は赤十字の専門的知識を提供することにより他では実践出来ない独自の公開講座を実施することが出来る強みを持っていると考える。

(4) 改善の方策

社会貢献の制度的な取り組みを強めることを検討する必要がある。また、教育研究成果の社会への還元として実施してきた諸活動は、量的に研究機関として更に検討を続ける。今後、量的に拡大するとともに、本学の特色ある取り組みを企画・実施する必要がある。

公開講座については、中・高校生を対象に実施したことは、赤十字の知識および取り組みを理解してもらい入学への一助とすることが出来たが、一方で、高校生・中学生という限定された形での開講になったことは、一般住民等への貢献（社会貢献）という意味からすると、公開範囲が狭まった点是否めない。今後はその点を考慮し、本学の他の委員会と連携を取りながら一般市民も参加出来るよう別の形での意欲的な呼びかけを展開していくことも必要と考える。

センター機構の一つである地域交流センターの活動は、次第に定着しており今後も継続する方向で進める。

(5) 次年度の到達目標

公開講座については、平成23年度の活動の継続と同時に、今年度の評価から、一般市民が積極的に参加出来るよう、更なる呼びかけを展開していく。

また、本学の教育内容の一部を具体化し、教育の特色を生かした各種講座・講演会の開催、研究成果に基づく公開講座の開催についても検討していく。

(公開講座の開設状況)

資料8-1は過去3年間の実施状況である。本学の知的財産と特徴を活かしたテーマとし、時代の要請に応える講座を開講してきた。

資料8-1 公開講座年度別来場者数推移

開講年度	講座名	参加者数
2009年度	赤十字を理解し、いのちを大切にす「こころと技」を	18名

2010年度	赤十字学生の特徴的教育とは	36名
	被災者のこころのケアと教授の技	18名
2011年度	災害看護「東日本大災害での救護活動実施者の体験から」	60名
	本学の教育の特色（PBL・介護過程）	32名

資料 8-2 公開講座の開設状況

大学 学部 研究科		年間開設講座数(A)			募集人員(延べ数)			参加者(延べ数)(B)			1講座あたりの 平均受講者数 B/A			備考
		2009年度	2010年度	2011年度	2009年度	2010年度	2011年度	2009年度	2010年度	2011年度	2009年度	2010年度	2011年度	
短大	看護学科 介護福祉学科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
大学・短大	看護学科 介護福祉学科	1	2	2	30	20	110	18	54	92	18.00	27.00	46.00	
	計	1	2	2	30	20	110	18	54	92	18.00	27.00	46.00	
合計		2	2	2	50	20	110	25	54	92	12.50	27.00	46.00	

[注]

- 1 ここでの公開講座とは、大学が社会人などを対象に開講する授業や、授業に匹敵する内容の講座です。
- 2 シンポジウム、講演会は含めないでください。

【基準9】管理運営・財務

大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。

1. 大学の理念・目的の実現に向けた管理運営方針と学校法人理事会との関係

1) 教学組織（大学）と法人組織（理事会）等の権限と責任の明確化

(1) 到達目標

学校経営の安定化、教育研究活動の充実を図っていくため、遠距離にある学校法人理事会と本学の連携を密にし、充実した協力関係を構築する。

(2) 現状の説明

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能の分担に関しては、本学の学長が理事に選任されており、教学組織との密な連携協力が保たれている。学長は教授会の意思を踏まえ、本学の事業計画、中・長期的構想等について理事会に諮っている。

また、法人が主催する6大学看護学部長会議が定期的に開催され、教育研究に関する情報共有が図られている。

(3) 点検・評価

法人本部（東京）と本学（秋田）が遠距離にあるため、常に十分な相互理解を保つことは困難な場合もあるが、規程により学長等に権限委譲されていることから、教学組織と学校法人との関係は概ね適切に推移している。

(4) 改善の方策

学校法人日本赤十字学園が、それぞれの大学の立場（立地条件、地域の実情等）を十分に理解し、各大学から提起される問題に対応していくためには学園の理念が全教職員にしっかり浸透する必要がある。そのため、研鑽の機会として夏季・冬季休業等授業に支障のない時期に計画的に赤十字精神、寄附行為等を盛り込んだ研修会を行うなど充実を図る必要がある。

(5) 次年度の到達目標

大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定める。

中・長期的な管理運営方針を策定し、大学職員への周知を図る。

新任職員に赤十字研修会等への参加を積極的に勧める。また、大学運営を適正に進めるため、事務局（部）職員は規程を遵守し、適正に事務処理を行う。

2) 事務組織と学校法人理事会との関係

(1) 到達目標

学校法人理事会と大学（事務組織）との連携協力関係を密にし、それらの間の適切な機能分担と権限委譲を図り、効率的、効果的な大学運営を確立する。

(2) 現状の説明

学校法人理事会の運営は、法人本部が行っており、法人本部と本学事務局（部）が必要な案件、資料を提出し、理事会に付議の上承認を得て、執行している。

また、本学学長が理事となっており、教授会、経営会議で理事会報告を行っている。

理事会は年4回開催されている。付議事項は大学運営で重要とされる次の事項であり、その他のものは、学長に権限委譲されている。

- ① 学則の改正
- ② 事業報告、収支決算
- ③ 事業計画、収支予算
- ④ 補正予算
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 不動産の取得、処分等

(3) 点検・評価

理事会と大学との連携については、理事会の議決内容が経営会議で報告され全教職員に周知されているほか、学長会議・事務局長会議等で意志確認されており、概ね適正に行われている。

(4) 改善方策

本学は、法人本部と遠距離にあり、日常的な密接な業務連絡は困難な面もあるが、必要な連携体制を引き続き確保し、運営に支障が生じないように留意する。

(5) 次年度の到達目標

コンプライアンスを遵守し、連絡を密にし、適正な学校運営に努める。

3) 意思決定のプロセスの明確化

(1) 到達目標

大学の重要な意思決定機関である教授会、経営会議が適正に運営され、大学の質の向上を図ることを目標とする。

(2) 現状の説明

大学の意思決定のプロセスの最も重要な機関は教授会であるが、学長の業務決定を補佐する機関として経営会議が置かれている。経営会議の第3条には次のとおり規定されている。

(構成)

第2条 経営会議は、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(この職を置く場合に限る)
- (3) 看護学部長
- (4) 事務局長
- (5) 学務部長
- (6) 図書館長
- (7) その他学長の指名する者

(業務)

第3条 経営会議は、次の事項を審議し、学長の業務決定を補佐する。

- (1) 本学の中長期計画及び毎年度の事業計画に関する事項
- (2) 本学職員の人事及びサービス等に関する重要な事項
- (3) 本学が定める重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する重要な事項
- (5) 本学の財産に関する重要な事項
- (6) 教授会の審議等に付される重要な事項

(7) その他本学の経営に関する重要な事項

(招集・議長)

第4条 経営会議は、学長が招集する。

2 経営会議に議長を置き、学長がこれに当たる。

経営会議は、原則として教授会の前週(第2木曜)に開催される。

審議案件は、教学面については学部長ほか各構成員から、管理面については事務局長から発議される。

経営会議においては、それらの事案を審議し、学長の決定を補佐するとともに、教授会所管事項は教授会に付議する。

(3) 点検・評価

月1回の会議開催も正確に実施され、構成員の参加率も良好である。

経営会議と教授会の審議に一部重複部分はあるが、意思決定は概ね遅滞なく適切に行われている。

(4) 改善方策

(5) 次年度の到達目標

博士課程の開設、コミュニティーホールの設置、介護福祉学科の四大化に向けて検討する。

4) 教授会、研究科委員会

(1) 到達目標

教授会の適正な運営に努めると同時に、学長・副学長・学部長・学科長・研究科長・各種委員会との連携協力関係や意思決定プロセスの確立を図り、効率的・効果的な教授会運営を実現する。

(2) 現状の説明

「日本赤十字秋田看護大学教授会規程」、「日本赤十字秋田短期大学教授会規程」第5条に規定されているとおり、月1回の定例教授会、入試の可否判定等の際に臨時教授会を開催している。

教授会において審議される事項は、同第3条に規定されているとおり、教育に関する事項、教員人事に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学から卒業までの学生生活全般にかかわる事項等である。教授会は、学長及び学部・学科の教授で構成し、その3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決される。

教授会は、基本的に大学・短大合同教授会として運営し、双方を兼ねる学長が議長となっている。

教授会の下には、各種の常設委員会が設置されている。この常設委員会(教務委員会、学生委員会、教員選考委員会、入学者選抜委員会、図書委員会、情報・広報委員会、紀要委員会、公開講座委員会)には、各学部・学科から委員が出ており、それぞれの委員会から教授会に議題が付議される。

教授会の審議結果等については、学部・学科の教員会議を通じて全教員に周知を図っている。

(3) 点検・評価

教授会は、毎月の定例会及び臨時会とも出席率は良好であるほか、各委員会の開催も的確に行われている。

教授会では、学則・教授会規程に定める審議事項等について、各委員会での協議結果を基に意見を集約し、教育方針や教育内容等の決定機関として機能している。なお、一人が複数の委員会の長を兼ねるケースがあり、今後、負担が過重にならないような配慮も必要になると考えられる。

(4) 改善の方策

大学が学年進行する過程で、教授会が所掌する課題も質・量ともに拡大することが想定されるので、委員会も含めた教員の適切な分担のもとに教授会の機能充実を図っていく。

(5) 次年度の到達目標

教授会の権限と責任の明確化を図る。

各委員会の業務量を見直し、業務量に合った人員数を配置する。

2. 法令遵守等

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運営

(1) 到達目標

本学の管理運営を円滑に推進するため、必要な規程を整備し遵守することを目標とする。

職員就業規則、個人情報保護規程、職員倫理規程を遵守し、不正行為の防止に努めることを目標とする。

(2) 現状の説明

本学の管理運営に関する諸規程等は次のとおり。

① 法人規程

・寄附行為 ・常務理事会規程 ・大学学長選考規程 ・短期大学学長選考規程 ・保有する個人情報保護規程 ・保有する情報の公開に関する実施要綱 ・情報公開の実施に係る事務取扱要領 ・情報公開・個人情報保護委員会規程 ・決裁規程 ・文書取扱規程 ・職員定年退職規程 ・職員退職一時給与金等支給規程 ・職員定年前早期退職勧奨規則 ・特別退職金支給規則 ・職員再雇用規則 ・再雇用職員給与規則 ・育児休業規程 ・介護休暇規程 ・ボランティア休暇要綱 ・職員倫理規程 ・セクシュアル・ハラスメント防止規程 ・職員給与要綱 ・旅費規則 ・連絡協議会運営要領 ・有給職員功労表彰内規 ・経理規程 ・経理規程施行細則 ・資金運用規程 ・固定資産・物品管理規程

② 日本赤十字秋田看護大学規程

・学則 ・経営会議規程 ・教授会規程 ・大学教授会及び短期大学教授会の合同開催運用規程 ・日本赤十字秋田看護大学「東北ブロック各県支部・病院連絡協議会」設置要綱 ・日本赤十字秋田看護大学「東北ブロック各県支部・病院連絡協議会」開催にかかる取扱要領 ・倫理委員会規程 ・副学長選考規程 ・看護学部長選考規程 ・図書館長選考規程 ・学務部長選考規程 ・教員選考規程 ・教員選考基準に関する規程 ・助手に関する申合せ ・非常勤講師選考内規 ・臨床教授に関する規程 ・臨床教授選考に関する内規 ・名誉教授規程 ・特別任用教員規程 ・教務委員会規程 ・教員会議内規 ・カリキュラム委員会内規 ・臨地実習委員会内規 ・臨地実習協議会要綱 ・教材委員会内規 ・PBL テュートリアル教育委員会内規 ・国試対策委員会内規 ・学生委員会規程 ・入学者選抜委員会規程 ・図書委員会規程 ・情報・広報委員会規程 ・紀要委員会規程 ・公開講座委員会規程 ・評価センター規程 ・研究センター規程 ・赤十字・国際人道法教育活動センター規程 ・国際交流センター規程 ・地域交流センター規程 ・学生支援アドバイザー制度に関する内規 ・履修内規 ・追試験、補習実習及び再試験に関する取扱要領 ・既修得単位の認定に関する内規 ・学位規程 ・学生規程 ・健康管理規程 ・編入学制度規程 ・科目等履修生規程 ・研究生規程 ・聴講生規程 ・特待生制度規程 ・日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学同窓会奨学金貸与規程 ・図書館規程 ・図書館利用規程 ・紀要編集規程 ・紀要投稿規程 ・研究費運用規程 ・科学研究費補助金等経理事務取扱内規 ・組織分掌規程 ・職員就業規則 ・再雇用職員就業規則 ・嘱託及び臨時職員等就業規則 ・教員の兼業に関する

内規 ・教員のサバティカル研修規程 ・建物等管理規程

③ 日本赤十字秋田短期大学

・学則 ・経営会議規程 ・教授会規程 ・大学教授会及び短期大学教授会の合同開催運用規程 ・倫理委員会規程 ・副学長選考規程 ・学科長任用規程 ・図書館長任用規程 ・学務部長任用規程 ・教員選考規程 ・教員選考基準に関する規程 ・助手に関する申合せ ・非常勤講師選考内規 ・特別任用教員規程 ・教務委員会規程 ・教員会議内規 ・学生委員会規程 ・入学者選抜委員会規程 ・図書委員会規程 ・情報・広報委員会規程 ・紀要委員会規程 ・公開講座委員会規程 ・評価センター規程 ・研究センター規程 ・赤十字・国際人道法教育活動センター規程 ・国際交流センター規程 ・地域交流センター規程 ・単位認定及び成績管理に関する規程 ・介護福祉学科履修等に関する細則 ・学位規程 ・学生細則 ・健康管理規程 ・科目等履修生規程 ・研究生規程 ・特別聴講学生規程 ・就職に関する業務運営規程 ・特待生制度規程 ・日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学同窓会奨学金貸与規程 ・図書館規程 ・図書館利用規程 ・紀要編集規程 ・紀要投稿規程 ・研究費運用規程 ・科学研究費補助金等経理事務取扱内規 ・組織分掌規程 ・職員就業規則 ・再雇用職員就業規則 ・嘱託及び臨時職員等就業規則 ・教員の兼業に関する内規 ・教員のサバティカル研修規程 ・建物等管理規程

(3) 点検・評価

現在のところ、上記の規程等で支障は生じていない。

今年度は、個人情報関係、不正行為関係での事件は生じていない。

なお、完成年度に満たない現在、遵守・適用の適否を評価する段階にはない規程もある。

(4) 改善の方策

規程の整備について特に問題はないが、教職員への規程の周知を一層徹底するとともに、新たな課題や法令の改正等に十分留意し、適宜、規程の改正、制定に努める必要がある。

(5) 次年度の到達目標

教員、事務職員にそれぞれ関与する規程については、周知を一層徹底する。

2) 学長、学部長、研究科長の権限と選任手続

学長、学部長、研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

(1) 到達目標

①学長のリーダーシップをはじめ、学部長、学科長、研究科長がそれぞれの機能を発揮し、大学の適正な運営を図る。

②学長補佐体制を確立し、大学組織を強固にして適正な運営を図る。

(2) 現状の説明

「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」において、学長等の職務について定められており、学長は管理運営の一切の業務を総理し、学部長等はそれぞれ学長の職務を補佐し、学部等の業務を掌理することとされている。

学長の選任については、「学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程」に基づいて次のように定められている。

(学長の資格)

第2条 学長は、人格が高潔で、学識にすぐれ、大学運営に識見を有し、かつ各大学の学則第1条の趣旨を實踐する者でなければならない。

(学長の任用)

第10条 理事長は、委員会から学長候補者の推薦を受けたときは、理事会の同意を得て学長を任用する。

学部長の選任については、「日本赤十字秋田看護大学看護学部長選考規程」に次のように規定されている。

(選考)

第3条 看護学部長は、本学の教授のうちから選考する。

2 前項に定める選考は、経営会議の構成員による選挙による。

(任期)

第7条 看護学部長の任期は、2年とし、4月1日に始まり2年後の3月31日に満了する。

2 看護学部長は、再任することができる。この場合の任期は2年とし、引き続き6年を越えて在任することができない。

学長補佐として看護学部長、介護福祉学科長、学務部長、事務局長、図書館長がその任に当たっている。

(3) 点検・評価

学長の選任手続きについては、従来から上記規程に基づいて実施されており、現在までは日本赤十字関係者の中から選任されている。これにより建学の理念に沿った管理運営がなされ、教職員をはじめ学内外の支持協力を得てきている。

学部長等の選考規程については、21年4月に制定しているが、本年度は改選時期であり、再任されている。

各役職者は、大学の運営にかかる各部門の責任者として、学長の意向の実現に向けて各教職員をとりまとめ、教職員一丸となって建学の精神の理解と実践に努めている。

(4) 改善の方策

学長のリーダーシップをはじめ、副学長、看護学部長、研究科長、介護福祉学科長、学務部長、事務局長、図書館長それぞれの機能を発揮し、更なる大学組織の強化を図る。

(5) 次年度の到達目標

学部、大学院の完成年度を迎え、更なる大学組織の強化を図る。

3. 大学業務を支援する事務組織の設置と機能

1) 事務組織の構成

(1) 到達目標

- ①建学の精神に基づいた特色ある、質の高い教育研究の推進を支える事務組織体制を整備する。
- ②教育研究支援の促進を図るため、SDの観点から事務職員の研修制度の充実を図る。

(2) 現状の説明

本学の事務組織は、資料9-1のとおり、総務課（庶務係、企画係、経理係）および学務課（学生係、教務係）で構成している。

(3) 点検・評価

事務局（部）の総人数は20名であり、短大開設時（平成8年）から業務量を勘案し、増員を図っている。しかし、看護大学の開設により、二つの組織を担うことから業務量の増加、業務の高度化等に伴い、事務職員の残業時間も増加している。

労務管理上問題を抱えるが、当面、他の職員が協力する形で対応しており、一人の人に業務量が偏らない対策として、PC上で事務局（部）職員共通のフォルダーを開放している。

また、事務職員の資質の向上を図るため、全員が県内で開催された各種研修会に出席し、自己啓発の向上を図った。各職員からは、他施設の職員と交流する場に参加することができて、業務遂行上新たな考え方を持つことができたことなどの報告がされ、効果があったものと確認された。今後も継続していき、更なる向上を図っていくこととしている。

(4) 改善方策

昨年から四年制看護大学が開設され、事務職員が担う業務は質的、量的に増加している。大学を取り巻く環境として、一層の専門性が要求されている一方、新規分野への取り組みにも対応していく必要があり、課題に即した事務組織や業務分掌の適切性を絶えず検証していく必要がある。

(5) 次年度の到達目標

所掌事務内容を検証し、各課、係の人員配置の見直しを行い、現況に即した事務組織を構築する。大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能していることを検証する。

2) 事務組織の構成と人員配置の適切性

事務組織と教学組織との関係

(1) 到達目標

事務組織と教学組織の連携協力及び有機的一体性を一層強化する。

(2) 現状の説明

教学組織との連携では、教授会に設置されている次の委員会に、事務担当として出席のうえ、資料作成や議事録作成等の事務処理を遂行している。

・教務委員会	学務課教務係
・学生委員会	学務課学生係
・入学者選抜委員会	学務課教務係
・情報・広報委員会	学務課教務係

また、各センター機構にも事務職員を運営委員として配置している。

(3) 点検・評価

事務組織と教学組織との連携協力体制は、ルーチン業務を中心に一応保たれているといえるが、意識面も含めて事務組織は教学組織の補助的機能にとどまる状況にあり、企画・立案分野では連携は十分機能しているとはいえない。

(4) 改善方策

今後は、課題認識や情報の共有を図り、教学組織との連携において自立的役割を担える事務組織になっていくよう努める。

また、事務職員の扱う業務は一段の専門性が要求されるほか新規分野の取り組み等、質的、量的に増加することから、絶えず全体的な業務処理の効率性を図るとともに、人員数も考慮しながら事務組織、業務分掌が適切かどうか絶えず見直ししていく必要がある。

(5) 次年度の到達目標

事務職員は、コンプライアンスを守りながら教員と連携し、効率的な業務を遂行して、大学の機能強化を図る。

事務組織の構成と人員配置が適切であることを検証する。

職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備し、適正に運用する仕組みを構築する。

資料9-1 事務組織

	部署名	専任職員		常勤嘱託職員	兼務職員	派遣職員	その他	計
			うち管理職					
大学	事務局	2	2					2
	総務課	7		1				8
	学務課	5	1					5
	図書課	1						1
	計	15	3	1	0	0	0	16
短期大学	事務部							0
	総務課	2		1				3
	学務課	1						1
	図書課	1						1
	計	4	0	1	0	0	0	5
合計		19	3	2	0	0	0	21

[注]

1 「専任職員」欄には、期間の定めのない雇用で、常時勤務している職員数を、「常勤嘱託職員」欄には、期間の定めはあるが、専任職員に準じた雇用形態をとっている職員数を、「兼務職員」欄には、雇用期間が6カ月以上の職員数を、「派遣職員」欄には、労働者派遣契約を締結することにより受け入れている職員数をそれぞれ記入してください。なお、いずれにも該当しない職員については、「その他」欄に記入してください。

2 部長・次長など「課」に属さない職員は、「部」でまとめて記入してください。

3 部単位に「小計」、各係ごとに「計」を入れ、それぞれ集計してください。

4 「助手」は、「教員組織」(別表)に記入してください。

3) 事務組織の役割 事務機能の改善・業務内容の多様化に対応しているか。

(1) 到達目標

- ①事務職員が教員と連携を密にし、大学としての質的向上を図る。
- ②教育研究の推進を経営面から支えるため、職員一人ひとりがコスト意識を持って大学運営全般に関わることのできる事務組織を確立する。

(2) 現状の説明

- ・教学に関する企画・立案・補佐機能を専門として担う事務組織は現在のところなく、カリキュラム改革等は学務課、研究活動の補助金申請等に関する外部機関との折衝窓口は企画係、経理係というように、個別案件毎に事務局(部)各課が支援する体制となっている。
- ・学内の意思決定・伝達における関わりは、教授会に事務局(部)長等が参加しており、そこで議論された事項は、議事録にまとめ全事務職員に配布しているほか、報告し周知している。
 - ・大学運営を経営面から支えるため、事務局(部)長が経営会議の構成員となり、適宜事務局(部)各部署に必要な指示を行っている。

(3) 点検・評価

- ・教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制は整っているが、事務職員として教学面、運営面において自立的役割を演じるまでには至っていない。

- ・学内の意思決定事項は、毎週月曜日に事務打ち合わせを行的に遂行している。
- ・管理職として事務局長、事務局次長、課長は常に大学運営を経営面で支えるという認識を持ち、業務を遂行している。

(4) 改善方策

- ・事務職員が教学面、運営面において自立的役割を果たしていくため、今後は、事務職員が企画力や提案能力の向上、意識改革に取り組む必要があり、事務職のスペシャリストを目指して、語学力を含め自己研鑽を積む必要がある。
- ・事務職員は、常に報告、連絡、相談を心がけ、理論的な考えを持ちながら経営に関して率先して介入するような意識改革を進める。

(5) 次年度の到達目標

- ・各課、系の業務量と人数のバランスを図り、適正な事務組織を構築する。
大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているかことの確認。
事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策。

4. 事務職員の意欲。資質の向上を図るための方策：スタッフ・ディベロップメント (SD)

1) スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施状況と有効性

(1) 到達目標

- ・事務職員の業務遂行上の技術力の向上とともに他の職員との交流により自らのスタンスを自覚することを目標として外部研修の受講に努める。
- ・建学の精神に基づいた質の高い教育研究の推進を支えるため、事務職員の意識改革と人格的向上および専門的技術の質的向上を図る。

(2) 現状の説明

事務職員 11 名を秋田県が実施する研修会に参加した。

7月4日	業務改善	1名
7月7日、8日	意思決定能力向上	1名
7月21日	メンタルヘルス・ケア法Ⅰ	2名
8月23日、24日	民法基礎	1名
9月8日	タイムマネジメント①	1名
9月21日、22日	折衝力・交渉力向上	3名
11月30日、12月2日	住民ニーズ調査法	1名
12月1日、2日	企画立案能力向上	1名

また、科学研究費補助金説明会に担当事務職員が参加し、その後、全教職員にその内容を伝達した。

(3) 点検・評価

職員は、本学を代表して参加しているとの自覚をもって臨み、後日復命書を提出するほか、FD・SD研修の場でも全教職員に報告した。各職員から「他の施設の職員と一緒に研修を受け、始めは自分の意見が言えなかったが、自発的に意見が言えるようになった。大変意義のある研修であった。」等の報告があり、この研修に参加したことは、SDとしてよい結果につながったと思われる。

(4) 改善方策

- ・外部研修に参加し、徐々に職員の意識が変わりつつあるように感じられる。研修による業務遂行上の技術力向上、専門性の維持・向上を図りながら、各種研修の機会を利用して他の職員との交

流を通じての意識改革は今後とも継続的に行いたいと考える。職員が大学改革の一翼を担うためには、外部研修への参加だけに留まらず、今後はそこで得た研修内容を職員全体会の場などで報告、意見発表等を行い、職員全体に共通的な情報、知識として浸透させていくことが必要と考える。

・今回の研修への参加は大変SDとして意義のあるものであったことから、今後も継続的に参加して意識改革を進めることで事務局の問題解決、共通認識を図るためのSD研修体制を着実に確立させる。

(5) 次年度の到達目標

できる限り研修の場に参加することで、職員の意識改革を図る。
人事考課に基づく適正な業務評価を行って処遇改善を図る。

2) 管理運営への学外有識者の関与 (事務組織の構成と人員配置の適切性)

(1) 到達目標

大学に学外有識者を置き、幅広く意見を求める等大学の質向上を図ることを目的とする。

(2) 現状の説明

本学の管理運営に対して特に関与する学外有識者を常設してはいない。

経理面では、学園の公認会計士の監査が毎年2回実施(本学に赴いて実施)されており、その際に指導を受けている。

人事面での諸問題については本学の顧問弁護士に相談し、指導を受ける機会を設けている。

(3) 点検・評価

経理面、人事面では十分適切な意見が得られていると考えるが、人材育成面での学外有識者の関与について検討する必要がある。

(4) 改善の方策

人材育成面で関与する常任の学外有識者の要否を検討する必要がある。

(5) 次年度の到達目標

人材育成面で関与する常任の学外有識者の要否を検討する。

5. 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立

1) 教育研究と財政

(1) 到達目標

・大学の主要事業である教育研究にかかる費用を十分予算措置し、学生に十分な教育ができるようにする。

・少子化時代の進行に向けて、大学運営に支障をきたすことがないように計画的に財政の健全化を図ることや教育研究経費比率の適正化を図ることを目標とする。

(2) 現状の説明

・教員には、研究費を予算措置しているほか、必要な教材整備費も予算措置している。

・23年度教育研究費比率は、大学では18.4%であり、全国平均36.0%を下回っているが、短期大学でみると31.4%となっており、全国平均23.8%を上回っている。この経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、この比率も消費収支の均衡を失しない限りにおいて高くなる

のが望ましいとされているが、大学は低い状況にある。

(3) 点検・評価

- ・研究費執行比率は76.5%（大学短大合わせて）となっている。その内容は学会旅費、消耗品費が大部分を占める。
- ・大学は教育研究費比率が低いことから、全国平均まで上げる方策を検討し、実行する必要がある。
- ・本年度は教育充実のため大学で約161,000千円の教育備品（PC、視聴覚機器、学生用デスク他）を整備したほか、約39,000千円（大学37,400千円、短大1,600千円）の図書を整備した。

(4) 改善方策

- ・教員は、発表者としてできる限り学会等に出向くほか、他者の発表の良いところを参考にしながら、なお一層の競争的資金の獲得を狙うことが必要と考える。
科学研究費補助金のような国立・公立・私立大学に共通の補助金を受けることは、小さな地方の大学において、他大学との競争に勝つためにも効果が期待できる。大学間競争が激しくなる中で、こうした差別化対策を図ることは大学の生き残りのために必要な対策と考える。

2) 中・長期的な財務計画 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

(1) 到達目標

少子化の進行や新たな事業展開を踏まえ、大学運営に支障をきたすことがないように計画的に財政の健全化を図る。

(2) 現状の説明

看護学部設置にあたり策定した完成年度までの（平成21～24年度）財政収支計画に基づき財務運営を行っている。

計画に沿った運営となるよう、入学者数の確保、外部研究資金の獲得、教職員数の適正管理、一般的なコスト削減等に努めている。

(3) 点検・評価

学部開設3年度として、また大学院開設1年目として入学者数が総定員を若干上回るなど、想定した範囲での財務運営となっている。

(4) 改善方策

学部の学年進行中の収支状況を分析しつつ、中期経営計画の策定に着手する必要がある。

(5) 次年度の到達目標

看護大学大学院博士課程の開設、介護福祉学科の四大化、コミュニティーホールの設置等を踏まえ、中期経営計画を策定する。

中・長期的な管理運営方針を策定し、大学構成員への周知を図る。

資料 9-2 主要施設の概況

施設名	用途	建築年	延床面積 (㎡)	備考
1号館	講義室、研究室、自習室、学生資料室等	平成8(1996)年	2358.0	
2号館	講義室、研究室、自習室、学生資料室等	平成21(2009)年	1462.0	

[注]

- 1 「財産目録」記載のうち、教育研究活動に使用されている主要な建物について記載してください。
- 2 上記、施設の大規模な改築や改修計画がある場合は、備考欄にその旨記入してください。

3) 外部資金等

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

(1) 到達目標

外部資金の導入等により、学生生徒納付金を主たる財源とする本学の財政安定化を図ることを目標とする。

(2) 現状の説明

文部科学省の科学研究費が5件、厚生労働省の科学研究費が1件、日本赤十字関係の研究費が3件、その他公益財団法人研究費が1件の合わせて10件で総額12,160千円を獲得した。また、国からの補助金として93,835千円、秋田県から199,186千円の補助金を獲得した。

(3) 点検・評価

科学研究費等研究費については、昨年度に比較して採択件数は多くなったが、未だ他大学に比べると満足できる件数とはいかないものと思われる。

(4) 改善方策

来年度も、FD研修を実施し、教員への研究活動を啓蒙しているが、内容を精査し、科学研究費採択に向けた取り組みを重点的に推進していくよう取り進める必要がある。

(5) 次年度の到達目標

FD研修において、科学研究費採択に向けた取り組みを重点的に推進していくよう取り進める

4) 消費収支計算書関係比率および費用対照表関係比率の適切性

私立大学財政の財務比率

(1) 到達目標

大学経営の安定化を図る上での指標となる財務比率において、毎年全国平均、東北平均と大きく乖離することのないよう財務構造の安定を図る。

(2) 現状の説明

財政状態および教育研究活動に大きく影響する事項

- 1 日本赤十字秋田看護大学
 - 人件費比率 47.7% (全国平均 49.7%)
 - 人件費依存率 94.8% (全国平均 93.3%)
 - 教育研究経費比率 18.6% (全国平均 35.8%)
- 2 日本赤十字秋田短期大学
 - 人件費比率 31.5% (全国平均 60.8%)
 - 人件費依存率 96.7% (全国平均 96.1%)

教育研究経費比率 31.4% (全国平均 23.8%)

(3) 点検・評価

大学・短大とも人件費比率（人件費／帰属収入）が全国平均を下回り、人件費依存率（人件費／学生生徒納付金）も全国平均を上回っている。これは帰属収入に占める秋田県等補助金の割合が大きいことが起因している。これらの要素を考慮した財務運営はほぼ想定どおりである。

(4) 改善方策

本学は、開学以来、多額の県補助金の交付を受け、帰属収入に占める割合が大きい。近年、自治体も財政難となっていることから、県が要請する資質の高い看護・介護人材の育成を全うするとともに、全般にわたる経費削減等に不断に取り組む必要がある。

(5) 次年度の到達目標

本年度同様、学生の定員確保、経費節減を図り、安定した学校運営に努める。
消費収支計算書関係比率および費用対照表関係比率が適切であることを検証する。

6. 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

1) 予算編成と執行

(1) 到達目標

- ・大学経営の安定化を図るため、執行ルールを構築し、適正な予算措置を講じる。
- ・精査して作成した予算額を予算執行額が上回らないよう取り進め、健全に運営する。

(2) 現状の説明

- ・本学の予算編成については、前年度の予算枠を基準に各委員会等からの予算案の提出に基づいて作成している。各委員会等の予算申請は、必要な範囲に留めることとし、突然の支出については予備費を設け、流用するよう措置をしている。本年度は、看護学科の四年制大学開学3年度目であり、定員増に伴う収入増が見込まれたが、支出面において、教員数の増加に伴う支出も増額し、結果的に支出超過となった。しかし、完成年度には、学生収容定員全員からの学納金で収入超過となる見込みである。
- ・概ね、予算額の範囲内で予算執行されているが、突然の支出については、項内流用、予備費流用で充当している。結果として、全体的には予算額の範囲内での決算額となっている。

(3) 点検・評価

- ・本学の主な収入財源は、学生生徒納付金及び補助金(国庫補助金、秋田県補助金)であり、固定的なものであることから、いかに支出を抑制するかがポイントとなる。従って、各委員会等から提出された予算案を調整して過大な支出にならないようにしてきている。
- ・従来から突然の支出に対応するため、修繕費、予備費等に余裕をもって予算を計上し、その結果、大科目との流用を行い、大学全体として予算額の範囲内で適正な決算処理ができています。具体的には広報費があげられるが、学生確保の面から必要不可欠ではあるが、教職員の突発的な旅費の削減に努める必要がある。

(4) 改善方策

- ・予算規模や配分額の増額は困難だが、きちんと予算配分額を提示し、その中で各委員会等が適正に執行できる資金として利用できる仕組みの構築が必要と考える。そのために予算配分方法やヒアリングなどの一連の流れを見直し、適正な予算編成措置を構築していく。
- ・今までは、前年度の実績に基づく申請であったが、今後については、予算配分を行ううえで、財

源や予算規模を適正に提示し、教育研究活動の充実のために最大限に予算額を執行できるような仕組みの構築が必要と考える。

(5) 次年度の到達目標

予算配分を行ううえで、財源や予算規模を適正に提示し、教育研究活動の充実のために最大限に予算額を執行できるような仕組みを構築する。

予算編成の適切性および執行ルールの明確性を検証する。

2) 財務監査

(1) 到達目標

監事監査、会計監査、内部監査を実施し、大学の適正な運営を推進していくことを目標とする。

(2) 現状の説明

本学では、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、監査法人による会計監査を受け、また、私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号に基づき監事による監査を受けているほか、学校法人日本赤十字学園法人本部の内部監査も受けている。

本年度は、監査法人による会計監査は年 2 回（前年度期末監査 4/20～22、本年度期中監査 1/26～27）行われ、資金収支計算書や消費収支計算書などの収入、支出に関する証拠書類及び会計処理の適切性についての確認、計算書類の整合性などの監査を受けた。

(3) 点検・評価

法定監査及び内部監査が確実に実行されており、本学は適正に運営されているものと認められる。

(4) 改善方策

近年の少子化に伴い、本学の将来に向けての永続性が最重要課題であり、そのため、学生確保を図る上でいかに特色のある、いかに魅力のある大学を創り上げていくか、また財政面での安定的な経営を確立させていくかが 2012 年度においても課題である。

(5) 次年度の到達目標

本年度同様、学生の定員確保、経費節減を図り、安定した学校運営に努める。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。

資料9-3 消費収支計算書関係比率(法人全体のもの)

	比率	算式	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	43.2 %	53.4 %	55.0 %	55.7 %	44.1 %
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒納付金}}$	71.0 %	72.5 %	72.2 %	71.8 %	95.1 %
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	32.1 %	37.9 %	36.5 %	37.0 %	21.3 %
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	4.6 %	5.6 %	6.2 %	5.8 %	3.0 %
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
6	帰属収支差額比率	$\frac{\text{帰属収入} - \text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	19.7 %	2.7 %	2.2 %	1.1 %	4.3 %
7	消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	80.3 %	97.3 %	97.8 %	98.9 %	95.6 %
8	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	98.2 %	118.3 %	101.5 %	100.8 %	120.8 %
9	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	60.8 %	73.7 %	76.2 %	77.6 %	46.4 %
10	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	21.2 %	2.3 %	1.5 %	0.8 %	0.3 %
11	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	13.1 %	17.6 %	14.7 %	14.0 %	20.9 %
12	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	18.3 %	17.7 %	3.6 %	1.9 %	20.8 %
13	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消費支出}}$	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %

[注]

1 「学校法人会計基準」に基づき財務計算書類中の消費収支計算書(法人全体のもの)を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記入してください。

なお、法人として当該大学のみを運営している場合は、本表のみを作表してください。ただし、医・歯学部等で附属病院を併設している場合は、次資料(13-3)も作成してください。

資料9-4 消費収支計算書関係比率（大学）

	比率	算式	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	37.9 %	60.4 %	47.7 %
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒納付金}}$	— %	— %	130.9 %	89.8 %	94.8 %
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	14.9 %	27.2 %	18.6 %
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	4.7 %	3.5 %	2.7 %
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
6	帰属収支差額比率	$\frac{\text{帰属収入} - \text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	29.5 %	8.9 %	15.1 %
7	消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	70.5 %	91.0 %	84.9 %
8	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	— %	— %	81.4 %	96.6 %	115.8 %
9	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	29.0 %	67.2 %	50.3 %
10	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	1.3 %	0.0 %	0.3 %
11	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	17.2 %	30.6 %	19.9 %
12	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	— %	— %	13.4 %	5.7 %	26.6 %
13	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消費支出}}$	— %	— %	10.6 %	12.7 %	7.0 %

資料9-5 消費収支計算書関係比率（短大）

	比率	算式	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	54.4 %	59.3 %	37.3 %	51.1 %	31.5 %
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒納付金}}$	104.5 %	114.3 %	80.4 %	94.3 %	96.7 %
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	32.8 %	34.4 %	36.7 %	52.3 %	37.4 %
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	2.9 %	3.3 %	3.4 %	6.1 %	4.2 %
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
6	帰属収支差額比率	$\frac{\text{帰属収入} - \text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	-19.9 %	1.1 %	4.8 %	-23.1 %	34.1 %
7	消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	119.9 %	98.9 %	95.2 %	123.1 %	86.3 %
8	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	120.6 %	106.7 %	95.2 %	123.1 %	134.1 %
9	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	52.1 %	51.9 %	46.5 %	54.2 %	32.5 %
10	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	0.0 %	0.1 %	0.3 %	0.0 %	0.4 %
11	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	43.8 %	43.8 %	33.9 %	37.2 %	24.9 %
12	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	0.5 %	7.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
13	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消費支出}}$	11.7 %	14.2 %	20.0 %	25.7 %	15.2 %

[注]

1 「学校法人会計基準」に基づき財務計算書類中の消費収支計算書（大学単独のもの）を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記入してください。

資料9-6 貸借対照表関係比率（大学）

	比率	算式	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	— %	— %	70.9 %	69.3 %	77.0 %
2	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	— %	— %	29.1 %	30.7 %	23.0 %
3	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$	— %	— %	6.5 %	7.7 %	11.0 %
4	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$	— %	— %	3.5 %	4.0 %	6.5 %
5	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$	— %	— %	90.0 %	88.4 %	82.5 %
6	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$	— %	— %	25.5 %	25.4 %	16.5 %
7	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	— %	— %	78.8 %	78.5 %	99.7 %
8	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}}$	— %	— %	73.4 %	72.2 %	87.9 %
9	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	— %	— %	834.6 %	773.1 %	376.9 %
10	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	— %	— %	10.0 %	11.6 %	16.4 %
11	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	— %	— %	11.2 %	13.2 %	21.2 %
12	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	— %	— %	1280.2 %	1174.4 %	718.7 %
13	退職給与引当金預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金(資産)}}{\text{退職給与引当金}}$	— %	— %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
14	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	— %	— %	98.8 %	100.0 %	99.4 %
15	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格(圖書を除く)}}$	— %	— %	228.2 %	%	%

資料9-7 貸借対照表関係比率（短大）

	比率	算式	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	95.3 %	96.9 %	96.0 %	94.7 %	92.1 %
2	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	4.7 %	3.1 %	4.0 %	5.3 %	7.9 %
3	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$	2.8 %	3.2 %	2.1 %	1.6 %	0.9 %
4	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$	1.1 %	1.0 %	0.4 %	1.1 %	2.6 %
5	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$	96.0 %	95.8 %	97.5 %	97.3 %	96.5 %
6	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$	2.2 %	1.4 %	2.8 %	3.3 %	4.4 %
7	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	99.3 %	101.2 %	98.5 %	97.4 %	95.5 %
8	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}}$	96.4 %	97.9 %	96.4 %	95.8 %	94.6 %
9	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	408.1 %	297.5 %	1122.8 %	481.6 %	297.6 %
10	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	4.0 %	4.2 %	2.5 %	2.7 %	3.5 %
11	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	4.1 %	4.4 %	2.5 %	2.8 %	3.6 %
12	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	694.0 %	1237.8 %	1574.9 %	2287.1 %	3369.0 %
13	退職給与引当金預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金(資産)}}{\text{退職給与引当金}}$	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
14	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
15	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格(図書を除く)}}$	159736.7 %	1582.3 %	17157.5 %	%	%

[注]

- 1 「学校法人会計基準」に基づく財務計算書類中の貸借対照表を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記入してください。
- 2 「総資金」は負債＋基本金＋消費収支差額を、「自己資金」は基本金＋消費収支差額をあらわします。

【基準10】内部質保証

大学は、その理念・目的を達成するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

1. 自己点検・評価

(1) 到達目標

各部署の成果を積み上げた上での大学全体で実施する自己点検評価活動の体制を確立する。
大学全体の自己点検評価結果に対する改善策を策定する。

(2) 現状の説明

日本赤十字秋田短期大学は、開学当初から教授会の一委員会である教育研究活動評価委員会において自己点検評価を推進してきた。年度末に各委員会及び担当部署が自己点検評価し、それを「自己点検・評価報告書」としてまとめ、各々の委員会及び担当部署で活用し、教育研究活動の改善に向けた取り組みをしてきた。

平成21年4月、日本赤十字秋田看護大学開学により、センター機構のひとつとして評価センターが置かれ、従前の教育活動評価委員会の活動を受けついで、大学・短期大学合同で、各担当部署が主体的に点検評価活動を実施し、全学的なPDCAサイクルの構築に向け努力しているところである。自己点検・評価の結果は学長に報告し、改善に向けての検討および実施の責任は教授会にある。

2009（平成21）年度および2010（平成22）年度自己点検・評価報告書を、それぞれホームページに公開した。

(3) 点検・評価

平成21年4月、日本赤十字秋田看護大学開学と同時に、大学・短期大学合同の評価センターを設置した（別紙「評価センター規程」）。

【優れた事項】

認証評価に係る自己評価に準じた自己点検評価を策定した。

(4) 改善方策

恒常的な自己点検評価体制を構築するとともに、従前の自己点検評価の項目と一致しないことから、次年度以降の教育研究活動、大学運営に連動させるシステムの構築を引き続き行う。

評価結果をホームページ掲載の方法で公表する予定である。

今後も学内外への発信手段については他大学の状況等も参考にしながら、より適切な方法を検討する。

(5) 次年度の到達目標

1. 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程に定められた業務（別紙）を現行の自己点検・評価項目に読み替えて、整合性を確認する。

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学(以下「本学」という。)の教育・研究並びに経営が適正に行われることを点検・評価してさらなる向上を図り、社会の福祉に貢献することを目的に置く評価センターに関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 評価センター(以下「センター」という。)は評価センター長(以下「センター長」という。)及び運営委員で構成する。

- 2 センター長は、学長の命を受け、センターの管理運営に関する業務を統括する。
- 3 センター長は、教授のうちから経営会議の議を経て学長が任命する。
- 4 運営委員は、教育職員及び事務局評価担当職員で構成する。

(任期)

第3条 センター長及び運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 センター長及び運営委員に欠員が生じ、新たに補充するときの任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 別紙の事項に関する評価計画の立案並びに評価活動の推進
- (2) 全学的な連絡調整及び公報活動
- (3) 評価関係資料の収集及び利用並びに利用の提供
- (4) 評価の調査研究
- (5) センターの運営に関する審議
 - ア 運営の基本方針の策定
 - イ 業務計画の策定
 - ウ 予算決算
- (6) その他評価の推進に関する事項

(招集)

第5条 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。

- 2 センター会議は、運営委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 3 センター会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第6条 センター長は、センター会議の経過及び結果を経営会議を経て学長に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 センター会議の経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、事務局評価担当職員が担当する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほかセンターの運営に関し必要な事項は、経営会議の承認を得てセンター会議が別に定める。

(発効)

第10条 センター会議において議決された事項は、学長の決裁後、発効する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(別紙)

教育理念、教育方針の点検・評価

(管理)組織体制の点検・評価

教員組織、事務組織の点検・評価

教育研究体制の点検・評価

教育内容、教育課程、カリキュラムの点検・評価

教育研究環境・教育研究設備・教材整備体制の点検・評価

入学選抜の点検・評価

課外活動等の点検・評価

学習者の生活支援体制の点検・評価

学習者評価体制に関する事項

教員・指導者評価体制に関する事項

卒業者のキャリアアップ支援体制の点検・評価

広報活動の点検・評価

経営、財務状況の点検・評価

施設整備・運用状況の点検・評価

規程類整備の点検・評価

点検・評価体制の点検・評価

相互評価に関する事項

ALO 委員に関する事項

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

(1) 到達目標

日本赤十字秋田看護大学の完成年度翌年の 2013 (平成 25) 年度に大学基準協会による認証評価を申請する。

(2) 次年度の到達目標

2014 (平成 26) 年度に大学基準協会の審査を受審することを目指し、その審査に繋がる内容の 2012 (平成 24) 年度自己点検・評価報告書を作成する。

3. 大学に対する社会的評価等

(1) 到達目標

本学に対する学外団体・個人からの意見を聴き、本学の大学経営・教育研究活動の改善に役立つ取り組みを進めるとともに、日本赤十字秋田看護大学の完成年度翌年の平成 25 年度に大学基準協会による認証評価を受審すべく準備をすすめる。同時に PDCA サイクルの構築に努める。

(2) 現状の説明

本学は AC 期間中であり、認証評価等の外部評価は未受審であるが、演習・実習先の医療機関および施設等との間で、臨地実習協議会、実習指導者会議等、大学に対する意見を聴く機会をもっており、貴重な意見交換の場となっているとともに、本学に対する社会的評価を高めることにも繋がっている。

(3) 点検・評価

演習・実習先の医療機関および施設等との間で実施している臨地実習協議会、実習指導者会議等はそれぞれ年数回であり、十分とは言えない。

(4) 改善方策

認証評価受審に向けた準備を引き続き行うとともに、本学に対する学外の意見を聴き、真摯に受け止め、本学の大学経営、教育研究活動の改善に役立てるために、次のことに取り組む必要がある。

- ① 日本赤十字秋田短期大学卒業生との懇談および本学に対する意見等に関する質問紙による調査
- ② 授業評価結果を授業改善に繋げるためのシステムの構築
- ③ 公開講座、社会人講座、高大連携授業等、学外の個人を対象とする取り組みにおける質問紙調査の結果の共有および改善に繋げるためのシステムの構築
- ④ 行政諸機関との意見交換等の定期的実施および結果の共有、改善に繋げるためのシステムの構築
- ⑤ 臨地実習協議会、実習指導者会議等の結果の共有および改善に繋げるためのシステムの構築
- ⑥ 本学を志願する受験者およびその家族の動向・意向の調査、その結果の共有および改善に繋げるためのシステムの構築

(5) 次年度の到達目標

1. 上記の改善方策①～⑥のうち、可能のものから実施する。

4. 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

(1) 到達目標

本学設置認可申請の際の設置計画を確実に実施するとともに、文部科学省等からの指摘事項については、これを真摯に受け止め、速やかに改善策を立案し、実施する体制を構築する。

(2) 現状の説明

本学は、学長のリーダーシップのもと、経営会議において基本方針を決定し、速やかに対応する体制を整えている。

(3) 点検・評価

特になし

文部科学省等から本学に対する個別の指摘事項は、現在までのところ届いていない。

(4) 改善方策

特になし

(5) 次年度の到達目標

1. 文部科学省・設置審議会の実地調査の指摘事項に基づいて、改善策を立案し、実施する。

資料 10-1 文部科学省からの大学設置認可にかかる留意事項及び履行状況

区分	留意事項	履行状況
認可時 (平成 20 年 10 月)	<p>・設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、開設時から 4 年制大学にふさわしい教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・校舎が日本赤十字秋田短期大学との共用であるので、教育研究に支障のないようにすること。</p>	<p>(平成 22 年度)</p> <p>開学初年度の平成 21 年度から、経営会議を中核に、教授会および各種委員会、センター機構の体制を整え、学長のリーダーシップのもと効果的に大学運営、教育研究活動を遂行した。さらに平成 22 年 4 月、新たに副学長を置き、運営体制を強化した。</p> <p>開講予定の全ての科目を開講するとともに、本学の教育の特色である PBL テュートリアル教育を初年次から展開し、自学自習の習慣化をはじめ、初年度から人間関係の形成や主体的問題解決能力を身に付ける足がかりを築いた。8 月には姉妹校であるモナッシュ大学への短期留学を実施し、2 名の学生が参加した。また、全教職員の参加義務付け毎月定例で FD/SD 活動を展開するとともに 2 回の FD/SD 特別講演・研修を実施するなど、開設時から 4 年制大学にふさわしい教育研究を目指す活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>地域住民・団体との交流・大学開放、他大学との連携した取り組みを重視し、その中で本学の役割を果たし、成果を上げている。(裏付ける具体的資料は?)</p> <p>学生委員会所属の教員を中心に、学生との懇談を月 1 回以上行い、学生の健康管理、福利厚生に配慮するとともに、学生の大学生活全般に関する意見等に基づき改善に取り組んだ。また、学生のサークル活動、ボランティア活動、学園祭等の自主的な活動に対し積極的に援助している。さらに平成 22 年 4 月には、学生委員会の援助のもと 2 年次生が主体的に企画・運営し、新入生オリエンテーション合宿を 2 日間にわたり実施した。学生同士あるいは教職員との交流がすすむとともに、2 年次生のリーダーシップの発揮など大きな効果を上げた。</p> <p>学年進行による学生数増加、開講科目の増加と教室の利用を見越し、計画的に増築等、図書館の拡張をはじめ、校舎・諸施設を準備したことにより、日本赤十字秋田短期大学との校舎の共用による教育研究への支障は生じていない。</p>
設置計画履行状況調査時 (22 年 2 月)	<p>助手は演習や実習科目において必要不可欠なので、当初配置計画どおり 5 名を配置すること。</p>	<p>平成 22 年 5 月 1 日、助手 2 名を採用し、当初設置計画通りに助手 5 名を配置している(1 年間の契約(ただし、本年度は 11 ヶ月間の契約)、契約更新による 3 年間の任期)</p>

5. 財政公開

(1) 到達目標

本学財政の状況に関する財務諸表等をすべて公開することを目指す。公開方法については、WEB

サイトで誰でも閲覧できるほか、事務室に紙媒体の資料を準備し、希望者が閲覧できるようにする。

(2) 現状の説明

財務諸表等については、本学 WEB サイトで公開しているほか、収支決算書類（資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表、減価償却額内訳表、基本金明細表）および法人全体の事業報告の冊子を学内に整備して希望者の閲覧に対応することとしている。

(3) 点検・評価

平成 16 年の文科省通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報等の公開について」において示されている参考例以上の項目を WEB サイトで公開していることから、適切と判断するが、一般の人が分かりやすい情報になっているか検討の余地がある。

(4) 改善方策

一般の人にも分かりやすいよう「財務状況に関する解説」（用語説明など）を提示する方策を検討する。

(5) 次年度の到達目標

次年度の財務諸表を速やかに WEB サイトで公開し、大学に備え付ける。

資料 10-2 財政公開状況

公開の対象者	公開している財務諸表及びその解説	公開の方法							
		自己点検・評価報告書	学内広報誌・紙	大学機関誌・紙	財務状況に関する報告書	学内LAN	ホームページ (Web等)	その他 ()	開示請求があれば対応する
教職員	資金収支計算書	○					○		
	消費収支計算書	○					○		
	貸借対照表	○					○		
	財務状況に関する解説								
	その他(財産目録)						○		
	その他()								
	その他()								
在学生	資金収支計算書						○		
	消費収支計算書						○		
	貸借対照表						○		
	財務状況に関する解説								
	その他(財産目録)						○		
	その他()								
	その他()								
卒業生	資金収支計算書						○		
	消費収支計算書						○		
	貸借対照表						○		
	財務状況に関する解説								
	その他(財産目録)						○		
	その他()								
	その他()								
保護者	資金収支計算書						○		
	消費収支計算書						○		
	貸借対照表						○		
	財務状況に関する解説								
	その他(財産目録)						○		
	その他()								
	その他()								
社会・一般 (不特定多数)	資金収支計算書						○		
	消費収支計算書						○		
	貸借対照表						○		
	財務状況に関する解説								
	その他(財産目録)						○		
	その他()								
	その他()								
その他 ()	資金収支計算書								
	消費収支計算書								
	貸借対照表								
	財務状況に関する解説								
	その他()								
	その他()								
	その他()								

[注]

- 2010年度決算について、2011年度中に公開した対象・方法をすべて記入してください。
- 「公開している財務諸表及びその解説」欄のうち、「財務状況に関する解説」については、事業内容と関連させた財務状況の解説が付されているかについて、該当する「公開方法」欄へ○を付けてください。
- 各対象者への財務公開を行っていないが開示請求があれば対応するという場合には、「開示請求があれば対応する」欄に○を付けてください。
- 「公開の対象者」および「公開の方法」欄の「その他」には、カッコ内に具体的な名称を記入してください。また、「公開している財務諸表及びその解説」欄の「その他」には、監事監査報告書、財産目録、事業法高書等の具体名を記入してください。
- 2011年度決算の公開にあたり変更が予定されている場合には、欄外に注記してください。なお、その場合、公開した時点で該当する資料を提出してください。

6. 情報公開請求への対応

(1) 到達目標

本学の運営に関するあらゆる情報を開示することを原則とし、情報公開請求に対しては特段の事情がない限り、すべての請求に対応する。

(2) 現状の説明

これまでのところ、情報公開を請求されていない。

(3) 点検・評価

情報公開請求については、学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱に基づいて、請求に応じることとしているため、適切と判断する。

(5) 次年度の到達目標

情報公開請求に対しては、特段の事情がない限り、すべての請求に対応する。

7. 点検・評価結果の発信

(1) 到達目標

自己点検・評価結果および外部評価結果は学内の教職員に配布するとともに、本学WEBサイトに同内容を公表することを原則とする。

(2) 現状の説明

平成23年度において上記の目標に沿って情報発信することとしている。

外部評価については、第三者評価を平成19年度に実施し、学内の全教職員およびWEBサイトで公表されたが、その後の外部評価は行われていない。

(3) 点検・評価

上記(1)の到達目標に沿って、これらの結果を関係各所に配布し、本学WEBサイトにおいても公表することとしているので適切な形で情報発信がなされていると判断する。

(4) 改善方策

自己点検・評価結果および外部評価結果については、毎年、WEBサイト等を通じて広く公表していく。

外部評価については、大学の完成年度を待ち、短期大学の評価と併せて実施するよう計画を立てて準備する。

(5) 次年度の到達目標

平成23年度自己点検・評価報告を速やかに公表する。

終章

ここでは、基準ごとに本学及び本学における取り組みの特徴と課題、今後の方向性について総括する。

基準1 理念・目的 に対する自己評価

本学は、赤十字の理念「活動のあらゆる状況の中で、その人の生命と健康を守り、人間の尊厳を確保する働きをする」に基づき、「人道」を原則として、病を持つ人のみならず地域に還元できる看護活動を広く展開できる人材を育成している。

また、少子高齢化、がん患者の増加等秋田県の地域性に鑑み、必要とされる医療や医療政策に関する看護の方法論を評価し、対応できる深い洞察力に裏付けられ、人と健康を総合的に評価できる高度な専門性と開発力を持つ研究者及び実践者の育成が急務と考え、大学院修士課程の開設をした。現状では、本学の理念・目的に沿った教育が行われているが、なお、教育、研究共に到達目標には十分とは言えない。

基準2 教育研究組織 に対する自己評価

現在、大学看護学部生と短期大学生及び大学院生が在籍している教育研究組織である本学では、各々の組織の特徴を教育と研究で発揮するとともに、大学と短期大学、大学院が教育上、研究上の連携のもとに活動する構造の特異性をより有効に活かし、看護・介護そしてその両者を統合し、ひとのケアとして提供するために、必要な分野における教育・研究の提携と協働が必要である。

基準3 教員・教員組織 に対する自己評価

大学と短期大学が併設されており、それぞれ固有に適正な人員配置をしている。教授会及び各委員会、センター機構においては大学と短期大学との合同機構となっており、教員の相互交流が図れている。今後、一層の活発化を図る。

基準4 教育内容・方法・成果 に対する自己評価

看護学部については、2009年開学し現在カリキュラム進行中である。また、短期大学介護福祉学科についても2009年から新カリキュラムが進行中である。さらに大学院も今年度(2011年)に開学して、申請時のカリキュラムが進行中である。予め用意したカリキュラムが進行する中で、予想外の状況は、学生、教員、大学のそれぞれで発生する可能性があり、万全といえるカリキュラムは存在しない。このことを踏まえて各教育組織は各年度毎にカリキュラム評価をしながら経過をみて不測の状況に備え、教育内容と方法を改善する努力をする必要がある。

基準5 学生の受け入れ に対する自己評価

- 1) 本学の教育目的・目標に沿ったアドミッションポリシーを明示している。

- 2) 学生募集については、教員の高校訪問をはじめ、進路説明会、中学校へ出前授業、高等学校からの依頼授業、高・大連携授業において看護学・介護福祉学の授業を実施するなど広範囲に行っている。
- 3) 入学試験は、指定校推薦入学試験など、地域の特性を鑑みた方法を取り入れている。
- 4) 入学試験は、入学者選抜委員会及び試験当日には本部を設置し、入学者選抜の公正性、妥当性、透明性を確保し適切に行っている。

大学院

- 1) 秋田県健康問題への貢献を考慮し、また、看護の底上げの目的で、社会人入学を取り入れていることは評価できる。
- 2) しかし、修士課程学生としての能力の保持と育成に関しては、今後是正してゆく必要がある問題である。

基準6 学生支援 に対する自己評価

学生への経済的支援について、在籍学生の約半数が何らかの外部奨学金を利用していることは、情報提供と利用支援が適切に行われたためといえよう。学納金納付猶予申請者全員に猶予が認められ、その全員が猶予期限内に納付完了したことは、保護者のニーズに対応できたものと考えられる。

カリキュラム外の研究活動について、学生の動機づけができていないことは今後の課題である。

健康管理について、定期健康診査は計画的かつ適正に行われている。ウイルス感染性疾患の抗体価検査が陰性～低値の学生のワクチン接種を、大学として計画的に実施することが課題である。

心身ともに健やかな学生生活を送れるように、カウンセラーが学生からの相談によく対応し、学生支援アドバイザー・チューター制度が確立して、学生からの修学上、生活上、健康上、その他の相談に対応しており、現状では対応困難な案件は生じていない。ハラスメントの問題も生じていない。

就職や進路選択に関する指導として、就職ガイダンスを定期的実施するほか、就職統計データを整備・提示しており、就職できない学生はみられない。

学友会（学生自治会）メンバーと毎月1回、意見交換する場を設けてカリヨン祭（学園祭）や課外活動を支援しているが、より活発に活動できるような学友会組織の整理を支援することが必要である。学生の満足度に関するアンケート調査を、適宜～定期的に行うことも必要である。

大学院の学生に関しては、大学および短大学生とは学園での生活時間が異なるために、交流はほとんどないが、院生同士の学園生活を謳歌している。夜間開講のために、夜間大学において勉強をする時間が限られていることと図書館の使用に時間的な制限がきついことが問題であろう。多少でも、院生にとって有利な時間を設ける努力が必要である。

基準7 教育研究等環境 に対する自己評価

教員が旺盛に研究活動を展開することを目指し、それを支援する研究センターを設置し、体制を整えた。

個人研究費および共同研究費の配分、研究室の整備、研究時間の確保、教育活動に必要な研修機会の確保、共同研究費の制度化など研究環境は、他機関に比べても恵まれた環境を整えることができた。

しかしながら、研究に関する5つの指標(①論文発表、②学術講演・学会発表、③競争的研究資金の獲得、④共同研究、⑤受託研究)のうち、④共同研究での各種研究プロジェクトへの参画、学内共同研究の組織化、競争的研究資金を獲得しての研究の遂行に関しては一定の成果を上げたものと評価できるが、その他の指標に関しては極めて低い水準に留まった。

科学研究費補助金をはじめとする競争的外部研究資金への応募、論文発表、学会発表に対する助言、支援の方策とともに、何よりも多くの教員が研究に取り組むための動機付けをする取り組みが課題である。

施設・設備については、四年制大学の設置、大学院修士課程の開設に基づく施設・設備が整えられているほか、学生の自己学習に対する図書館の土曜開放、PC利用時間帯の拡大が一定の効果を上げ、キャンパス・アメニティも一定のレベルを確保している。

今後は、短大開設時に整備した施設・設備の修繕・更新が課題となる。

図書・電子媒体については、全体として、小規模ながらも大学・短大図書館として有効に機能していると評価できる。

しかし、図書館サービスの提供形態が徐々に変化し、非来館型利用が増加している現在では、必ずしも数字には現れてこない部分もある。今後は電子的情報の利用頻度や、利用者のニーズの把握に努め、より一層の図書館活動の活性化を目指したい。

- ・2009年から始めた「図書館フェア」を2011年度も開催した。大きな予算を使わずに、景品を用意するなどして、「図書館に来ると楽しいことがある」という意識から潜在利用者を掘り起こそうという意図で行うものであるが、概ね好評である。
- ・保健・医療・福祉の関係者に限ってはいるが、学外者にも開放している。

以上のことから、図書館利用者の裾野を広げ、その際の利便性を高めるように努めており、今後も継続していきたい。

基準8 社会連携・社会貢献 に対する自己評価

社会貢献に関しては、平成21年4月から地域交流センターを設置し、推進している。

地域社会との交流には、学生および教員個々またはグループのボランティア的活動に依拠するところが大きく、今後、更に教育システムを確立して推進することを検討する必要がある。

教育研究成果の還元、国や地方自治体等の政策提言・政策形成への寄与に関しては、公開講座、大学コンソーシアムあきたの事業に参画して「社会人講座」、「高大連携授業」、「中学出前授業」や個々の教員の講演活動等により実施してきた。しかしながら、これらは一部の教員の積極的な活動によるところが大きく、全教職員の意識を高め、大学全体の取り組みとする施策を検討する必要がある。

大学の施設・設備の社会への開放および社会との共同利用に関しては、社会からの要請に基づき本学の教育研究・行事に支障ない範囲で積極的に行ってきた。今後さらに図書館の市民への開放など諸条件を整備しながら推進することを検討する必要がある。

基準9 管理運営・財務 に対する自己評価

事務組織では、大学・短大双方の質の高い教育研究を支援する事に組織体制を整備し、教学組織との連携協力等に留意しながら業務を推進しているが、教学組織との連携において、企画立案機能は未だ十分とはいえない。業務の質・量が拡大するとともに、大学等を取り巻く環境の変化にも的確に対応するためには、事務職員においても一段の専門性が要求され、新たな課題への取り組みも求められている。

今後も事務組織については、業務処理の効率性や多様な課題への対応力等の観点から、その適切性を絶えず検証するとともに、事務職員の意識改革や多様な能力開発をSDや外部研修等を通じて進めていく必要がある。

管理運営においては、大学開設を機に、規程全般の制定・改正を行い、それらに基づいた適正な管理運営に努めているほか、学長の決定を補佐する経営会議が適切に役割を果たすとともに、教授会は

基本的に大学・短大の合同教授会として運営されており、教授会の各委員会の活動も含めて、学内の意思決定は概ね滞りなく適切に行われている。また、法人理事会との関係においても特に問題は生じていない。

今後、大学の学年進行等の過程で教授会が所掌する課題が拡大することも想定され、委員会を含めた教員の適切な役割分担に配慮しながら、教授会機能の充実を図る必要がある。

財務については、学部設置にあたり策定した財政収支計画に基づき財務運営を行っており、大学が開設3年目であること等を考慮した財務比率からみても、全体として特に計画と乖離なく推移している。

教育研究に係る経費は一定の妥当な額を措置しているが、科学研究費など外部資金の獲得には更に努力を要する。

全体として、県補助金への依存割合が高いが、自治体も財政難にあることから、優れた人材を地域に送り出す役割を全うするとともに、更なる全般的な経費削減等に不断に取り組む必要がある。

基準10 内部質保証 に対する自己評価

点検評価については、2009（平成21）年4月、日本赤十字秋田看護大学の開学に伴い、それまで日本赤十字秋田短期大学が教育研究活動の改善に向けて推進してきた自己点検評価活動を包含して、看護大学・短期大学合同の評価センターが、各部署の主体的な自己点検評価活動の実施体制と全学的はPDCAサイクルの構築を引き継いで、大学の教育研究水準の維持向上を図っているところである。

本学設置の趣旨・目的に即した効果的な大学運営・教育研究活動を遂行するために、経営会議と教授会のもとに置かれたセンター機構、各種委員会等の体制整備および諸規程を制定し、全教職員への周知・徹底を図り、開設当初から4年制大学に相応しい教育研究活動が行われ、その水準の維持向上への努力が行われている。

大学基準協会の評価基準に基づいて、本学が自律的な存在として機能するために、自らの活動を点検・評価して、その結果を報告書として公開し、さらなる改善・改革を行うことのできる組織であろうとするものである。

情報公開・説明責任について、財政状況の公開は、WEB サイトや学内での閲覧を通じてなされており、公開事項も概ね適切と判断しているが、一般の人にもより分かりやすい内容にすることを検討していく。

点検・評価結果の発信については、結果をとりまとめ次第、WEB サイト等で公開していくこととしており、外部評価は大学完成年度を待つて確実に受審し、その結果を広く公開する必要がある。

情報公開は、大学が説明責任を果たすうえで、極めて重要であり、情報は全面開示を原則として、様々な手段を用いて推進する必要がある。

資料索引

【基準1】 理念・目的	3
【基準2】 教育研究組織	6
1. 教育研究組織.....	6
資料2-1 教育研究組織.....	6
資料2-2 日本赤十字看護学会学術集会.....	7
資料2-3 全学の設置学部・学科・大学院研究科等 (2011年5月1日現在)	10
資料2-4 全学の設置学部・学科・大学院研究科等 (2011年4月1日)	10
2. 教育研究組織の検証.....	10
資料2-5 FD・SD一覧	11
【基準3】 教育内容・方法等	13
1. 教員組織.....	13
資料3-1 全学の教員組織.....	15
資料3-2 学部の教員組織.....	15
資料3-3 開設授業科目における専兼比率.....	16
資料3-4 専任教員年齢構成 (大学)	17
資料3-5 専任教員年齢構成 (短大)	18
【基準4】 教育内容・方法・成果	22
5. 単位互換、単位認定.....	38
資料4-1 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況.....	39
6. 開設授業科目における専・兼比率等.....	39
資料4-2 開設授業科目における専兼比率.....	41
9. 成績評価法.....	44
資料4-3 卒業判定.....	45
12. 国内外との教育研究交流.....	47
資料4-4 教育課程・卒業必要単位数.....	49
【基準5】 学生の受け入れ	54
1. 学生募集方法、入学者選抜方法.....	54
資料5-1 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移 (大学).....	56
資料5-2 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移 (短大).....	57
資料5-3 2011年度学部の入学者の構成.....	58
7. 定員管理.....	65
資料5-4 2011年度学部・学科の学生定員及び在籍学生数.....	66
8. 編入学者、退学者	66
資料5-5 2011年度学部・学科の退学者数.....	67
【基準6】 学生支援	68
1. 学生への経済的支援.....	68
資料6-1 2011年度 奨学金給付・貸与状況.....	69
9. 就職指導—学生の進路選択に関わる指導.....	74

資料 6-2 就職・大学院進学状況.....	75
12. 課外活動—学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況.....	76
資料 6-3 学生生活関連 修学・進学状況 (年度別、利用者数・件数)	78
資料 6-4 学生生活関連 経済支援状況 (年度別、利用者数・件数)	79
資料 6-5 学生相談室利用状況.....	80
資料 6-6 保健室利用状況.....	81
資料 6-7 課外活動状況.....	82
【基準 7】 研究環境.....	83
2. 経常的な研究条件の整備.....	84
資料 7-1 専任教員の研究費.....	84
資料 7-2 教員研究室.....	84
資料 7-3 専任教員の研究旅費.....	85
資料 7-4 学内共同研究費.....	85
資料 7-5 教員研究費内訳.....	85
資料 7-6 教員研究費内訳.....	85
3. 競争的な研究環境創出のための措置.....	86
資料 7-7 科学研究費の採択状況.....	86
資料 7-8 学外からの研究費.....	87
6. 施設設備等の整備.....	88
資料 7-9 校地、校舎、講義室等の面積.....	89
資料 7-10 主要施設の概要.....	90
資料 7-11 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模.....	90
資料 7-12 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模.....	91
11. 図書・図書館の整備.....	93
資料 7-13 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況.....	95
資料 7-14 図書館利用状況.....	96
資料 7-15 学生閲覧室等.....	96
【基準 8】 社会連携・社会貢献.....	99
1. 社会への貢献.....	99
資料 8-1 公開講座年度別来場者数推移.....	104
資料 8-2 公開講座の開設状況.....	105
【基準 9】 管理運営・財務.....	106
3. 大学業務を支援する事務組織の設置と機能.....	111
資料 9-1 事務組織.....	113
5. 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立.....	115
資料 9-2 主要施設の概況.....	117
6. 予算編成および予算執行は適切に行っているか。.....	118
資料 9-3 消費収支計算書関係比率(法人全体のもの).....	120
資料 9-4 消費収支計算書関係比率 (大学)	121
資料 9-5 消費収支計算書関係比率 (短大)	122
資料 9-6 貸借対照表関係比率 (大学)	123
資料 9-7 貸借対照表関係比率 (短大)	124
【基準 10】 内部質保証.....	125

4. 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応	128
資料 10-1 文部科学省からの大学設置認可にかかる留意事項及び履行状況.....	129
5. 財政公開.....	129
資料 10-2 財政公開状況.....	131